



2025年へのカウントダウン

～同時改定を生き抜く看護管理と病院経営～



、
国際医療福祉大学大学院 教授
武藤正樹



国際医療福祉大学三田病院
2012年2月新装オープン！

国際医療福祉大学
三田病院

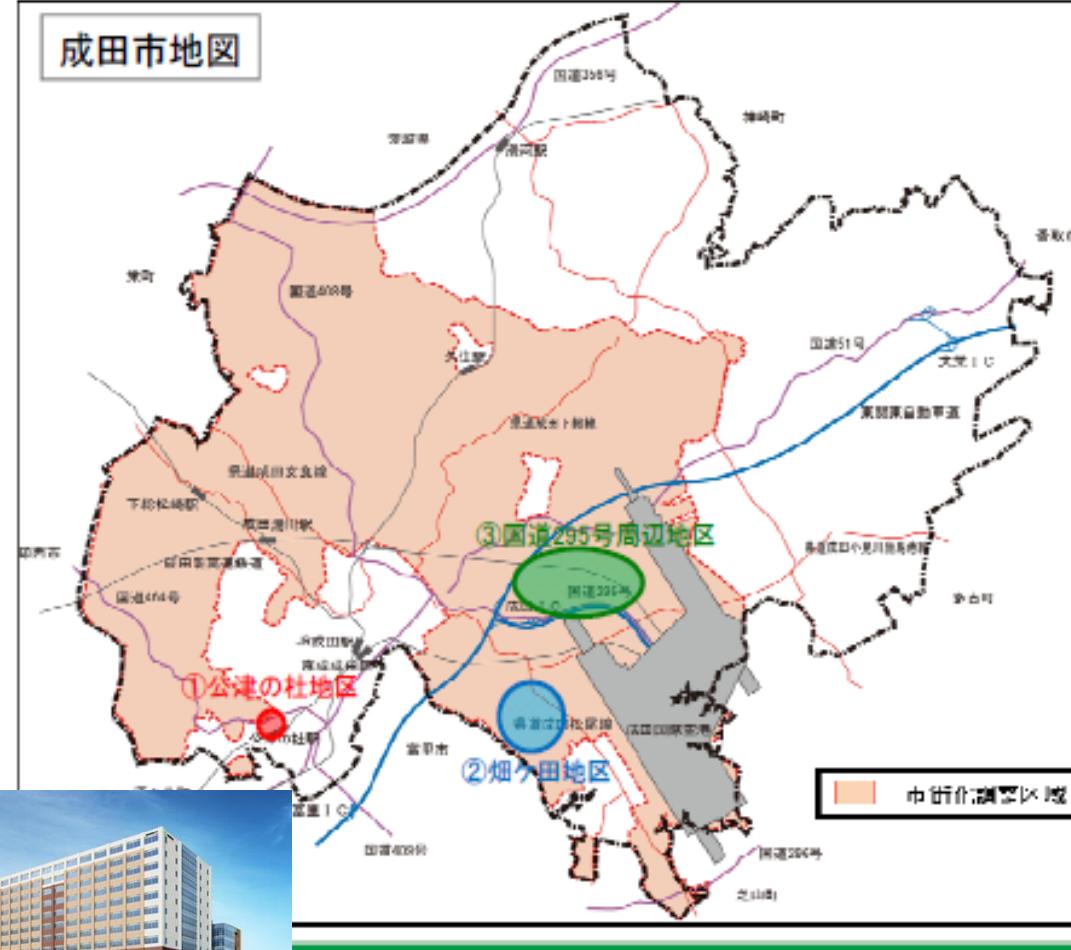
国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市に
医学部を！

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畠ヶ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。

成田市地図





INTERNATIONAL
UNIVERSITY OF
HEALTH AND WELFARE

New School of Medicine will be established in Narita in April 2017

(Government approval of the establishment in process)



目次

- パート1
 - 国民会議と医療介護一括法
- パート2
 - 地域医療構想
- パート3
 - 2016年改定から同時改定を予測する
- パート4
 - 地域包括ケアシステムと在宅医療
- 海外編
 - 欧米の在宅医療と認知症対策



パート1

国民会議と医療介護一括法



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論
社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長)
が2012年11月30日から始まった

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

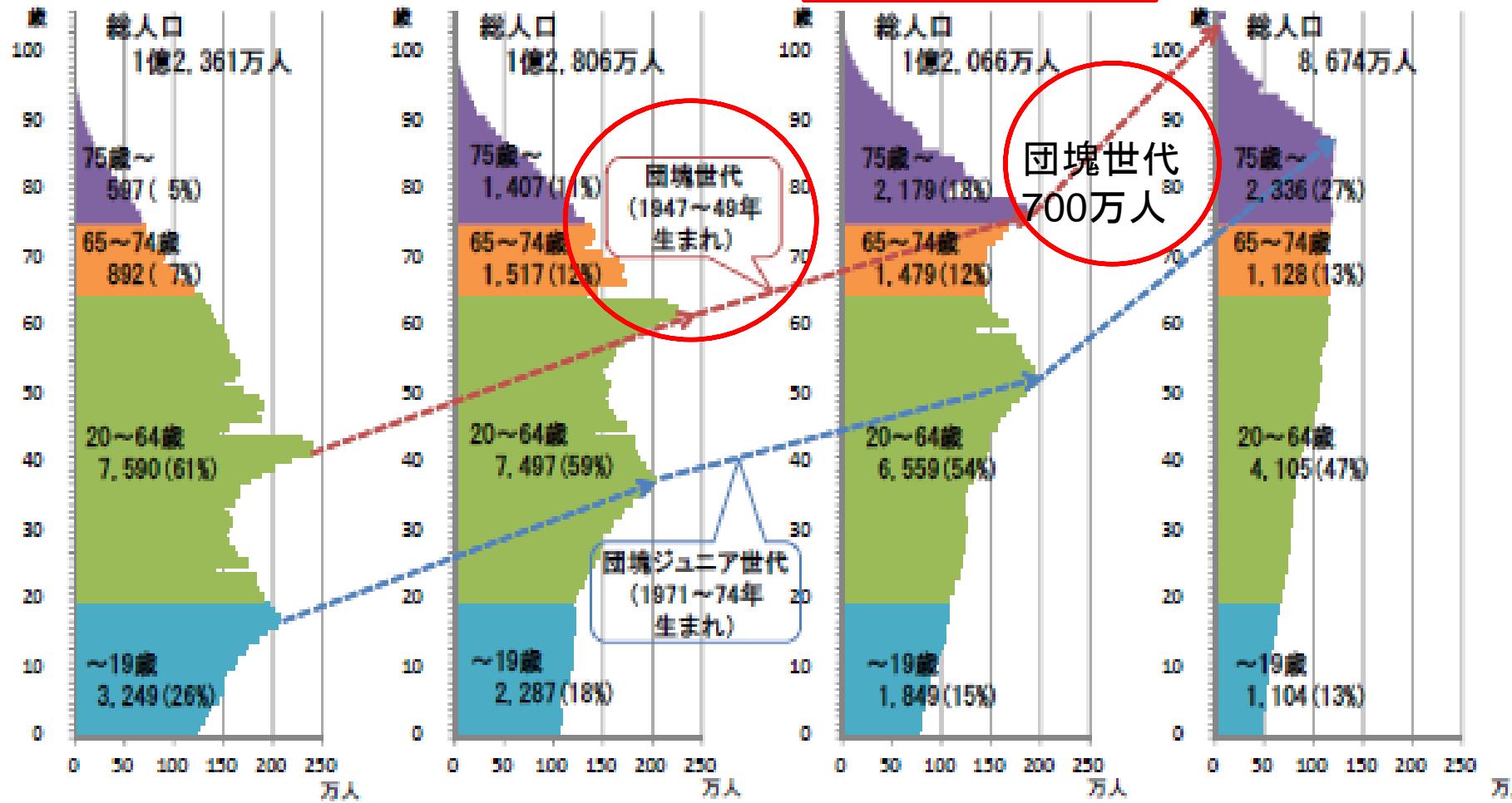
- 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

平成2年 (1990年) (実績)

平成22年 (2010年) (実績)

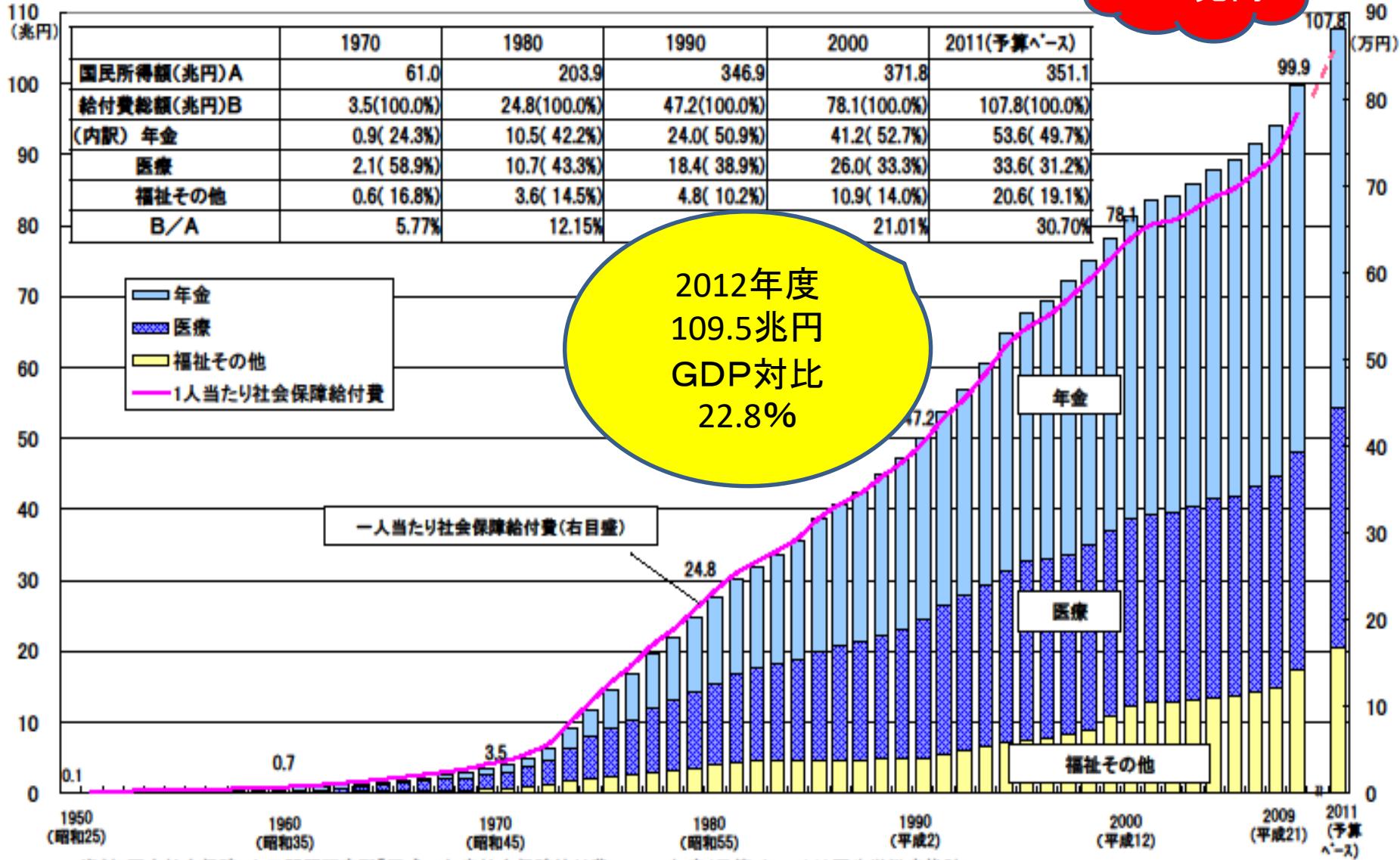
平成37年 (2025年)

平成72年 (2060年)



社会保障給付費の推移

2025年
149兆円



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計。

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注)図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障・税一体改革(8月10日)

- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決された。
- 現在5%の消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%に引き上げることなどを盛り込んだ。
- その背景は…
団塊世代の高齢化と、激増する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

2017年4月消費増税 10%先送り

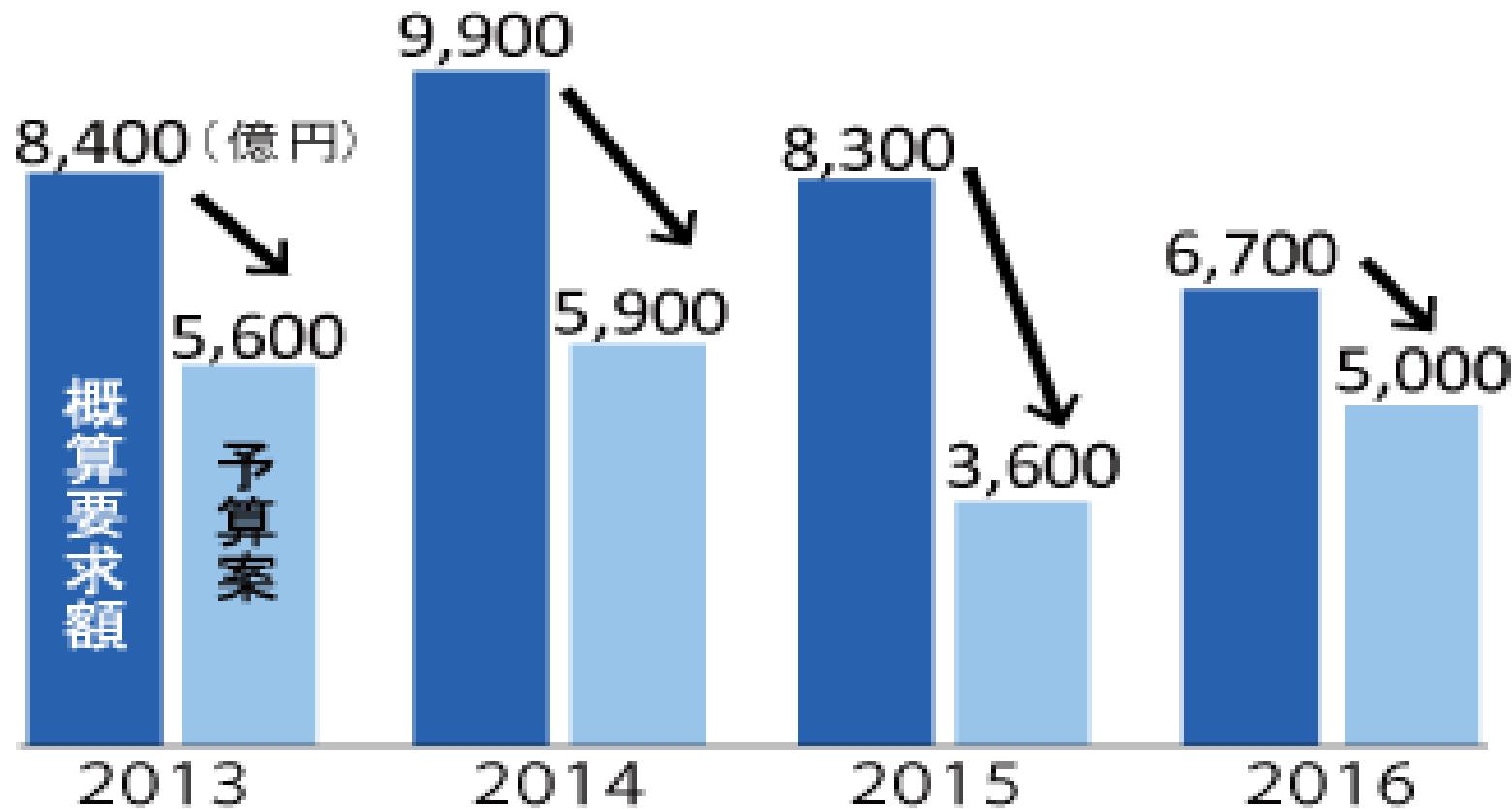


8%から10%の2%増税で4兆円の財源が消える！

社会保障費の自然増を削り続ける安倍内閣

※社会保障費の自然増

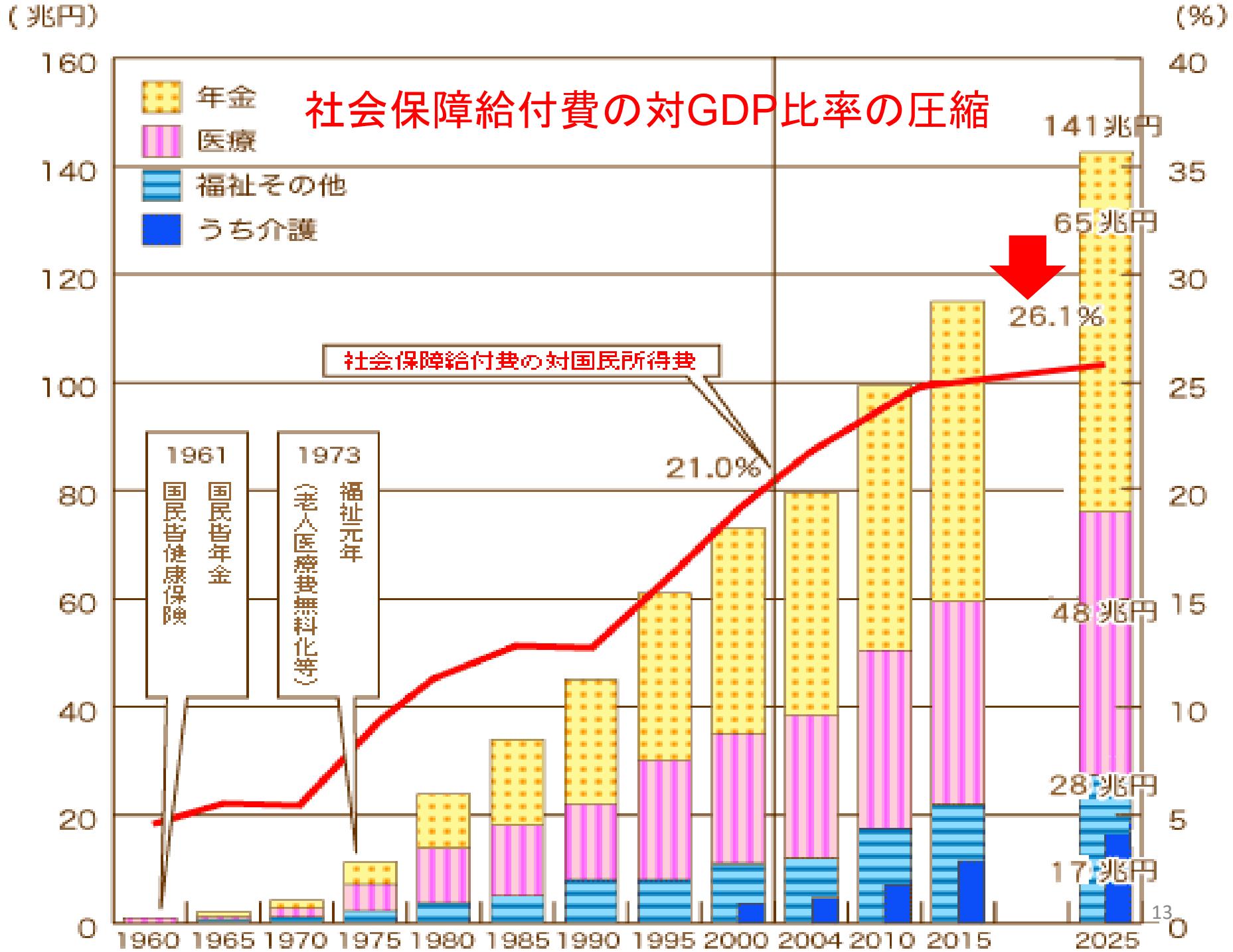
社会保障費のうち、高齢化の進展などで制度を変えなくても増えていく費用



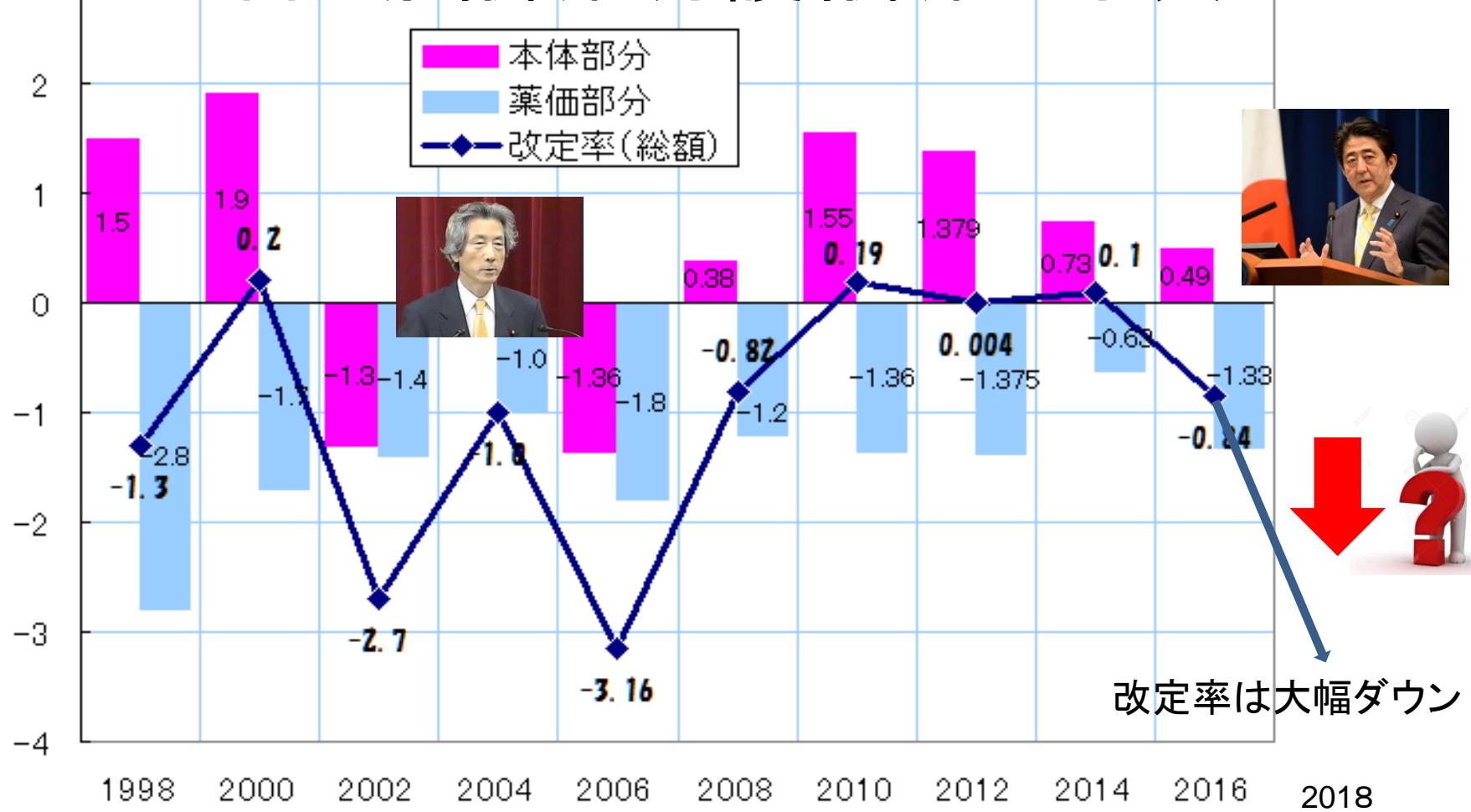
2017年度予算 自然増を1400億円圧縮、5000億円以内に

財務・厚労省が検討する社会保障費の伸び抑制策

医療	窓口負担	かかりつけ医以外の受診に定額負担
	高額療養費	後期高齢者の自己負担引き上げ
	高額薬	所得の高い高齢者の月額上限を引き上げ
介護	自己負担	オプジーボの薬価引き下げと使用の指針策定
	高額介護費	2割負担の対象者を拡大
	サービス	自己負担の月額上限を引き上げ
	保険料	要介護度の低い人向けサービスの保険外し



2018年診療報酬・介護報酬同時改定は？



(注)2014年度は消費税増税対応分を含む(これを含めないと本体部分は0.1%増)。2016年度の改訂額は、2014年まで含めていた想定より売れた医薬品の価格引き下げも含めると実質マイナス1.03%

(資料)産経新聞2009.12.24、毎日新聞2012.12.22、2013.12.21、2015.12.22

地域医療介護一括法



社会保障制度改革国民会議 最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

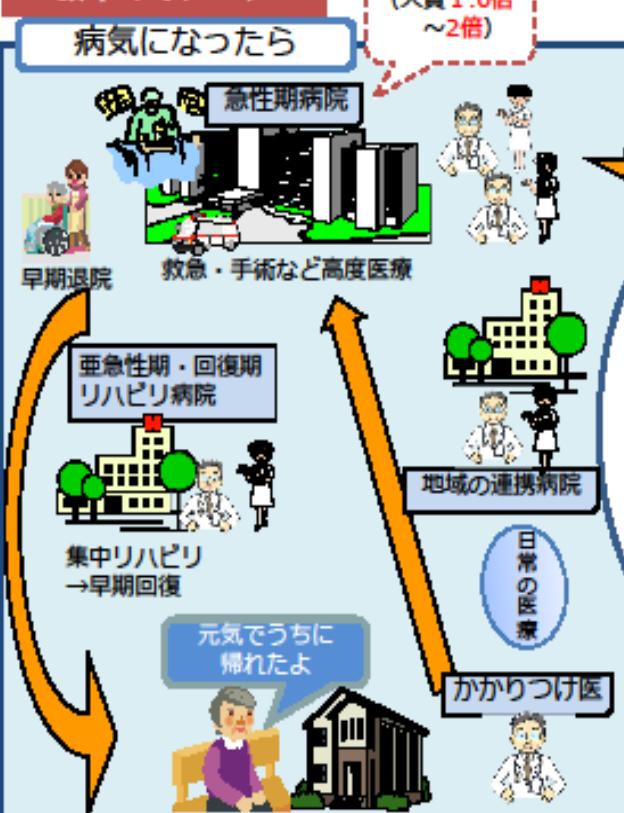
改革の方向性 ②

医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な
医療・介護サービスが受けられる社会へ

改革のイメージ



(人員 1.6倍
~2倍)

- 包括的マネジメント
- ・在宅医療連携拠点
 - ・地域包括支援センター
 - ・ケアマネジャー

- ・医療から介護への円滑な移行促進
- ・相談業務やサービスのコーディネート

- ・地域の病院、拠点病院、回復期病院の役割分担が進み、連携が強化。
- ・発症から入院、回復期、退院までスムーズにいくことにより早期の社会復帰が可能に

退院したら

<地域包括ケアシステム>
(人口 1万人の場合)

医療



通院

- ・在宅医療等 (1日当たり 17→29人分)
- ・訪問看護 (1日当たり 29→49人分)

住まい



自宅・ケア付き高齢者住宅

- ・グループホーム (16→37人分)
- ・小規模多機能 (0.25か所→2か所)
- ・デイサービスなど

介護



- ・介護人材 (207→356~375人)

通所

訪問介護

・看護

- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービス (15人分)

※地域包括ケアは、
人口 1万人程度の
中学校区を単位と
して想定

生活支援・介護予防

※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもの

3

病床機能分化と連携

同時進行

地域包括ケアシステム

地域医療・介護一括法成立可決(2014年6月18日)

医療

基金の創設： 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための基金を都道府県に創設(2014年度)

病床機能報告制度： 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入(2014年10月)

地域医療構想： 都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整(2015年4月)

医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10月)

「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階的に)

一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月)

所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)

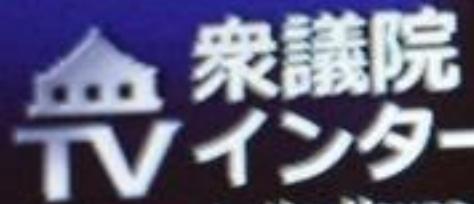
(カッコ内は施行時期)

介護

2014年6月18日
可決成立

2014年5月14日衆院
厚生労働委員会で
強行採決！





TVインターネット審議中継

Welcome to the House of Representatives Internet-TV

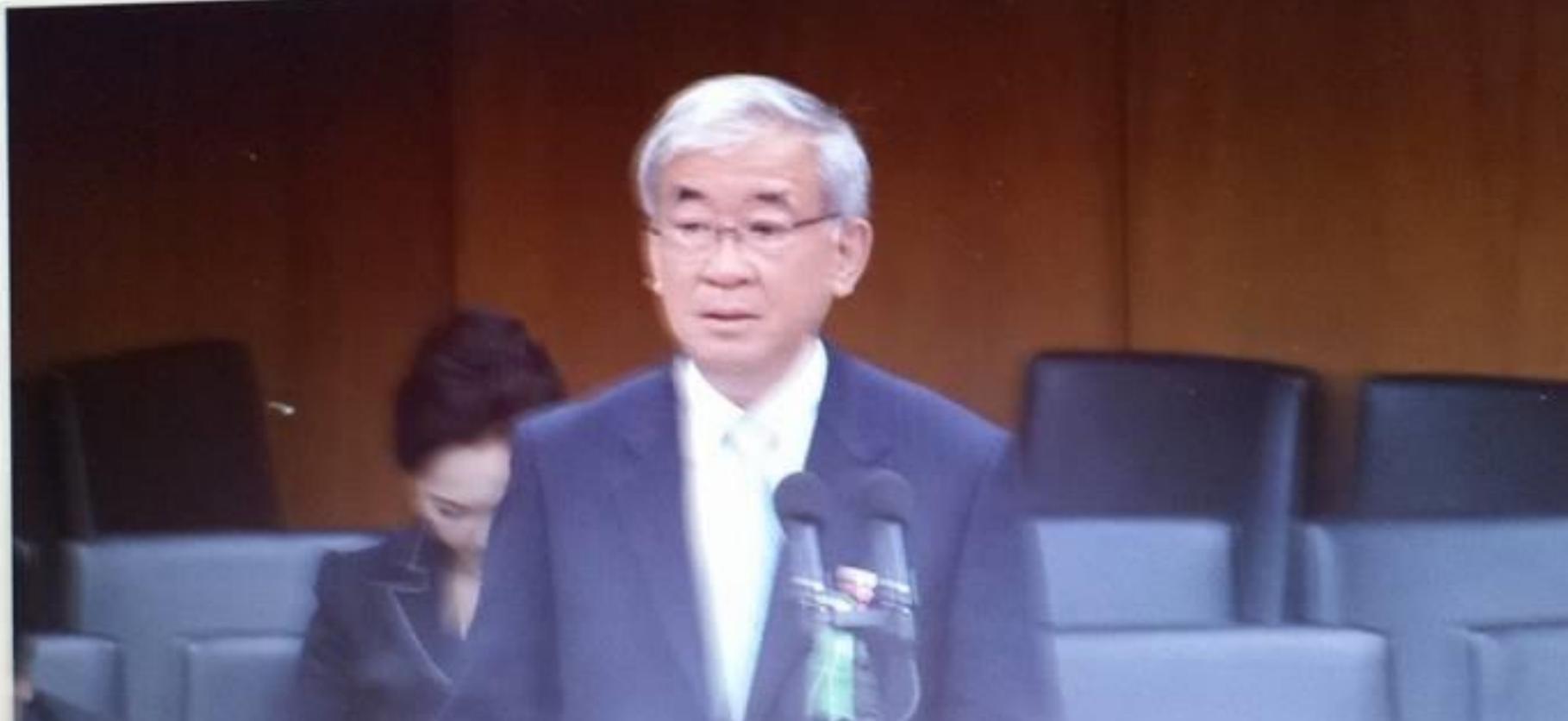
HOME

お知らせ

利用方法

FAQ

アンケート



強行採決の前日、5月13日衆議院厚生労働委員会参考人招致
「地域包括ケアシステムにおける看護師・薬剤師の役割と課題」

パート2

地域医療構想



医療機関が報告する医療機能

- ◎ 各医療機関(有床診療所を含む。)は病棟単位で※、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方向」を、都道府県に報告する。
- ※ 医療資源の効率的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告は病棟単位を基本とする」とされている(「一般病床の機能分化の推進についての整理」(平成24年6月急性期医療に関する作業グループ))。
- ◎ 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

(注) 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的な内容に関する項目を報告することとする。

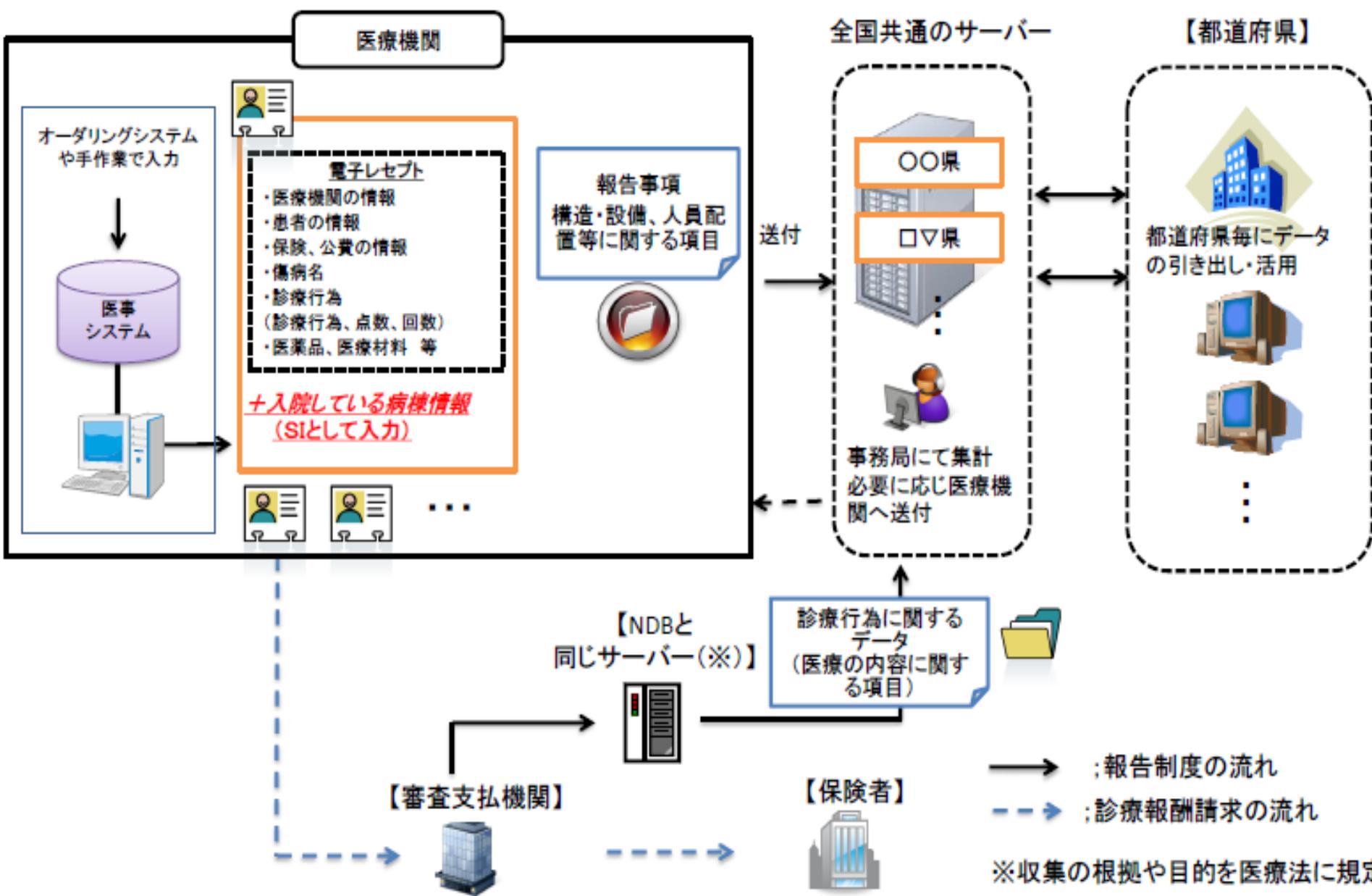
- ◎ 病棟が担う機能を上記の中からいずれか1つ選択して、報告することとするが、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、提供している医療の内容が明らかとなるように具体的な報告事項を検討する。
- ◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、病棟単位の医療の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことは困難であるため、報告制度導入当初は、医療機関が、上記の各医療機能の定性的な基準を参考に医療機能を選択し、都道府県に報告することとする。

病床機能報告制度と地域医療ビジョン

- 報告項目
 - 人員配置・医療機器等
 - 医療機関が看護職数などの人員配置や医療機器などの設備について、厚労省が整備するサーバーへ送る項目（病棟単位23項目、病院単位22項目）
 - 手術・処置件数等
 - 手術件数や処置件数など、提供している医療の内容を「レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）」を活用して自動的に集計する項目（81項目）
- 地域医療構想（ビジョン）
 - 病床機能の「今後の方向」は6年後の方針性
 - 「地域医療構想（ビジョン）のためのガイドラインを策定する検討会」で議論

病床機能報告制度における集計等の作業について

別添2



病床機能と病棟の情報(病棟コード)の対応表について

【病床機能報告(毎年10月)】

- 各医療機関が病床機能報告の際に、各医療機関の病棟と、電子レセプトに記録された病棟の情報(病棟コード)とを関連づけるため、次の対応表を病床機能報告の際に報告。

(対応表イメージ)

7. 病棟名及び病棟情報【貴院において、平成28年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する全ての入院病棟の名称及び病棟コードを入力してください。】

※病棟の単位は、各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとします。特定入院料を算定する治療室・病室については、当該施設基準の要件を満たす体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとします。

(特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料4、地域包括ケア入院医療管理料1又は2を算定する場合は除く。)

※同じ病棟名の病棟が存在する場合、病棟名に連番を付して区別してください。

※病棟情報については、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている病院のみ入力対象となります。

平成28年6月診療分の電子レセプトに記録頂いた病棟コードを入力してください。

No	病棟名	レセプトに印字又は表示する名称	病棟コード
1	3階東病棟	慢性期機能病棟01	190640001
2	3階西回復期リハビリテーション病棟	回復期機能病棟01	190630001
3	4階東地域包括ケア病棟	回復期機能病棟02	190630002
4	4階西病棟	急性期機能病棟01	190620001
5	5階東病棟	急性期機能病棟02	190620002
6	5階ICU病棟	高度急性期機能01	190610001
7			

各医療機関が有する
病棟名を記載

6月診療・7月請求分の
電子レセプトに記録した
病棟コードを記載

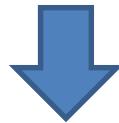
地域医療構想策定ガイドライン等 に関する検討会



座長:遠藤久夫・学習院大学経済学部長

地域医療構想策定の3つのステップ

①構想区域の設定



②構想区域における
医療需要の推計



③地域医療構想調整会議で
医療提供体制(必要病床数)
を協議

ステップ②

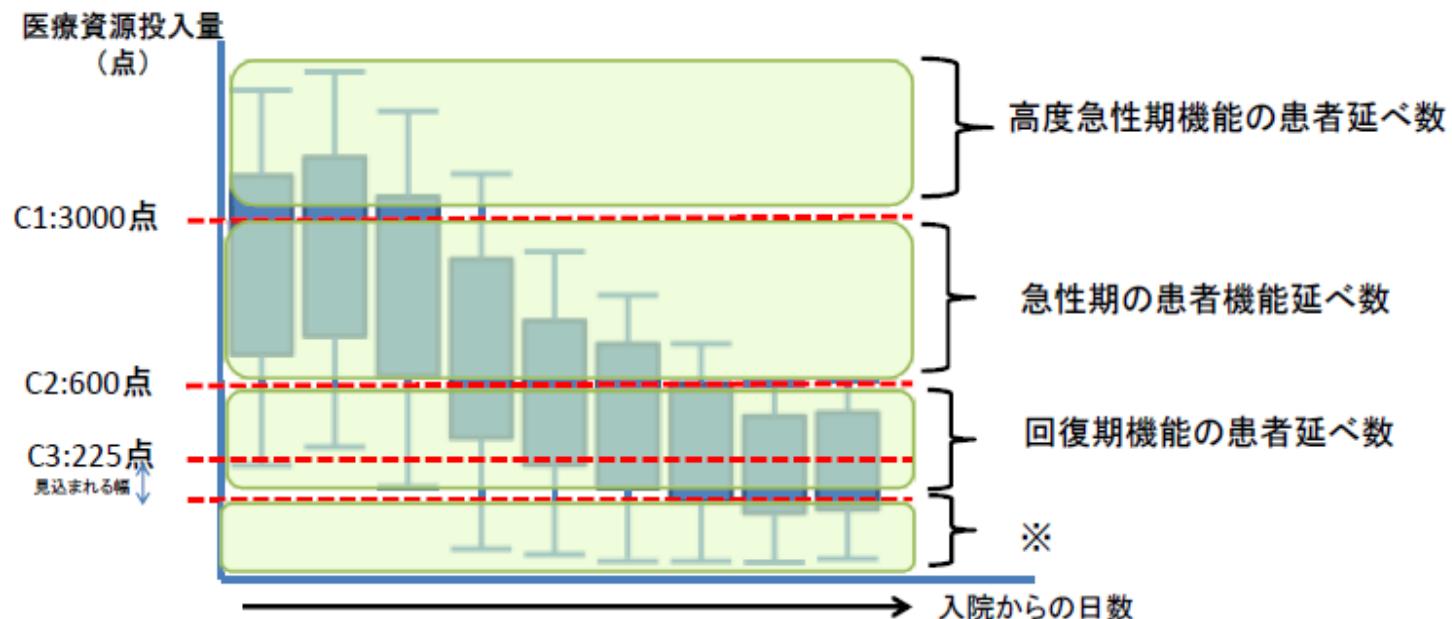
医療需要を推計する

医療需要から 病床機能別病床数を推計

- 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会(2014年10月31日)
 - 1日当たりの「**医療資源投入量**」の多寡で医療需要(患者数)を推計→病床機能別病床数を推計
 - DPCデータとNDBから、患者に対する個別の診療行為を診療報酬の出来高点数に換算して入院日数や入院継続患者の割合などと比較して医療資源投入量を算出
 - 医療資源投入量(1日あたり入院医療費から入院基本料とりハを除いた出来高部分、医薬品、検査、手術、処置、画像など)
 - 医療資源投入量の高い段階から順に、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の4つの医療機能を位置付ける

高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方

- 医療資源投入量の推移から、高度急性期と急性期との境界点(C1)、急性期と回復期との境界点(C2)となる医療資源投入量を分析。
- 在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる境界点(C3)を分析した上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み、回復期機能で対応する患者数とする。なお、調整を要する幅として見込んだ点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等※の患者数として一体的に推計することとする。
※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- C1を超えている患者延べ数を高度急性期機能の患者数、C1～C2の間にいる患者延べ数を急性期機能の患者数、C2～C3の間にいる患者延べ数を回復期機能の患者数として計算。

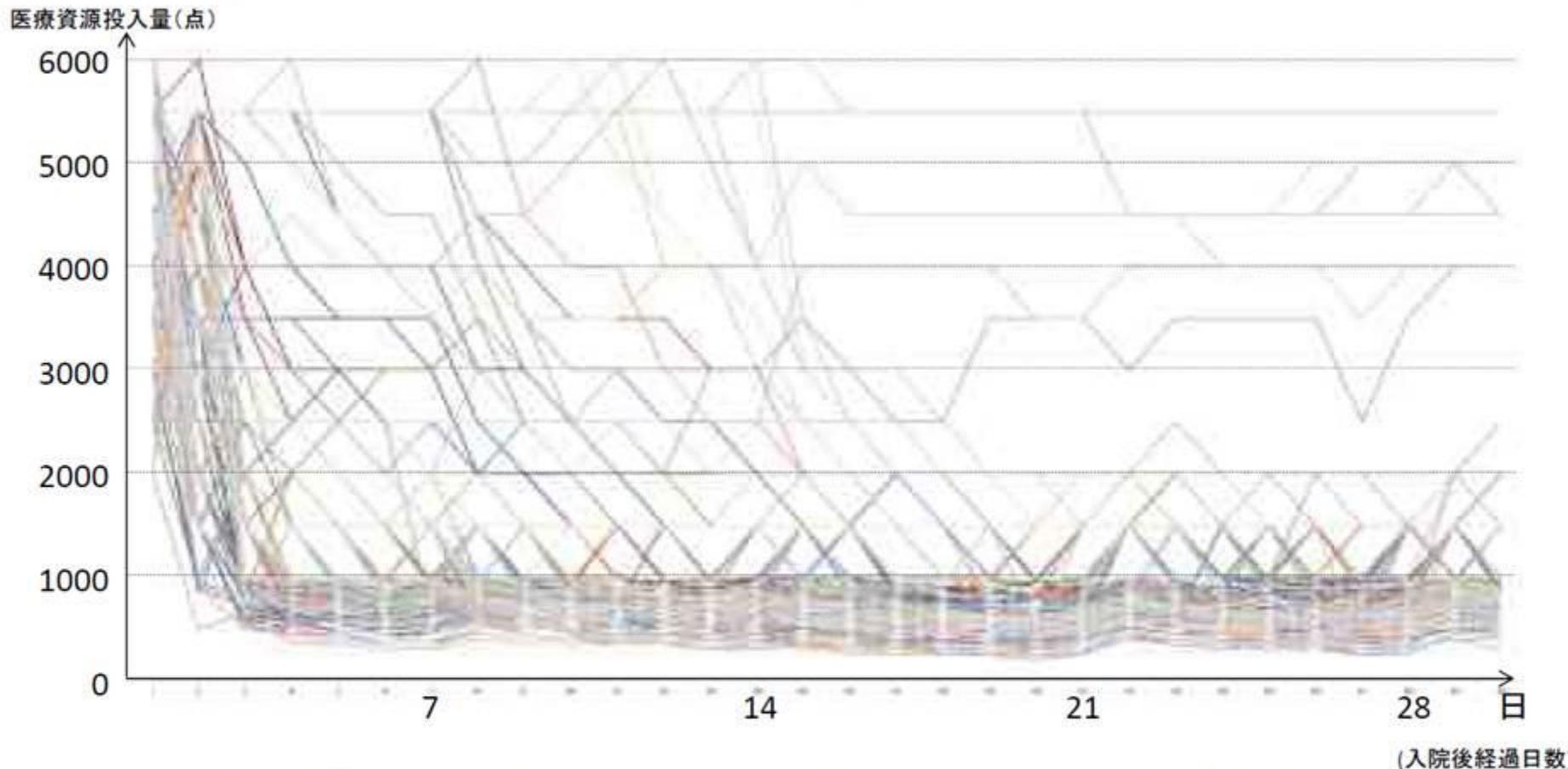


※ 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。



全ての疾患で合計し、各医療機能の医療需要とする。

医療資源投入量(中央値)の推移 (入院患者数上位255のDPCの推移を重ね合わせたもの)



- 各DPCごとに1日当たりの医療資源投入量(中央値)を入院後経過日数順にプロットしたものを同一平面に重ね合わせたもの
- 患者数上位255のDPCについてプロット（平成23年度患者調査）
- 中央値は、1000点以上の場合、500点刻み、1000点未満の場合、50点刻みで集計

地域の実情に応じた慢性期機能及び在宅医療等の需要推計の考え方

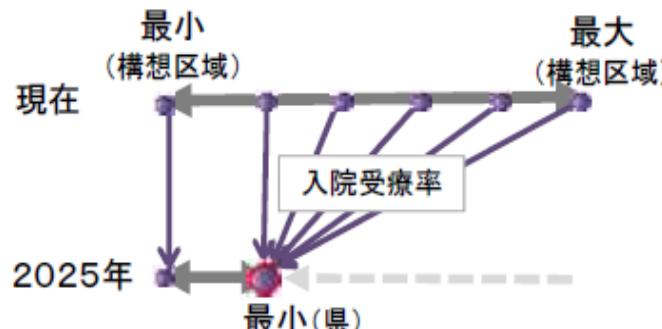
- 慢性期機能の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者数のうち一定数は、2025年には、在宅医療等※で対応するものとして推計する。
※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- その際、療養病床については、現在、報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
その際、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることを踏まえ、この地域差を一定の目標まで縮小していくこととする。
- また、介護施設や高齢者住宅を含めた受け皿となる医療・介護等での対応が着実に進められるよう、一定の要件に該当する地域については配慮を行う。

【入院受療率の地域差の解消目標】

パターンA

全ての構想区域が
全国最小値(県単位)まで入院
受療率を低下する。

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域につい
ては、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



パターンB

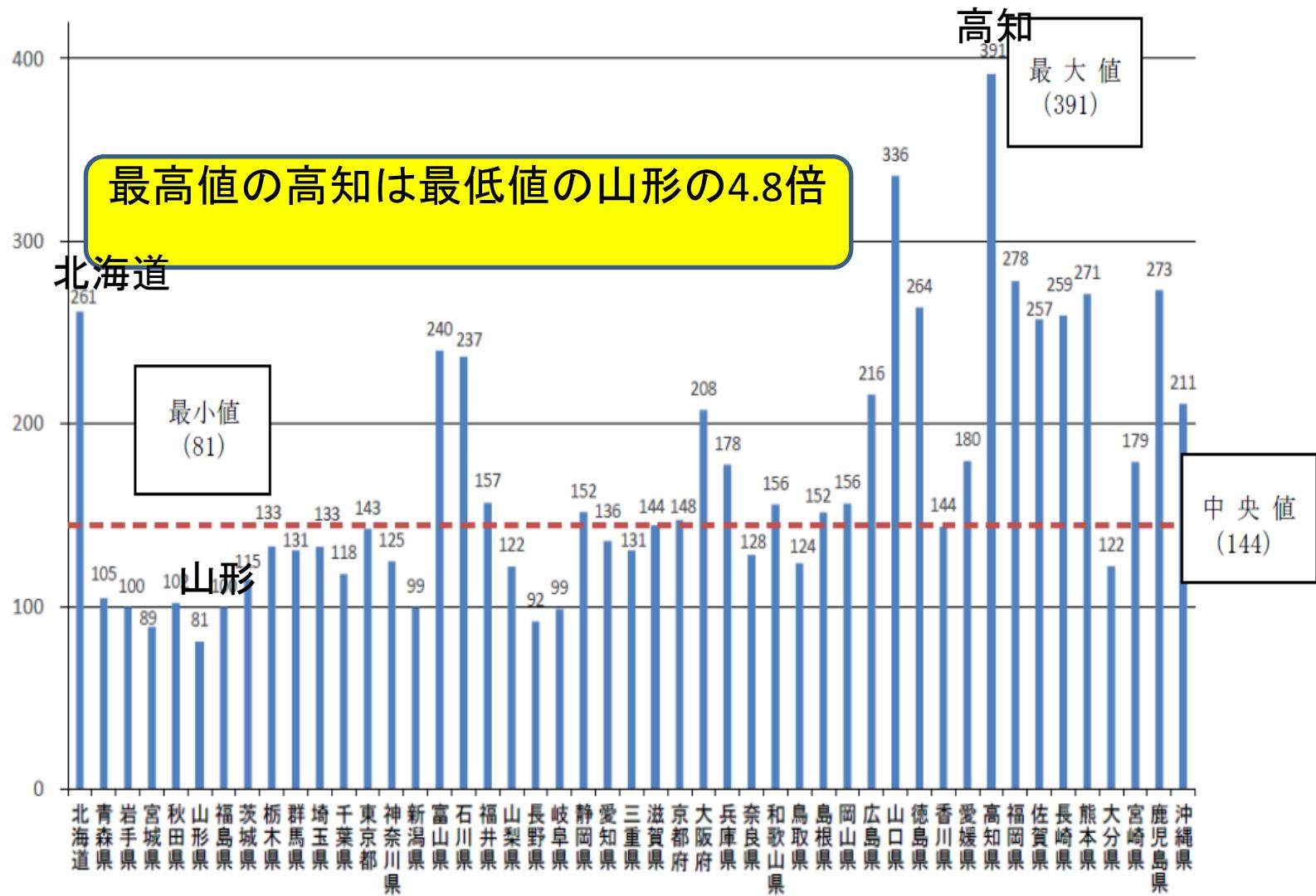
構想区域ごとに入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合解消させることとするが、
その割合については全国最大値(県単位)が全国中央値(県単位)にまで低下する割合を一律
に用いる。

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域につい
ては、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



療養病床の都道府県別入院受療率(医療区分1の70%相当の患者数等を除く※) (平成25年)

〔※ 医療区分1の患者の70%に相当する者及び回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する者を除き、性・年齢構成の影響を補正した都道府県別の入院受療率(人口10万当たりの入院患者数、患者住所地ベース)〕



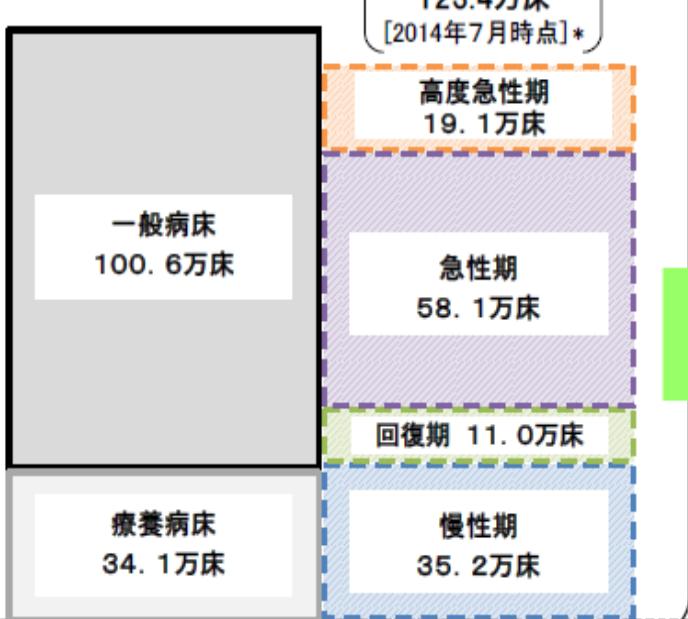
出典：社会保障制度改革推進本部専門調査会「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会第1次報告」

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 （→「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環）
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 ・慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。

【現 状:2013年】

134.7万床（医療施設調査）



【推計結果:2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ

機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合: 152万床程度

2025年の必要病床数(目指すべき姿)
115～119万床程度※1

機能分化・連携

地域差の縮小

高度急性期
13.0万床程度

急性期
40.1万床程度

回復期
37.5万床程度

慢性期
24.2～28.5
万床程度※2

NDBのレセプトデータ等を活用し、医療資源投入量に基づき、機能区分別に分類し、推計

入院受療率の地域差を縮小しつつ、慢性期医療に必要な病床数を推計

将来、介護施設や
高齢者住宅を含めた
在宅医療等で追加的に
対応する患者数

29.7～33.7
万人程度※3

医療資源投入量
が少ないなど、
一般病床・療養
病床以外でも
対応可能な患者
を推計

* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。
 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

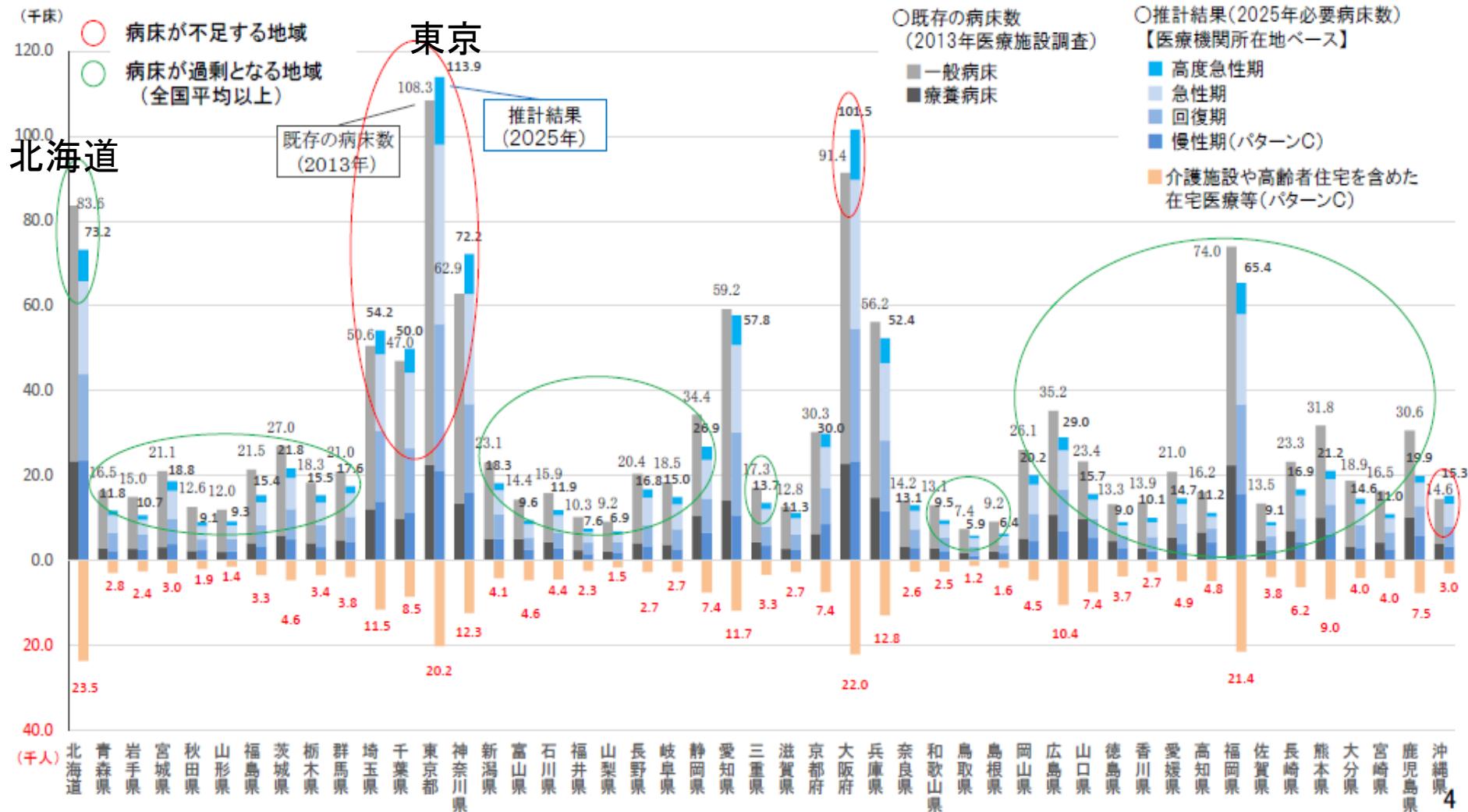
※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(都道府県別・医療機関所在地ベース)

- 一般病床と療養病床の合計値で既存の病床数と比較すると、現在の稼働の状況や今後の高齢化等の状況等により、2025年に向けて、不足する地域と過剰となる地域がある。
- 概ね、大都市部では不足する地域が多く、それ以外の地域では過剰となる地域が多い。
- 将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数も、大都市部を中心に多くなっている。



2013年比2025年増減率(目標)

- ① 15% 神奈川
- ② 11% 大阪
- ③ 7% 埼玉
- ④ 6% 千葉
- ⑤ 5% 東京、沖縄
- ⑥ -1% 京都
- ⑦ -2% 愛知
- ⑧ -7% 兵庫
- ⑨ -8% 奈良
- ⑩ -11% 宮城

- -12% 北海道、滋賀、福岡 (全国平均)
- -15% 栃木
- -16% 群馬
- -18% 長野、広島
- -19% 茨城、岐阜
- -20% 鳥取
- -21% 新潟、三重
- -22% 静岡
- -23% 山形、岡山、大分
- -25% 石川、山梨
- -26% 福井
- -27% 和歌山、香川、長崎
- -28% 青森、秋田、福島
- -29% 岩手
- -30% 島根、愛媛
- -31% 高知
- -32% 徳島
- -33% 富山、山口、佐賀、熊本、宮崎
- -35% 鹿児島

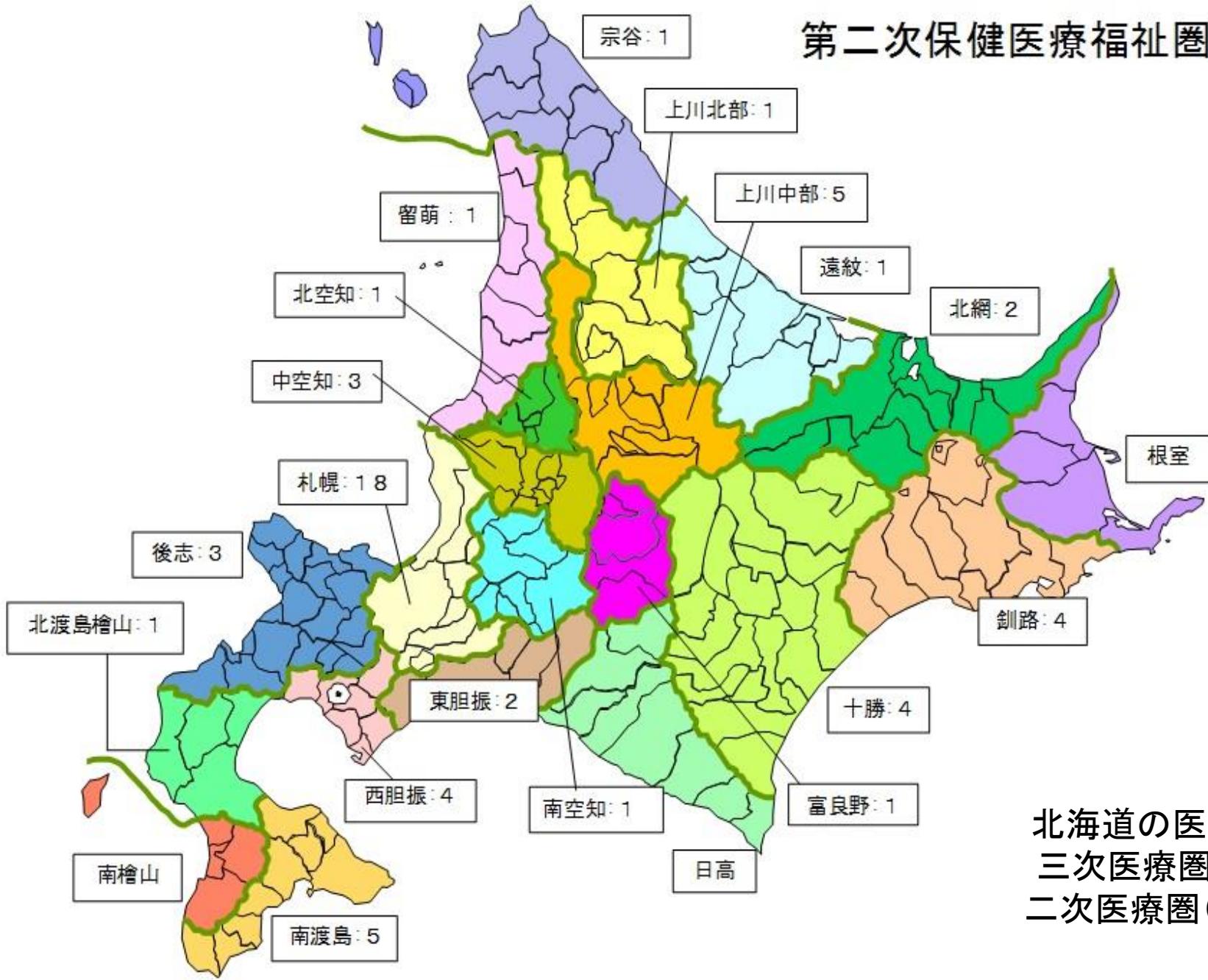
医療が変わる、病床が変わる

	20世紀	21世紀
人口	増大・若者	減少・高齢化
疾患	単一疾患	複数疾患、退行性疾患
目標	治癒、救命	機能改善、生活支援
目的	治す医療	支える医療
場所	病院	地域
医療資源投入	多量	中等度



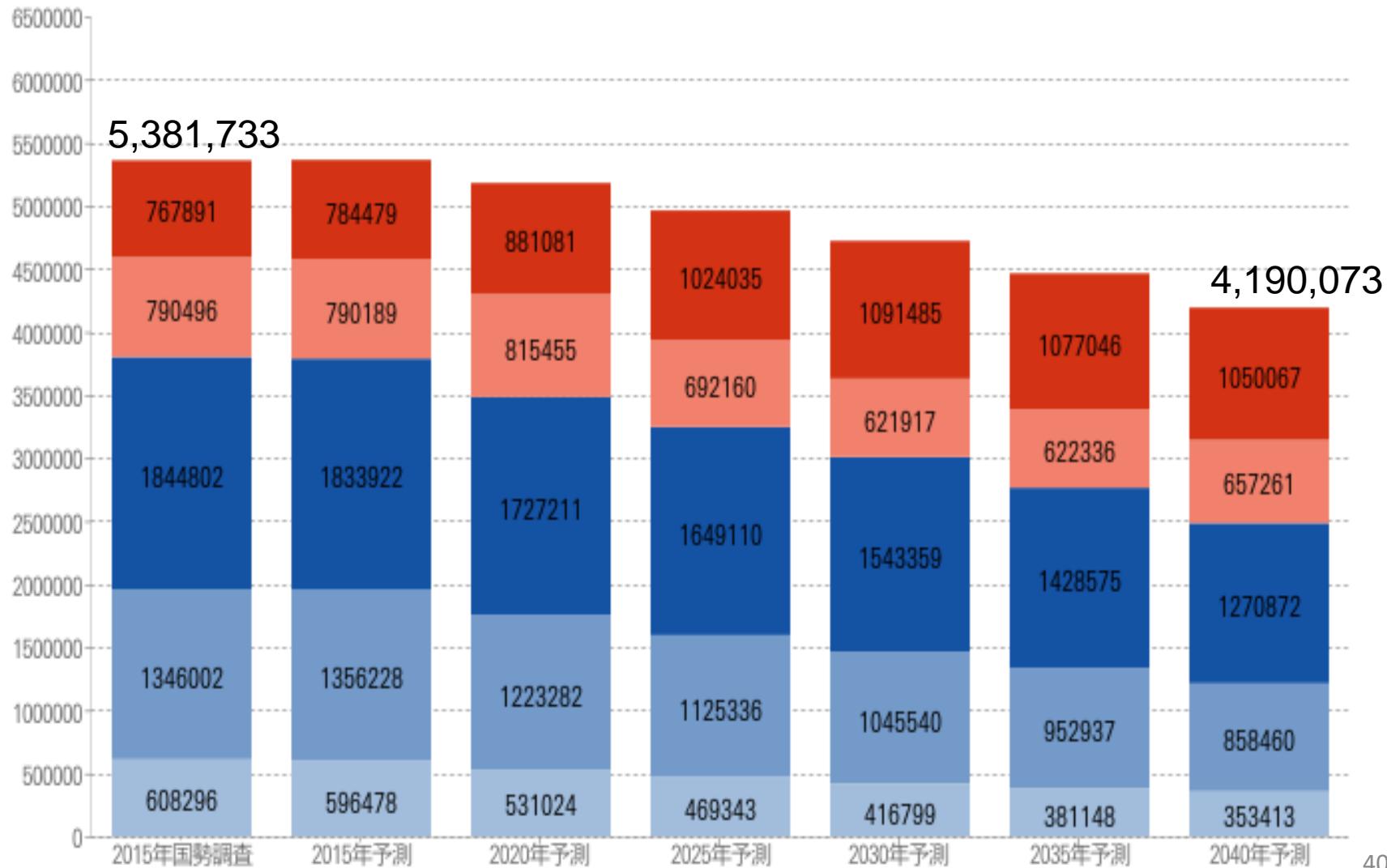
北海道の地域医療構想

第二次保健医療福祉圏別



北海道の医療圏
三次医療圏(6)
二次医療圏(21)

北海道の人口推計

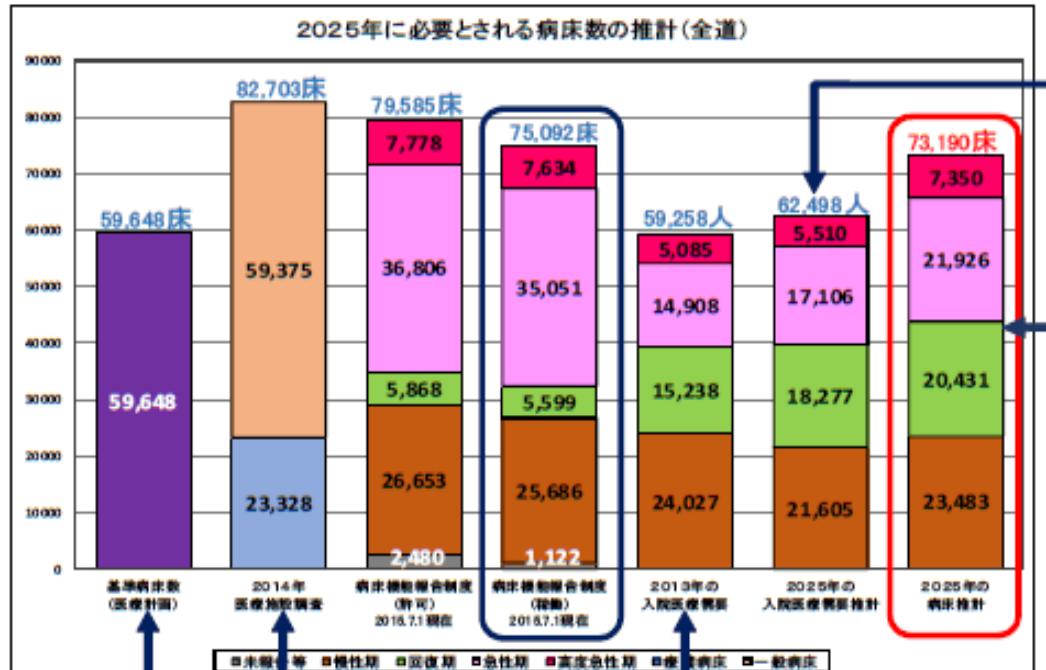


【参考】

北海道全体

2015年

2025年



2013年の実際の入院受療率が2025年も同じであると想定し、国立社会保障人口問題研究所公表の2025年の性・年齢階層別人口により推計した入院患者数です。※慢性期は、入院受療率の地域差を縮小することとして推計しています。

2025年の入院医療需要推計（入院患者数）を国が定めた入院受療率で割り戻して、必要とされる病床数として算出しています。

[高度急性期 75%、急性期 78%]
回復期 90%、慢性期 92%]

*2025年の病床推計の考え方
高度急性期、急性期～医療施設所在地
回復期、慢性期～患者住所地

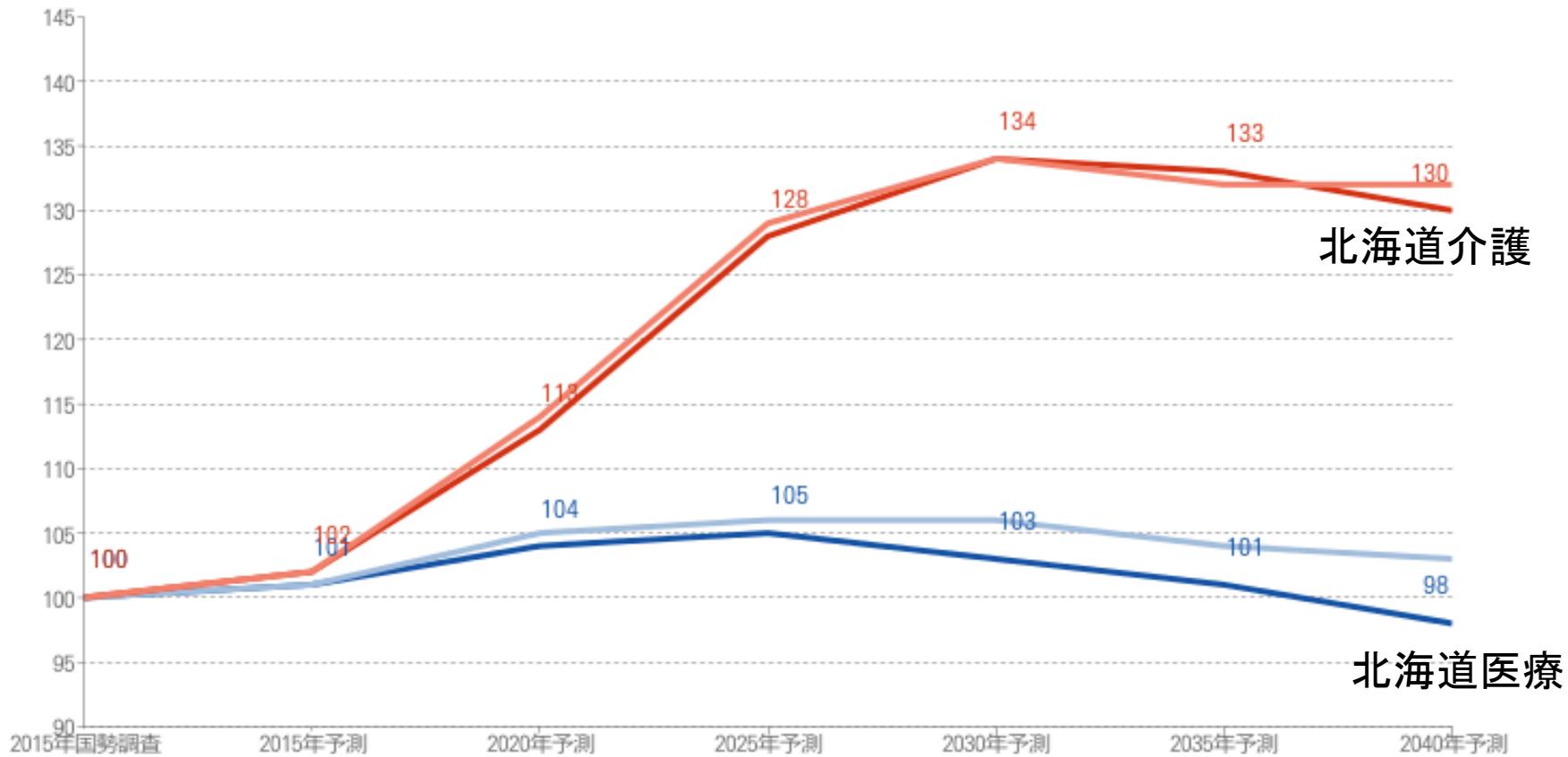
2013年のNDBレセプトデータ及びDCデータに基づくもので、1日当たりの実際の入院患者数です。※慢性期は、療養病床の入院患者のうち、医療区分1の患者の70%を、在宅医療等で対応する患者数として除いています。

病床機能報告制度は、医療法に基づく医療機関からの自主申告、病棟単位での報告であるため「2013年の入院医療需要」、「2025年の入院医療需要推計」、「2025年の病床推計」と単純には比較できません。

統計法に基づく平成26年医療施設調査で報告された「一般病床」と「療養病床」の病床数で、許可病床相当数となります。しかし、稼働していない病床も含まれており、また、各地域の病床数を人口当たりで比較した場合、地域差が存在します。

基準病床数は、医療法に基づき「北海道医療計画」で定める二次医療圏ごとの病床の整備目標であるとともに、それ以上の病床の増加を抑制するための基準です。

医療介護需要予測指數 (2015年実績=100)



パート3

2016年改定から 同時改定を予測する

入院医療等調査評価分科会より

診療報酬改定の基本的視点

- (1) 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点
 - 医療機能に応じた入院医療の評価
 - チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取り組み
 - 地域包括ケアシステム推進
 - 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
 - 外来医療の機能分化
- (2) 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する視点
- (3) 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点
- (4) 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点



7対1の厳格化

中医協診療報酬調査専門組織 入院医療等の調査・評価分科会



診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会
委員名簿

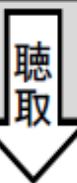
氏名	所属
安藤 文英	医療法人西福岡病院 理事長
池田 優也	国際医療福祉大学大学院 教授
池端 幸彦	医療法人池慶会 理事長
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
香月 進	福岡県保健医療介護部 理事
神野 正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
佐柳 進	特定医療法人西会 昭和病院長
鳴森 好子	公益社団法人東京都看護協会 会長
筒井 幸子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
藤森 研司	東北大学大学院 医学系研究科・医学部 医療管理学分野 教授
發坂 耕治	公益財団法人 岡山県健康づくり財団 理事
木暮 伸行	健康保険組合連合会 理事
武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

○：分科会長

中央社会保険医療協議会の関連組織

中央社会保険医療協議会

総会 (S25設置)



専門部会

特に専門的事項を調査審議させるため必要があるとき、
中医協の議決により設置

診療報酬改定結果 検証部会

所掌: 診療報酬が医療現場等に与えた影響等について審議
設置: H17
会長:
委員: 公益委員のみ
開催: 改定の議論に応じて開催
平成22年度2回
平成23年度2回
平成24年度4回

薬価専門部会

所掌: 薬価の価格算定ルールを審議
設置: H2
会長: 西村万里子(明治学院大学法学部教授)
委員: 支払: 診療: 公益 = 4:4:4
開催: 改定の議論に応じて開催
平成22年度2回
平成23年度14回
平成24年度7回

費用対効果評価 専門部会

所掌: 医療保険制度における費用対効果評価導入の在り方について審議
設置: H24
会長:
委員: 支払: 診療: 公益: 参考人 = 6:6:4:3
開催: 改定の議論に応じて開催

保険医療材料 専門部会

所掌: 保険医療材料の価格算定ルールを審議
設置: H11
会長: 印南一路(慶應義塾大学総合政策学部教授)
委員: 支払: 診療: 公益 = 4:4:4
開催: 改定の議論に応じて開催
平成22年度2回
平成23年度9回
平成24年度1回

小委員会

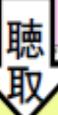
特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う必要があるとき
中医協の議決により設置

診療報酬基本問題 小委員会

所掌: 基本的な問題についてあらかじめ意見調整を行う
設置: H3
会長: 森田朗(学習院大学法学部教授)
委員: 支払: 診療: 公益 = 5:5:6
開催: 改定の議論に応じて開催
平成22年度開催なし
平成23年度開催なし
平成24年度5回

調査実施小委員会

所掌: 医療経済実態調査についてあらかじめ意見調整を行う
設置: S42
会長: 野口晴子(早稲田大学政治経済学部教授)
委員: 支払: 診療: 公益 = 5:5:4
開催: 調査設計で開催
平成22年度3回
平成23年度1回
平成24年度3回



診療報酬調査専門組織

所掌: 診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討
設置: H15 委員: 保険医療専門審査員

■ DPC評価分科会 時期: 月1回程度

会長: 小山信彌(東邦大学医学部特任教授)

■ 医療技術評価分科会 時期: 年1回程度

会長: 福井次矢(聖路加国際病院長)

■ 医療機関のコスト調査分科会 時期: 年1回程度

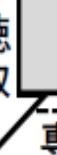
会長: 田中滋(慶應義塾大学大学院教授)

■ 医療機関等における消費税負担に関する分科会

会長: 田中滋(慶應義塾大学大学院教授)

■ 入院医療等の調査・評価分科会

会長: 武藤正樹(国際医療福祉大学大学院教授)



専門組織

薬価算定、材料の適用及び技術的課題等について調査審議する必要があるとき、有識者に意見を聞くことができる

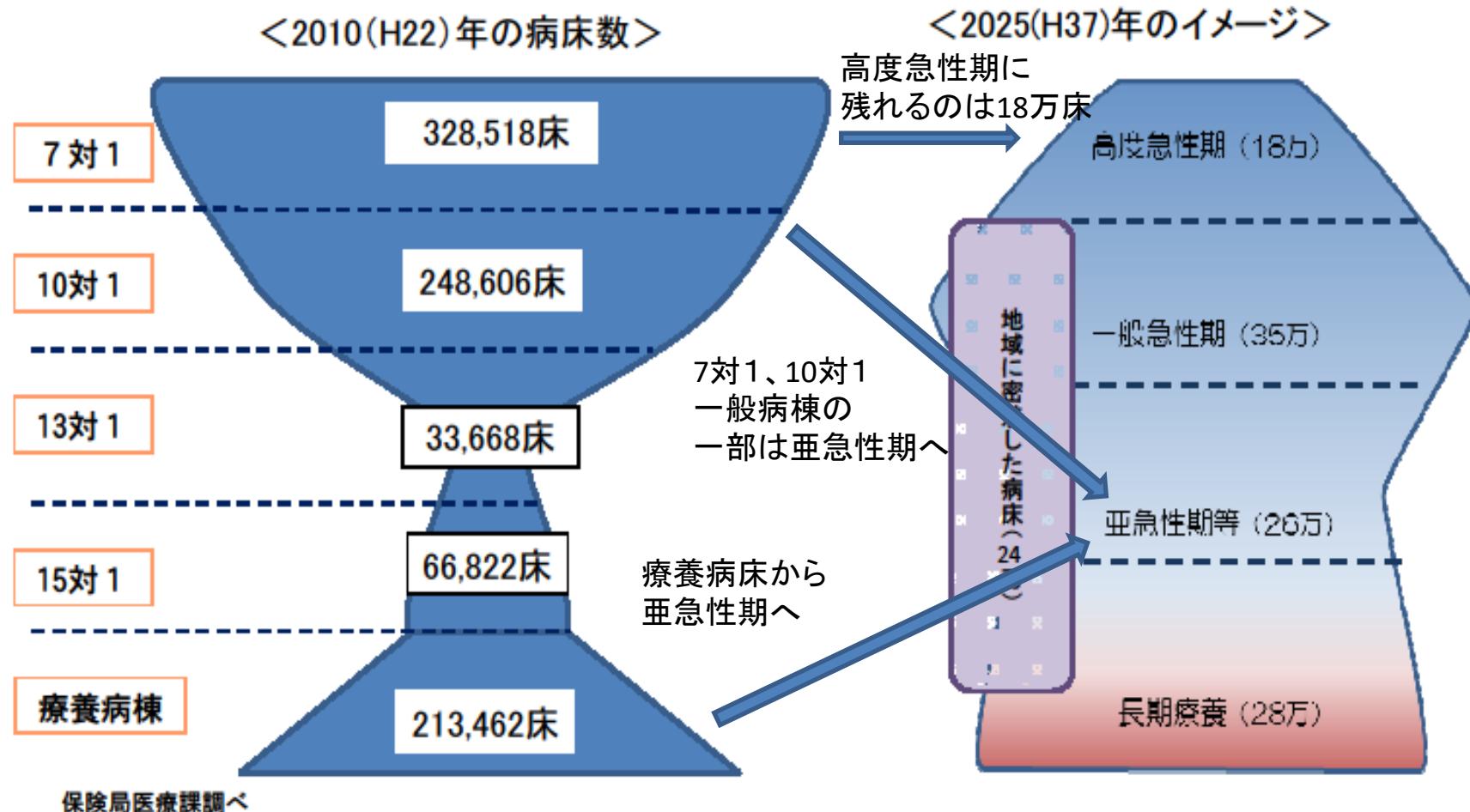
薬価算定組織

所掌: 新薬の薬価算定等についての調査審議
設置: H12
委員長: 長瀬隆英(東京大学大学院教授)
委員: 保険医療専門審査員
時期: 4半期に一度の薬価収載、緊急収載等に応じて、月一回程度

保険医療材料 専門組織

所掌: 特定保険医療材料の保険適用についての調査審議
設置: H12
委員長: 松本純夫(東京医療センター院長)
委員: 保険医療専門審査員
時期: 4半期に一度の保険収載等に応じて、3月に3回程度

診療報酬による病床機能分化 ～ワイングラス型からヤクルト型へ～



- 届出医療機関数でみると10対1入院基本料が最も多いが、病床数でみると7対1入院基本料が最も多く、2025年に向けた医療機能の再編の方向性とは形が異なっている。

2016年診療報酬改定、 入院医療4つのポイント

- ポイント① 7対1病床の要件見直し
- ポイント② 地域包括ケア病棟
- ポイント③ 回復期リハ
- ポイント④ 退院支援加算1

ポイント①

7対1病床の要件見直し

重症度、医療・看護必要度

A項目(モニタリング及び処置等) B項目(患者の状態)

現行の項目	→	見直しの方向性
創傷処置	定義の見直し②	創傷処置 褥瘡処置
	削除①	
血圧測定	削除①	
時間尿測定	削除①	
呼吸ケア	定義の見直し(削除)③	呼吸ケア(人工呼吸器の管理等 喀痰吸引以外) 喀痰吸引のみ
点滴ライン同時3本	(不变)	点滴ライン同時3本
心電図モニター	(不变)	心電図モニター
シリンジポンプの使用	(不变)	シリンジポンプの使用
輸血や血液製剤の使用	(不变)	輸血や血液製剤の使用
専門的な治療・処置		専門的な治療・処置
①抗悪性腫瘍剤の使用	(不变)	①抗悪性腫瘍剤の使用
	追加④	②抗悪性腫瘍剤の内服
②麻薬注射薬の使用	(不变)	③麻薬注射薬の使用
	追加④	④麻薬の内服・貼付
③放射線治療	(不变)	⑤放射線治療
④免疫抑制剤の使用	(不变)	⑥免疫抑制剤の使用
⑤昇圧剤(注射)の使用	(不变)	⑦昇圧剤(注射)の使用
⑥抗不整脈剤の使用	(不变)	⑧抗不整脈剤の使用
	追加④	⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴
⑦ドレナージの管理	(不变)	⑩ドレナージの管理

現行の項目	→	見直しの方向性
寝返り	(不变)	寝返り
起き上がり	(不变)	起き上がり
座位保持	(不变)	座位保持
移乗	(不变)	移乗
口腔清潔	(不变)	口腔清潔
食事摂取	(不变)	食事摂取
衣服の着脱	(不变)	衣服の着脱

項目の追加 赤字

項目の削除 青字 (前回改定)

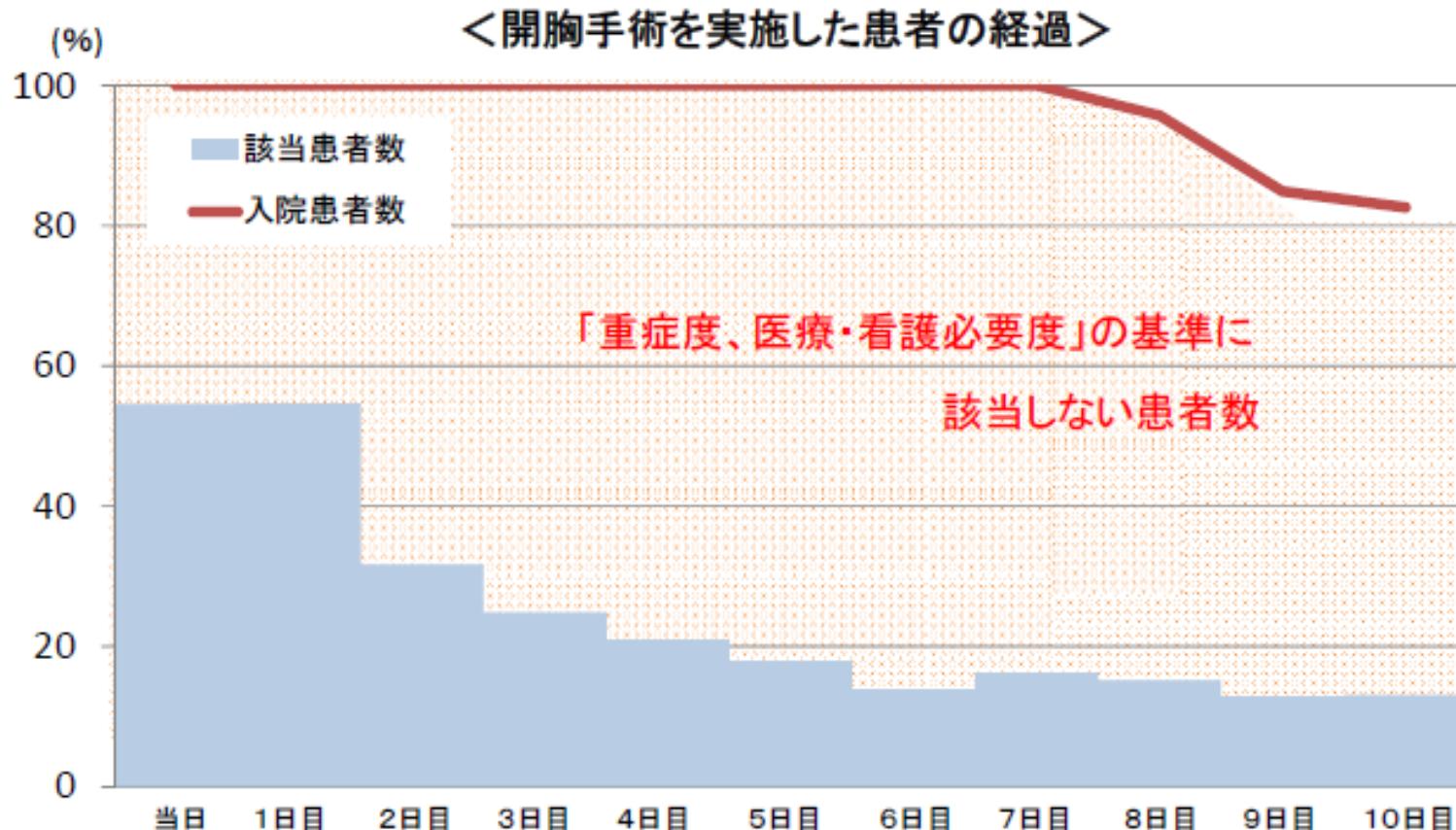
定義の見直し 紫字

A項目2点以上かつB項目3点以上の
該当患者割合が15%以上

A項目、B項目は
正しく急性期の
患者を反映して
いるのか？

開胸手術実施患者の術後の経過について

- 開胸手術を実施した患者は、全て入院7日目まで入院しているが、重症度、医療・看護必要度の基準に該当患者は、術直後でも50%程度であり、術後3日には25%を下回る結果となった。



早期離床、早期経口摂取の ERASプログラムと重症度、医療・ 看護必要度とは矛盾する

早期離床、早期経口摂取は
A項目、B項目の点数を下げる

ERAS

(Enhanced Recovery After Surgery)

周術期早期回復プログラム



Henrik Kehlet外科学教授(コペンハーゲン大学)

周術期早期回復プログラム “ERAS”

Enhanced Recovery After Surgery

What is ERAS ?

www.vectorinc.co.jp | ERAS Public Affairs | 3

周術期早期回復プログラム(ERAS)と従来の医療行為との比較

プログラム		ERAS(イーラス)	従 来 (非ERAS)
術 前	1 入院前カウンセリング	従来からの説明に加え、目標の明確化(退院目標、社会復帰の目標等)をする。患者の目標や要望を医師のみならず薬剤師、栄養士等チーム全員で共有。	病気の進行度、治療の内容(手術方法)、危険性等の説明等。 チーム全体での共有が不十分。
	2 腸管の前処置なし	下剤を出来るだけ使用しない。 下剤を使い手術をしたほうが良いというのには科学的な根拠はない。	手術しやすいよう、下剤を投与し腸の中を空にする。
	3 絶食見直し	絶食を見直すことで、患者は口渴空腹感を和らげるため、リラックスできる。 薬だけに頼らない。	前日から絶食。点滴で栄養補給(スタッフの業務増)
	4 前投薬なし	絶食を見直したり、下剤を軽くすることで、患者の不安を取り。ERASでは患者自身が歩いて手術室へ行く。	術前の患者の緊張を解くため、催眠薬を使用。 前投薬(睡眠薬)の過剰により、呼吸停止や血圧低下等の事故のリスクあり。
術 中	5 胃管留置なし	ERASでは覚醒前に手術室で抜去。 胃管を留置しないことで、呼吸合併症のリスク、術後の恶心・嘔吐を誘発する刺激を低減。	腹部手術の後に胃管の留置(鼻から胃まで管を挿入)が日常的に行われていた。
	6 硬膜外鎮痛	痛みが完全に取れる。 早期の食事提供を考慮し、腸の動きを妨げない。離床を促進する。	全身的な麻薬の投与。 (術後の恶心・嘔吐を誘発する)
	7 短時間作用型麻酔薬	早朝覚醒。 離床および経口摂取促進のため、効果発現が速やかで持続時間が短い麻酔を使用。	長時間作用型の麻酔薬が主流であった。 覚醒が不良。
	8 輸液、塩分の過剰投与・摂取を避ける	輸液、塩分の過剰投与・摂取を避けることで、腸の動きをよくし、術後の回復を早める。	点滴による水分補給では水分過剰になり、腸の動きが悪くなったり、便の治りが遅くなったりする。
術 後	9 小切開・ドレーン留置なし	小切開により、傷が小さくなり、痛みも少ない。 ドレーン留置は感染機会を増強させ、痛みも増強させるので行わない。	腹部の手術後、主に出血や縫合不具合の監視のためにドレーンを挿入していた。
	10 体温管理・温風式保温	手術室で低体温にならないよう努める。(低体温にならないことで、出血量や輸血量を減らすことができ、術後回復が早いと考えられている。)	保温の意識が低かった。

術 前

術 中

周術期早期回復プログラム(ERAS)と従来の医療行為との比較

術後

術後	11 離床促進バス	ERASは「動ける、食べれる、痛くない」手術。 看護師や理学療法士のサポートのもと、患者に当日又は翌日から歩行を開始することで、体力回復を促す。	従来は「動けない、食べられない、痛い」手術。 患者は術後は寝たきり、管だらけで、除痛も不十分であることから、数日は歩くことができなかった。
	12 麻薬非使用の鎮痛薬	モルヒネなどいわゆる麻薬系の薬剤は使用しない。沈痛は非ステロイド性抗炎症薬やアセトアミノフェンを使用する。	モルヒネなどいわゆる麻薬系の薬剤使用が通常。
	13 嘔心・嘔吐予防	術中から悪心・嘔吐を予防する薬剤を使用。 患者にとって耐え難い悪心・嘔吐は早期の離床、早期の食事を遅らせるだけでなく、合併症の原因にもなる。	麻薬系の薬剤や吸入麻酔薬を使用のため、悪心・嘔吐の出現が多かった。
	14 腸管蠕動運動促進	積極的に腸を動かす。 動かすために早朝経口摂取をする。場合によっては、腸管蠕動促進薬を使用する。	積極的に腸を動かさなかった。
	15 カテーテル早期抜去	手術中なるべく胃管やドレーンを入れないようにする。 入れた場合も早期に抜去するよう心がける。尿道カテーテルや点滴も早く抜去するよう心がける。	カテーテル早期抜去を心がけなかった。
	16 周術期経口栄養	術前はなるべく直前まで食事をし、術後はなるべく早く食事を開始。例えば、術後1日目から固形食。術後食は早期に形態・量をアップ。	術前・術後、長期にわたる絶食と、点滴による栄養補給が続く。
	17 予後・順守状態の調査	患者の術後を調査・追跡、フィードバックし、ERASのレベル向上を目指す。	必ずしも行われていなかった。

周術期早期回復プログラム “ERAS”

Enhanced Recovery After Surgery

What is ERAS ?

www.vectorinc.co.jp | ERAS Public Affairs | 7

手稻渓仁会病院（札幌）での周術期早期回復プログラム(ERAS)導入事例

2011年9月より大腸がん手術において
周術期早期回復プログラム(ERAS)を導入し、
注目すべき成果を上げている

1 在院日数の短縮化

平均で3.1日短縮術後の回復力アップ・早期退院を実現！

3.1日短縮

2 医療費の削減

1入院あたり平均約20万円の削減 限りある医療費を有効に活用！

約20万円削減

患者の窓口負担（3割負担の場合） 約5万85百円削減

3 薬剤費の軽減

1症例あたり平均8,300円の削減 1日あたりの平均単価が21,000円向上

8,300円軽減

4 手術後の再入院

※2011年8月～2014年3月現在
※ERASに起因する再入院

0件

周術期早期回復プログラム “ERAS”

Enhanced Recovery After Surgery

ERASの報道状況

www.vectorinc.co.jp | ERAS Public Affairs | 15

【産経新聞 2014年2月26日】

【文藝春秋_2014年5月10日】

手術の苦痛を取り除く薬理的メソッド

空腹に耐えながら手術の管（カテーテル類）のい——そんな入院生活が続いている。北欧で生まれた後ケア方法「ERAS」規範以上の病院に徐々にあるからだ。第一人者で立候補者大半の谷口英一学部・専門は精神科）、な回復効果を説明する。



手術の苦痛を取り除く 画期的メソッド

谷口英喜

新編川原文庫



国際医療福祉大学病院 外科 鈴木裕先生

痛み止めは、傷が痛いと訴えて貰って与えられ、病院のベッドでは寝たり。術前も術後も長時間意識が剥離され、水も潤足に飲めない。入院前は気だったのに、家に戻って来たから炎症になつたり、車いす生活になる。術はうまくいったはずなのに、なぜか日常生活レベルが低くなつた。うつ病になつた。

そのため喉に嘔吐をいれます。その時に胃に残留物があると嘔吐してしまい、下手をするすると肺に入つて誤嚥性の肺炎になります。その心配から日本では、最低でも十二時間は絶飲食にして胃を空っぽにするのが術前ケアの基本になりました。

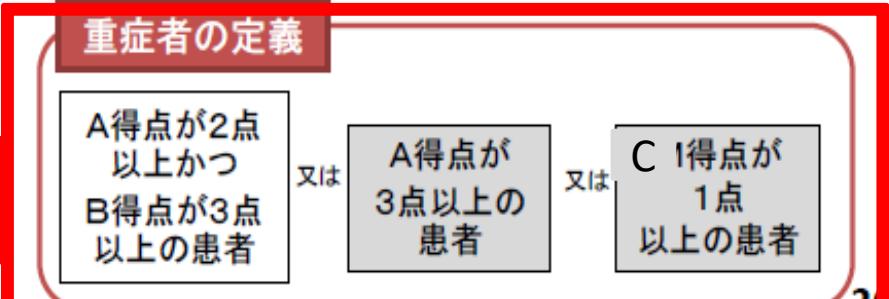
一般病棟における重症度、医療・看護必要度の見直しの考え方

- 入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめを基に、これまでの中医協において資料として提示した考え方を、以下のとおり整理した。

Aモニタリング及び処置等	0点	1点	2点
	なし	あり	
1 創傷処置 ((①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4 心電図モニターの管理	なし	あり	
5 シリンジポンプの管理	なし	あり	
6 輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7 専門的な治療・処置 ①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ) ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理 ③麻薬の使用(注射剤のみ) ④麻薬の内服・貼付、坐剤の管理 ⑤放射線治療 ⑥免疫抑制剤の管理、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ) ⑧抗不整脈剤の使用 (注射剤のみ) ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用 ⑩ドレナージの管理	なし	あり	
⑪無菌治療室での治療	なし		あり
8 救急搬送(搬送日より1~2日間程度)	なし		あり

B 患者の状況等	0点	1点	2点
	できる	何かにつま げできぬ	できない
1 寝返り	できる	何かにつま げできぬ	できない
2 危険行動	ない		ある
3 診療・療養上の指示が 通じる	はい	いいえ	
4 移乗	できる	見守り・一部介 助が必要	できない
5 口腔清潔	できる	できない	
6 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

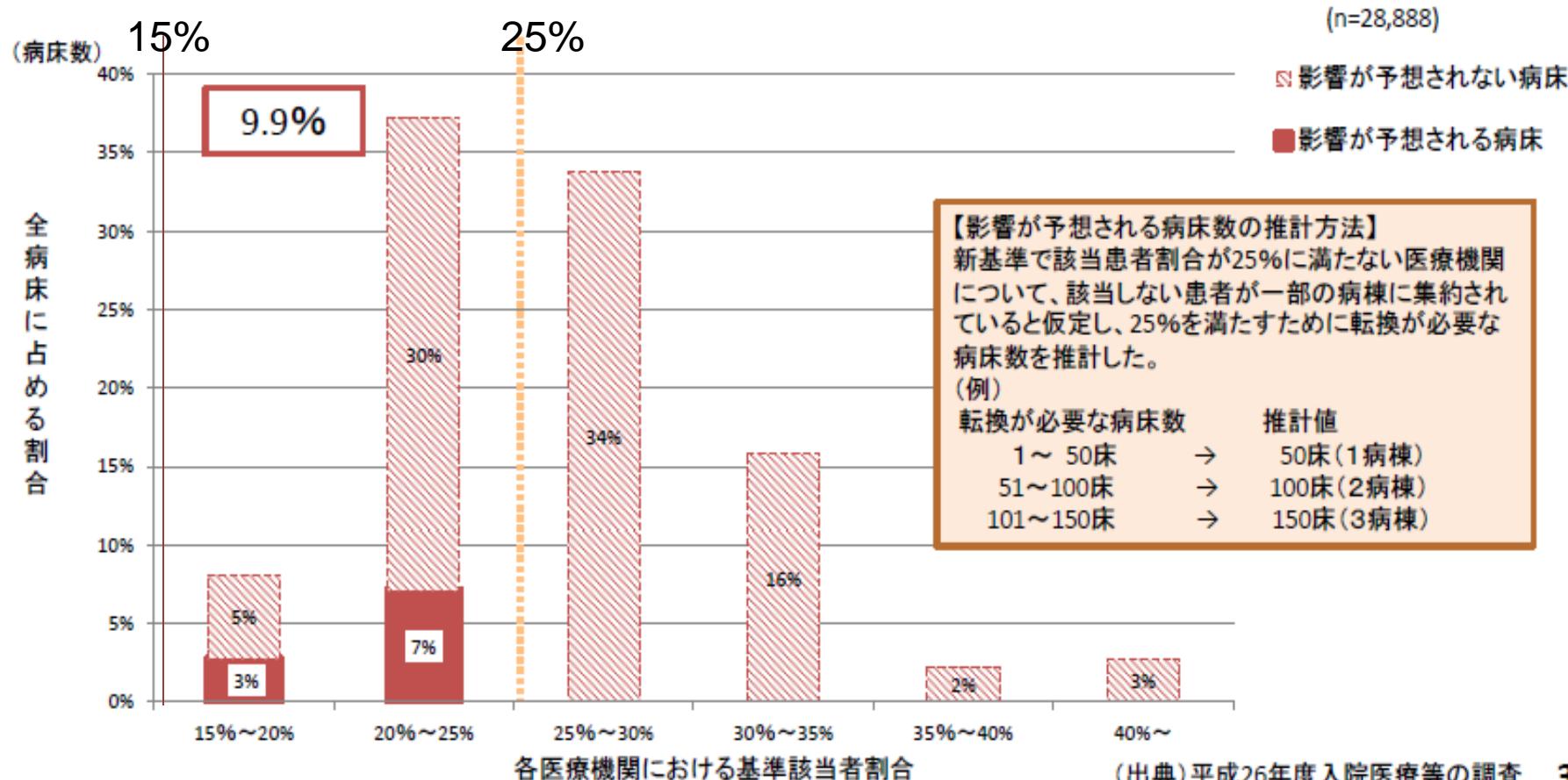
C 手術等の医学的状況	0点	1点
①開胸・開頭の手術(術当日より5~7日間程度)		
②開腹・骨の観血的手術(術当日より3~5日間程度)	なし	あり
③胸腔鏡・腹腔鏡手術(術当日より2~3日間程度)		
④その他の全身麻酔の手術(術当日より1~3日間程度)		



重症度、医療・看護必要度見直し案における病床数の推移

- 見直し後に起こりうる病床数の推移をシミュレーションした。
- 該当患者割合の基準を25%に設定した場合、該当患者割合が25%に満たない医療機関において、基準に該当しない患者が一部の病棟に集約されると仮定すると、実際に影響を受けると予想される病床数は全体のおよそ10%と推測される。

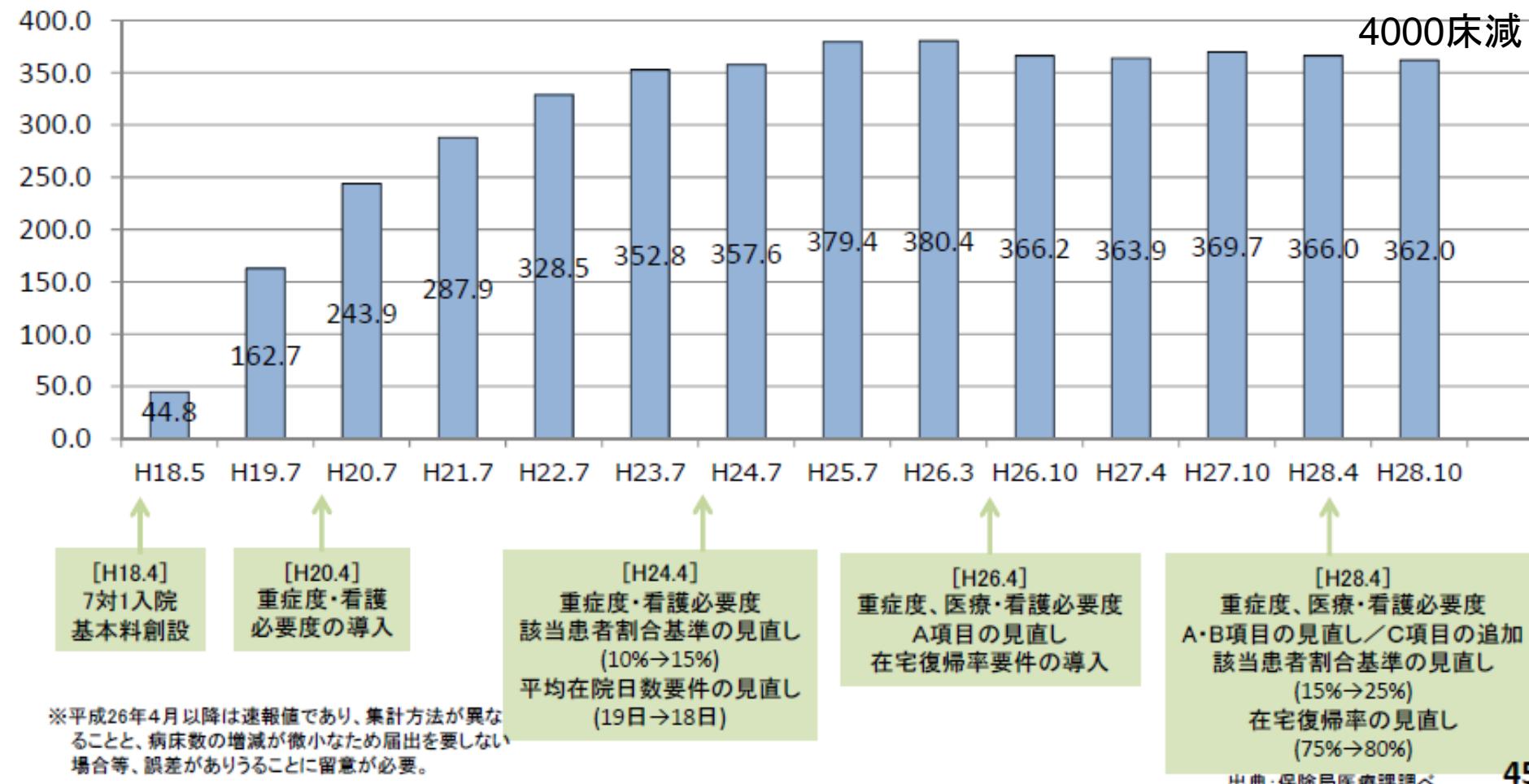
7対1病棟 医療機関毎の基準該当患者割合の分布(病床数ベース)



一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移

- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年に創設されて以降増加。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加は緩やかになり、平成26年度以降は横ばいからやや減少の傾向となっている。

届出病床数(千床)



地域包括ケア病棟への移行 112病院(12%)とトップ

変更先	20 – 199床	200 – 399床	400床 以上	合計
①一部の病棟を 「地域包括ケア病棟入院料」	21	64	27	112
②病棟群単位の届け出を利用	3	9	3	15
③すべての病棟を 「一般病棟10対1入院基本料」	7	7	0	14
④一部の病棟を 「回復期リハビリ病棟入院料」	1	5	2	8
⑤一部の病棟を 「緩和ケア病棟入院料」	0	2	6	8

※日病協の資料を基に編集部作成。変更先は上位5項目

ポイント② 地域包括ケア病棟

病床機能区分の回復期の主流となる病棟

地域包括ケア病棟

- 地域包括ケア病棟の役割・機能
 - ①急性期病床からの患者受け入れ
 - 重症度・看護必要度
 - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
 - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
 - ③在宅への復帰支援
 - 在宅復帰率
- データ提出
 - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている医療内容に関するDPCデータの提出

懐の深い「地域包括ケア病棟」4つの機能

－3つの受け入れ経路・機能と2段階の在宅・生活復帰支援－

注：介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。



急性期後・回復期の病床の充実と機能に応じた評価

地域包括ケアを支援する病棟の評価

▶ 急性期後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることから新たな評価を新設する。

(新) 地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1 2,558点 (60日まで)

地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)2 2,058点 (60日まで)

看護職員配置加算 150点

看護補助者配置加算 150点

救急・在宅等支援病床初期加算 150点(14日まで)

[施設基準等]

- ① 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
- ② 入院医療管理料は病室単位の評価とし、届出は許可病床200床未満の医療機関で1病棟に限る。
- ③ 療養病床については、1病棟に限り届出することができる。
- ④ 許可病床200床未満の医療機関にあっては、入院基本料の届出がなく、地域包括ケア病棟入院料のみの届出であっても差し支えない。
- ⑤ 看護配置13対1以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1人以上、専任の在宅復帰支援担当者1人以上
- ⑥ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A項目1点以上の患者が10%以上
- ⑦ 以下のいずれかを満たすこと ア) 在宅療養支援病院、イ) 在宅療養後方支援病院(新設・後述)として年3件以上の受入実績、ウ) 二次救急医療施設、エ) 救急告示病院
- ⑧ データ提出加算の届出を行っていること
- ⑨ リハビリテーションを提供する患者について、1日平均2単位以上提供していること。
- ⑩ 平成26年3月31日に10対1、13対1、15対1入院基本料を届け出ている病院は地域包括ケア病棟入院料を届け出している期間中、7対1入院基本料を届け出ることはできない。
- ⑪ 在宅復帰率7割以上 (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)
- ⑫ 1人あたりの居室面積が6.4m²以上である (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)

看護職員配置加算:看護職員が最小必要人数に加えて50対1以上

看護補助者配置加算:看護補助者が25対1以上(原則「みなし補助者」を認めないが、平成27年3月31日までは必要数の5割まで認められる。)

救急・在宅等支援病床初期加算:他の急性期病棟(自院・他院を問わず)、介護施設、自宅等から入院または転棟してきた患者について算定

地域包括ケア病棟入院料等の届出病床数の推移

- 地域包括ケア病棟入院基本料等の届出病床数は増加傾向である。

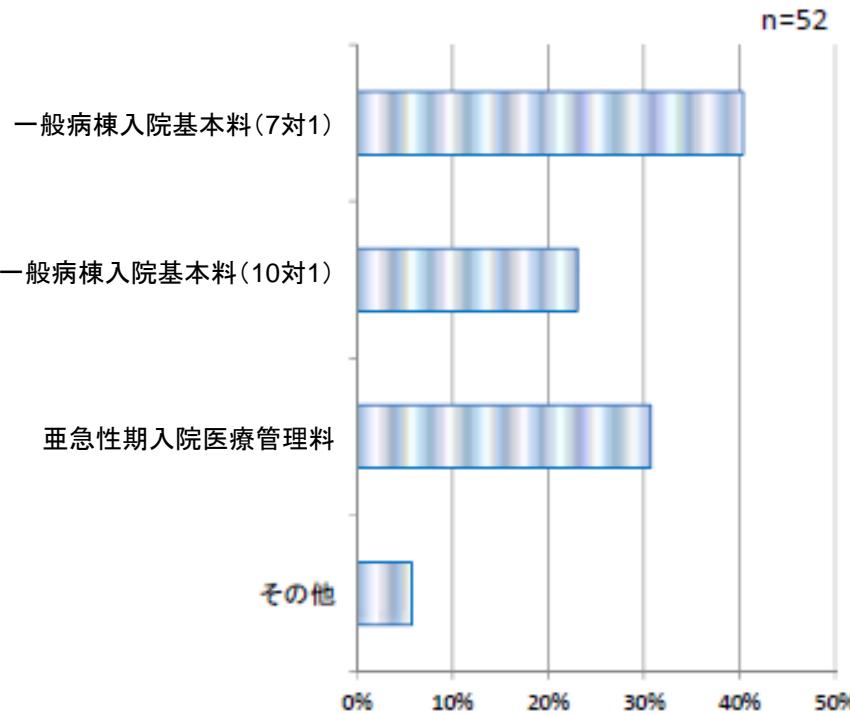
(床)



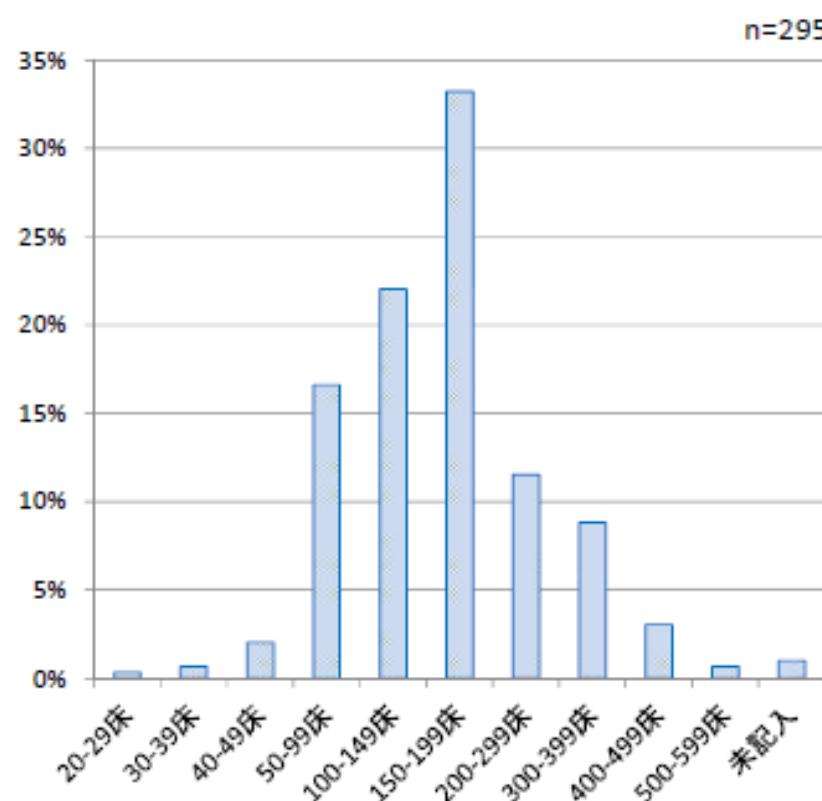
地域包括ケア病棟届出医療機関の動向

- 地域包括ケア病棟について、7対1・10対1一般病棟入院基本料と亜急性期入院医療管理料からの転換が9割以上を占めている。
- 届出を行った医療機関の病床規模については、100～200床の医療機関が過半数を占める一方、200床以上の医療機関も一定程度存在している。

<地域包括ケア病棟(管理料)に転換する前の入院料>



<地域包括ケア病棟(管理料)届出医療機関の病床数>

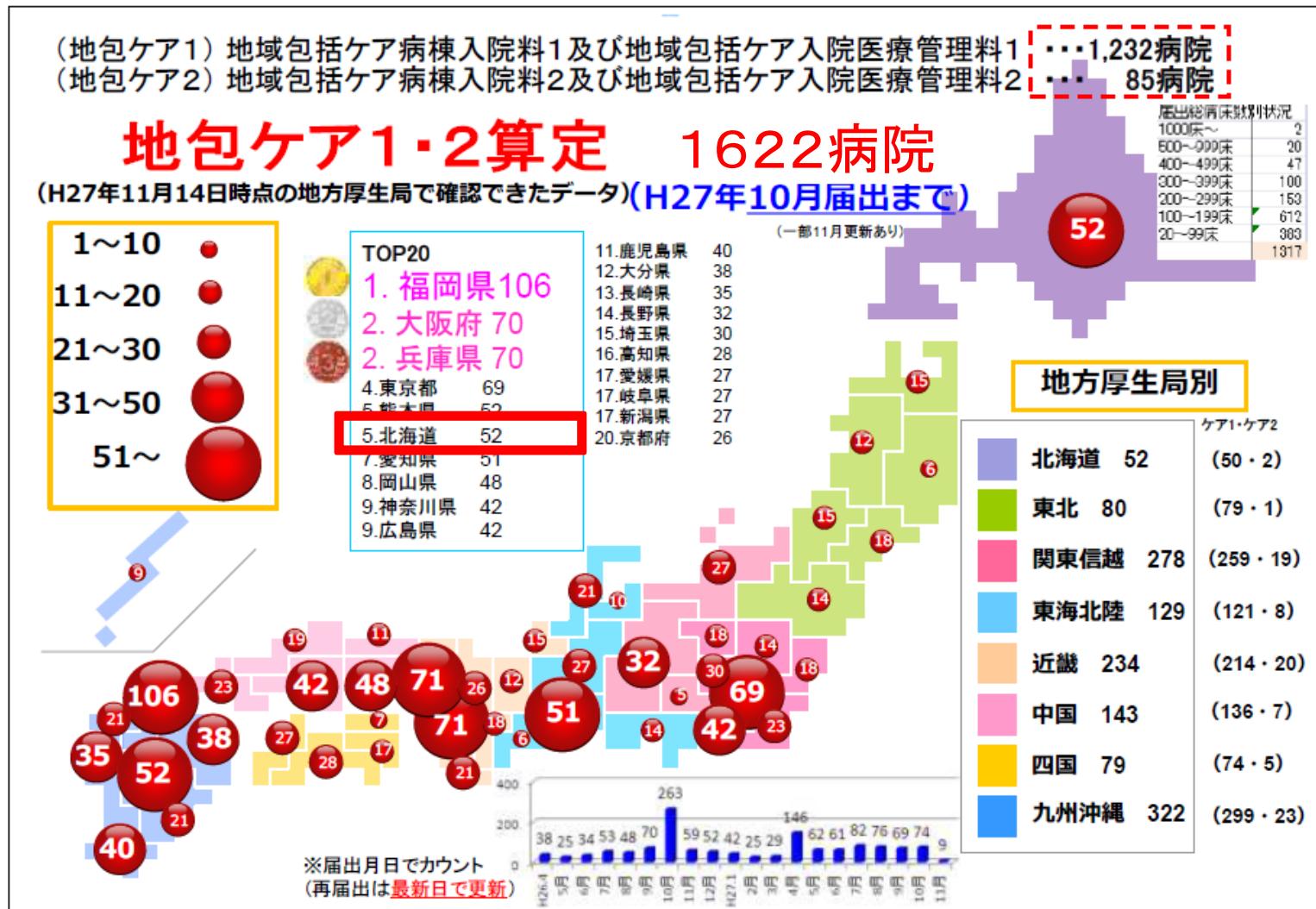


出典:平成26年度入院医療等の調査(施設票)

地域包括ケア病棟届出病院数「最大の病棟」への道

2014年 7月280 8月388 9月500 10月830 11月986 12月1,044

2015年 1月 1,089 2月 1,110 3月 1,126 4月 1,173 5月 1,205 6月 1,228 7月 1,246 8月 1,267 9月 1,291 10月 1,317

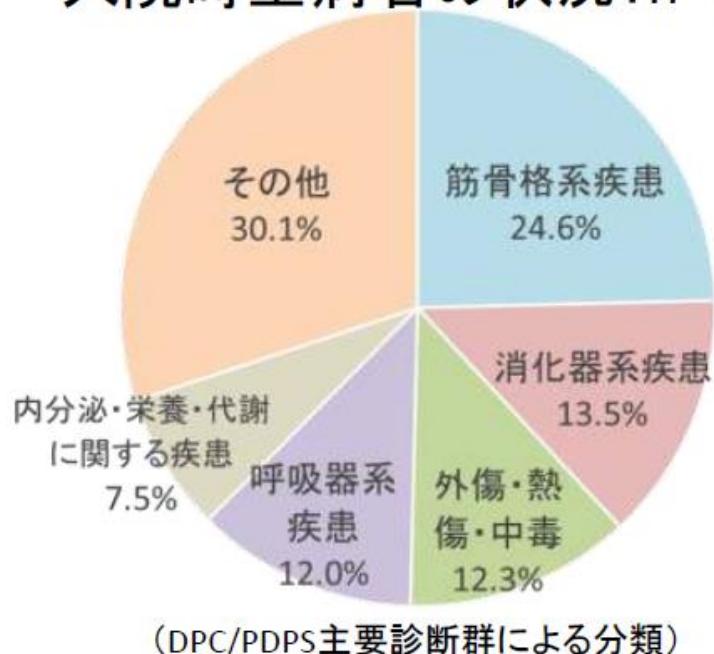


地域包括ケア病棟協会調べ調査)大村市民病院 福田 行弘氏

【G. 地域包括ケア病棟の入出状況について】

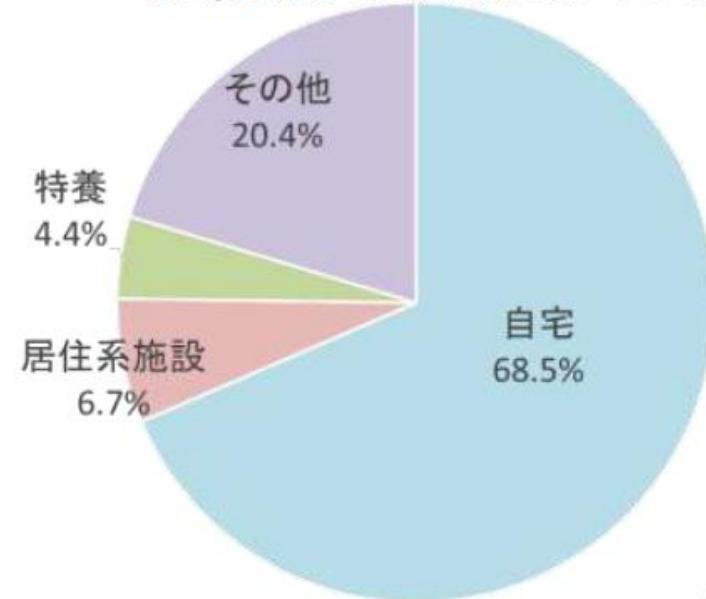
G-3 退院患者について

- ・10月27日～11月5日の10日間の実績
- ・データ数: 792症例(67病院)
- ・平均在院日数: 25.5日 n=782
- ・平均年齢: 76.8歳 n=781
- ・性別: 男345(44.1%) 女:438(55.9%) n=783
- ・入院時主病名の状況:n=772



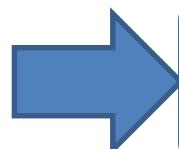
- ・退院先は自宅68.5%と最も多く、居住系施設、特養と併せた在宅復帰は79.6%となった。
- ・疾患は入院患者調査と大差はない。

- ・退院先の状況:n=791



地域包括ケア病棟における手術料の取り扱いについて

- 地域包括ケア病棟では手術料・麻酔料は包括となっている
- このため行われていた手術は創傷処置や皮膚切開、胃ろう造設術等の軽微な手術料が多く、その出来高実績点数は入院1日あたり平均2.9点であった。
- 手術料についてはこのまま包括とすべきという意見
- しかし一方、地域包括ケア病棟が、その役割の「在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ(サブアキュート)」を行うにあたり、手術料や麻酔料を包括外とすべきという意見もあった。



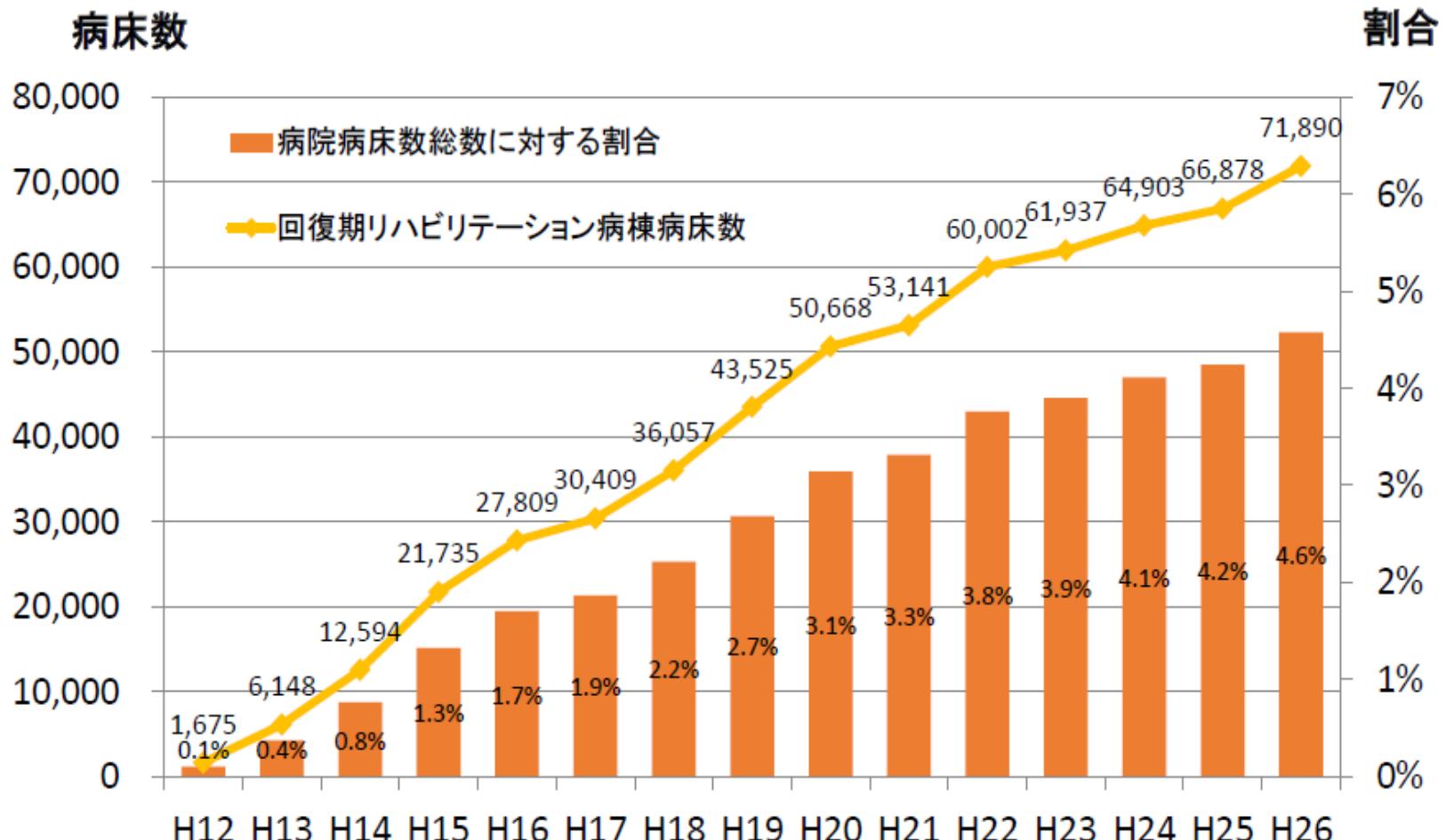
地域包括ケア病棟の手術料・麻酔料は
包括外となった

ポイント③回復期リハ



回復期リハビリテーション病棟の病床数

- 回復期リハビリテーション病棟の病床数は、直近10年で2.5倍以上に増加している。

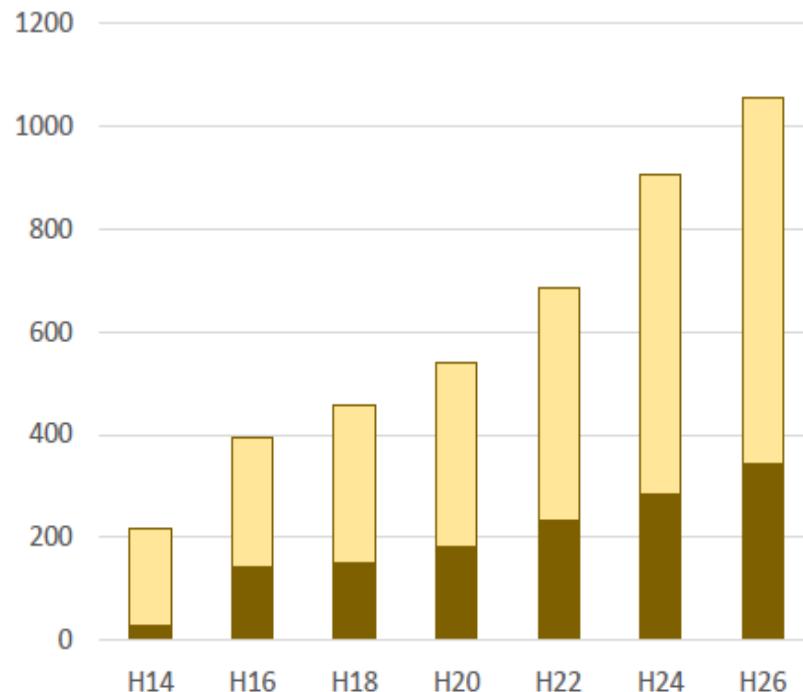


出典:平成12-26年7月1日現在 施設基準届出状況
平成12-26年医療施設(動態)調査・病院報告(毎年6月末 病院病床数)

リハビリテーション関連の診療報酬の動向

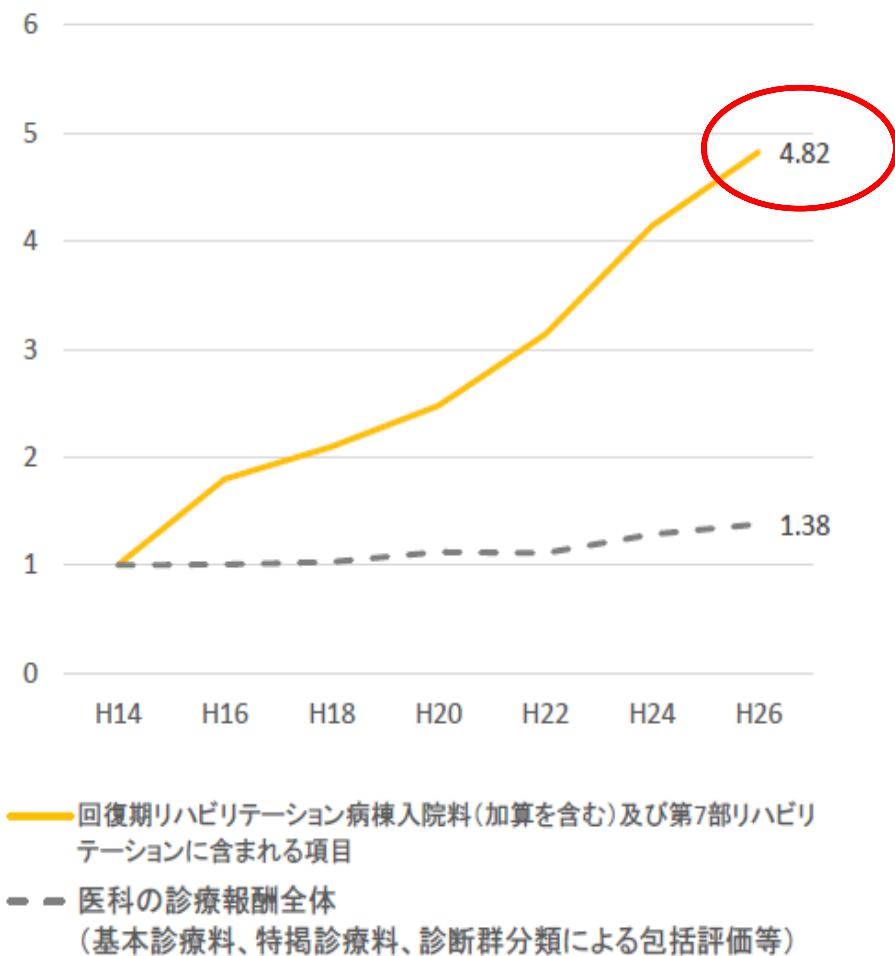
- リハビリテーションに関する診療報酬の総額は、近年、診療報酬全体の伸びを上回るペースで増加してきた。

月あたり診療報酬総額(千万点／月)



■ 第7部リハビリテーションに含まれる項目
■ 回復期リハビリテーション病棟入院料

月あたり診療報酬総額(平成14年を1とした割合)



1日あたりのリハ実施単位数にかかる規定について

- リハビリテーションの提供単位数は、原則として1日6単位以内とされているが、回復期リハビリテーション病棟では、1日9単位まで疾患別リハビリテーション料が算定できる。

第7部リハビリテーション通則第4号

心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位(別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位)に限り算定できるものとする。

別表第9の3 第7部リハビリテーション通則第4号に規定する患者

- 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
- 脳血管疾患等の患者のうちで発症後60日以内のもの
- 入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するもの

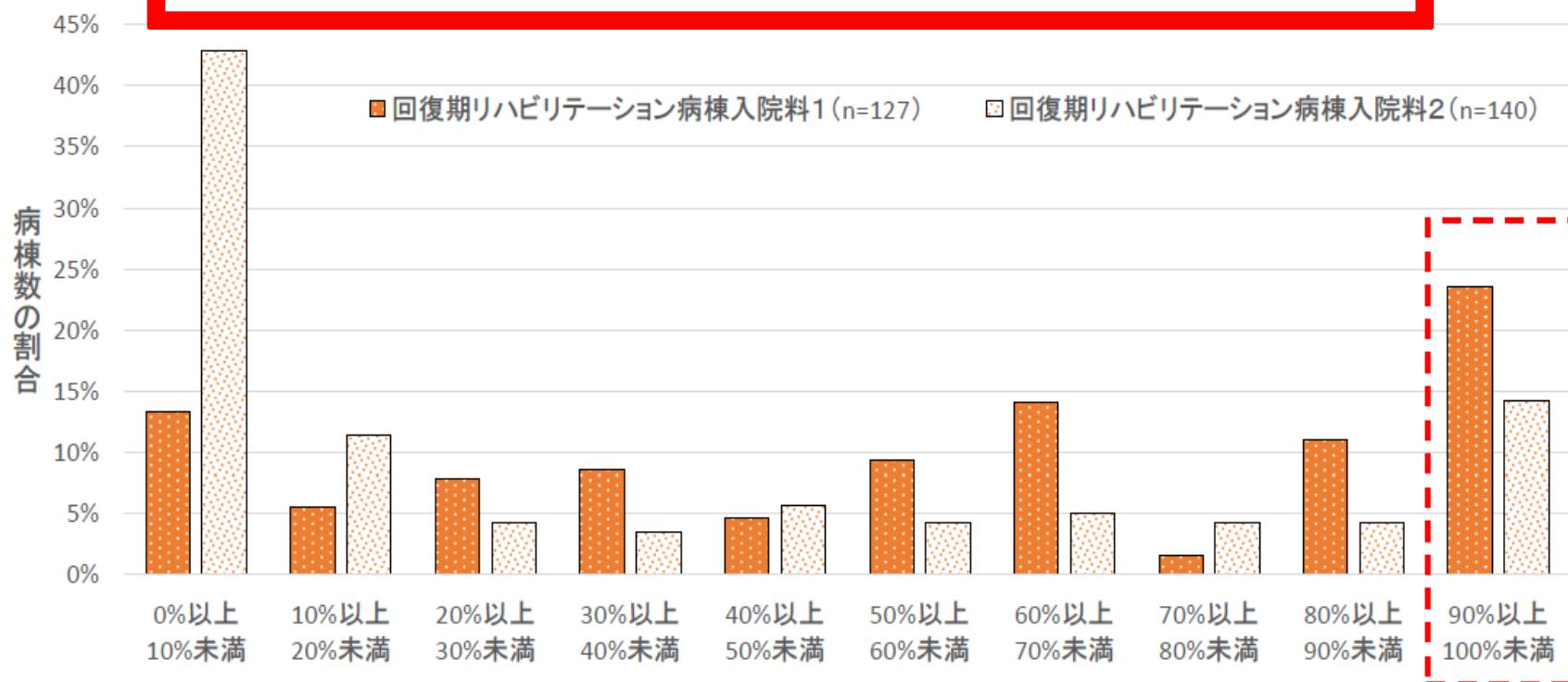
回復期リハビリ病棟の アウトカム評価による質の高いリハビリ

- リハビリの実績が一定の水準を満たさない場合、1日6単位を超える疾患別リハビリ料を回復期リハビリ病棟入院料に包括する。
 - 対象は、過去6ヶ月に疾患別リハビリの1日平均実施数が6単位以上で、10人以上が算定した回復期リハビリ病棟
 - 退棟した全ての患者について、下記(1)の総和を(2)の総和で割った数字が27未満の場合に包括する
 - (1)機能的自立度評価(FIM)の運動項目で、退棟時の得点から入棟時の得点を控除した数
 - (2)各患者の入棟から退棟までの日数を患者の入棟時の状態に応じた算定上限日数で割った数
 - 一部の患者については、対象から除外して計算する。

回復期リハビリテーション病棟の入院患者のうち密度の高いリハビリを受ける割合

- 回復期リハビリテーション病棟1、2とも、入院患者の9割以上に1日平均6単位を超える疾患別リハビリテーションを実施している病棟が2割前後あった。

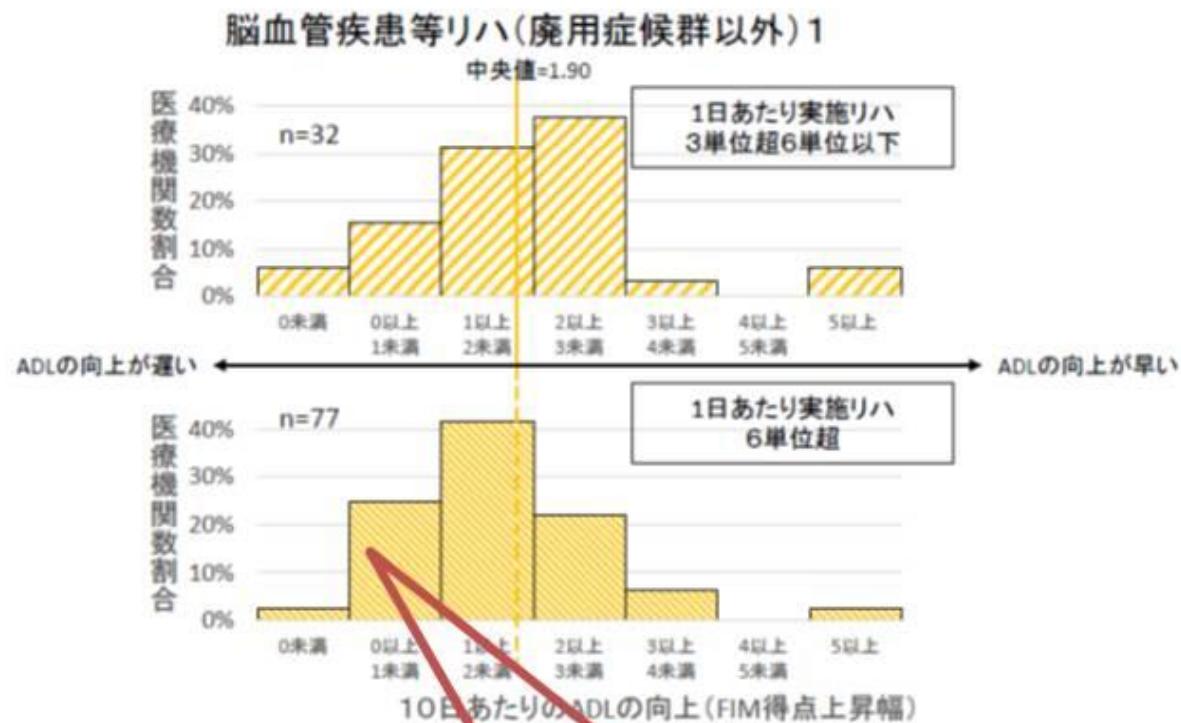
1日平均6単位より多く疾患別リハビリテーションを実施された患者の割合(※)別病棟分布



※平成27年1月に入棟した全症例について、退棟または平成27年7月までのリハ実施単位数をもとに、病棟ごとに集計したもの。症例が少ない(5例未満)病棟のデータは除外した。各病棟の症例数は、回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する病棟で平均14.9例、回復期リハビリテーション病棟入院料2を算定する病棟で12.2例。

回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの効果・効率

- 回復期リハ病棟で1日平均3単位を超えてリハを提供している医療機関において、10日あたりのADLの向上には大きなばらつきがあった。
- 回復期リハ病棟で1日6単位を超えるリハビリテーションを行っている医療機関であっても、10日あたりのADLの向上が3単位超6単位未満の医療機関を下回っている場合があった。



出典：検証調査（27年度調査）

高密度に脳血管疾患等リハを提供していても、中密度よりもADL改善の効果が低いケースも少なくない

1. 回復期リハビリのアウトカム評価における質の高いリハビリ

◆ペナルティーは早ければH29年4月から

回復期リハビリ病棟では、アウトカム評価を導入し、「一定の水準に達しない」医療機関は、1日6単位を超えるリハビリは入院料に包括するペナルティーが導入される。

具体的には、

- ◆ 過去6ヶ月間に回復期リハ入院料を算定する患者に提供した疾患別リハビリの1日平均単位数
- ◆ 同期間に回りハ病棟から退棟した患者に提供したリハのアウトカム(算出式は下記参照)

を3ヶ月ごとに評価。

結果が「6単位以上」かつ「27点未満」だと「実績が一定の水準」に達しないとみなされ、それが2回続くとペナルティーが科される。

なお、同期間に同入院料を算定した患者数が10人未満なら、「実績が一定の水準に達しない」とみなされることはない。

【回りハ病棟におけるアウトカムの計算式】

各患者の「FIM利得(運動)」の総和

各患者の「入院日数／回りハの上限日数」の総和

= **27未満**

○在棟中に一度も回復期リハビリテーション病棟入院料を算定しなかった患者と
在棟中に死亡した患者は除外

○入棟日において下記の患者は毎月の入棟患者数の30/100を超えない範囲で除外

- ① FIM 運動項目得点が 20点以下 のもの ③ FIM 認知項目得点が 25点未満 のもの
- ② FIM 運動項目得点が 76点以上 のもの ④ 年齢が 80歳以上 のもの

○高次脳機能障害の患者が過去6ヶ月の入院患者の40%を超える場合、高次脳機能障害の患者をすべて除外

○在棟中にFIM得点(運動項目)が1週間で10点以上低下した患者は、低下する直前の時点で退棟したとみなす

27点未満が
連続すると
ペナルティー
の対象に!!

FIMとは？

- FIM

セルフケア (42)	A)食事(箸, スプーン)	1-7
	B)整容	1-7
	C)清拭	1-7
	D)更衣(上半身)	1-7
	E)更衣(下半身)	1-7
	F)トイレ	1-7
排泄 (14)	G)排尿コントロール	1-7
	H)排便コントロール	1-7
移乗 (21)	I)ベッド, 椅子, 車椅子	1-7
	J)トイレ	1-7
	K)浴槽, シャワー	1-7
移動 (14)	L)歩行, 車椅子	1-7
	M)階段	1-7
コミュニケーション (14)	N)理解(聴覚, 視覚)	1-7
	O)表出(音声, 非音声)	1-7
社会認識 (21)	P)社会的交流	1-7
	Q)問題解決	1-7
	R)記憶	1-7
合計		18-126

- 機能的自立度評価表 (Functional Independence Measure)
- 1983年にGrangerらによって開発されたADL評価法
- 特に介護負担度の評価が可能であり、数あるADL評価法の中でも、最も信頼性と妥当性があると言われ、リハビリの分野などで幅広く活用されている。

FIM利得を短期間で30得ようとなれば、どの項目に注力すべきか。

運動項目 91点 目	セルフケア (6~42)	A)食事(箸,スプーン)	1~7
		B)整容	1~7
		C)清拭	1~7
		D)更衣(上半身)	1~7
		E)更衣(下半身)	1~7
		F)トイレ	1~7
	排泄 (7~14)	G)排尿コントロール	1~7
		H)排便コントロール	1~7
		I)ベッド,椅子,車椅子	1~7
	移乗 (3~21)	J)トイレ	1~7
		K)浴槽,シャワー,	1~7
		L)歩行,車椅子	1~7
	移動 (2~14)	M)階段	1~7
		N)理解(聴覚,視覚)	1~7
認知項目 35点 目	コミュニケーション (2~14)	O)表出(音声,非音声)	1~7
		P)社会的交流	1~7
	社会認識 (3~21)	Q)問題解決	1~7
		R)記憶	1~7
	合計		18~126

排泄行為関連項目に
注力せよ!!

複数項目の点数が
得られやすい

点数	程度
7点	完全自立
6点	修正自立
5点	監視、準備、指示、促しが必要
4点	75%以上自分で行う
3点	50%以上75%未満自分で行う
2点	25%以上50%未満自分で行う
1点	25%未満しか自分で行わない 全介助

ポイント④

退院支援加算1

ストラクチャーではなく、アウトカムを評価すべき

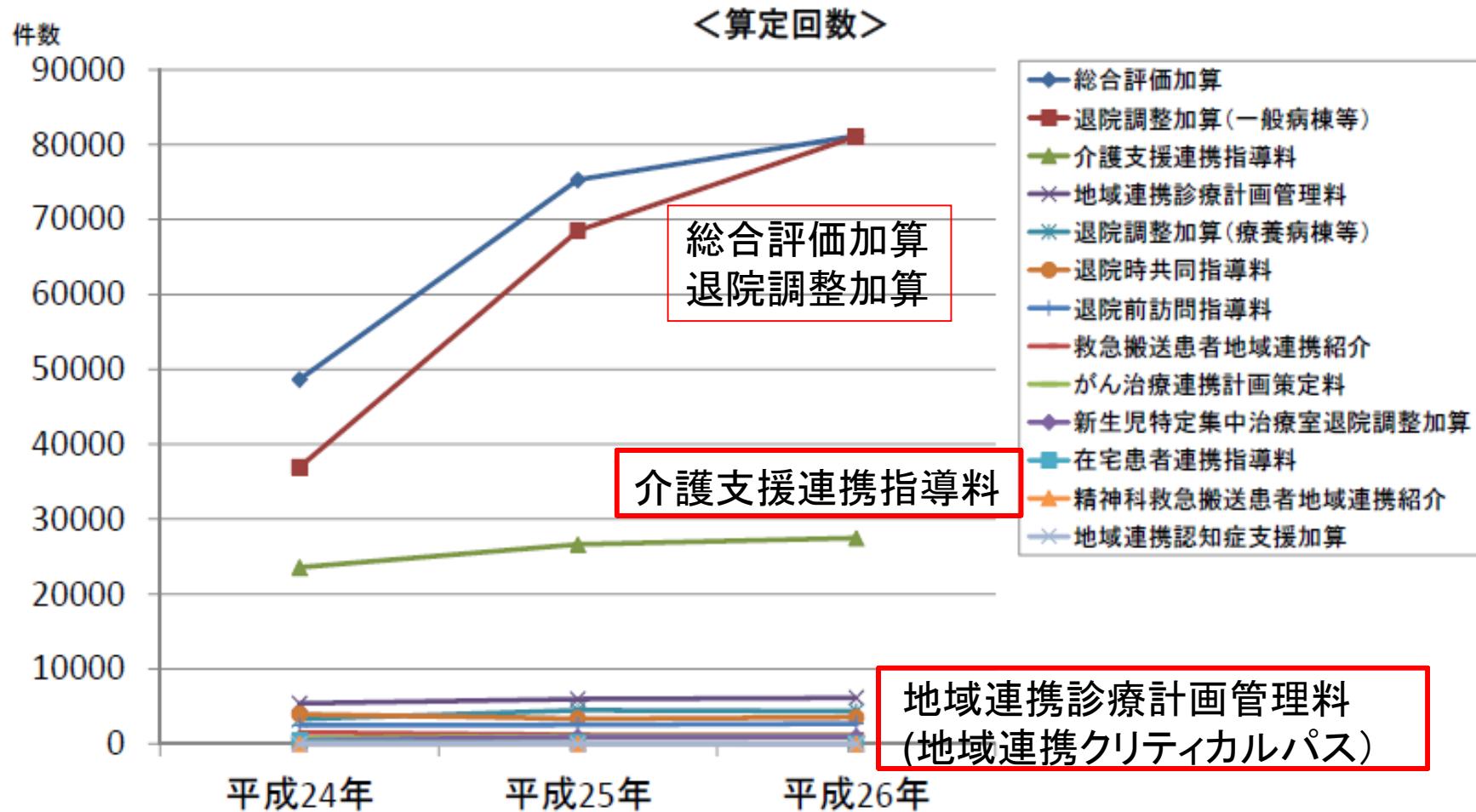
地域連携バスは使われないので、退院調整加算に整理しては？

退院支援の専従者などの配置が在宅復帰に効果的

入院医療等調査・評価分科会 (2015年7月1日)

退院支援に係る主な診療報酬上の評価の算定状況

- 退院支援に係る診療報酬上の評価は多く存在するが、退院調整加算、総合評価加算、介護支援連携指導料等一部の項目を除き、算定回数はそれほど多くない。



退院調整加算の見直し

- 退院調整加算の見直し
 - (1)施設基準を厳格化するとともに、点数を引き上げることで退院支援を充実させる
 - 退院支援に専従する職員が、複数の病棟を担当として受け持ち、多職種カンファレンスを実施して、入院後早期に退院支援に着手する体制
 - 医療機関が他の医療機関などと恒常に顔の見える連携体制の整備
 - (2)「地域連携診療計画管理料(地域連携クリティカルパス」などを、退院支援の一環とする

地域包括ケアシステム推進のための取組の強化

退院支援に関する評価の充実

➤ 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、保険医療機関における退院支援の積極的な取組みや医療機関間の連携等を推進するための評価を新設する。

(新) 退院支援加算1

<input checked="" type="checkbox"/> 一般病棟入院基本料等の場合	600点
<input type="checkbox"/> 療養病棟入院基本料等の場合	1,200点

(改) 退院支援加算2

<input checked="" type="checkbox"/> 一般病棟入院基本料等の場合	190点
<input type="checkbox"/> 療養病棟入院基本料等の場合	635点

[算定要件・施設基準]

	退院支援加算1	退院支援加算2 (現在の退院調整加算と同要件)
退院困難な患者の早期抽出	<u>3日以内に</u> 退院困難な患者を抽出	7日以内に退院困難な患者を抽出
入院早期の患者・家族との面談	<u>7日以内に</u> 患者・家族と面談	できるだけ早期に患者・家族と面談
多職種によるカンファレンスの実施	<u>7日以内に</u> カンファレンスを実施	カンファレンスを実施
退院調整部門の設置	専従1名(看護師又は社会福祉士)	専従1名(看護師又は社会福祉士)
病棟への退院支援職員の配置	<u>退院支援業務等に専従する職員を病棟に配置 (2病棟に1名以上)</u>	—
医療機関間の顔の見える連携の構築	<u>連携する医療機関等(20か所以上)の職員と 定期的な面会を実施(3回/年以上)</u>	—
介護保険サービスとの連携	<u>介護支援専門員との連携実績</u>	—

「退院支援加算」が新設された



廃止された項目

- (1)新生児特定集中治療室退院調整加算
- (2)救急搬送患者地域連携紹介加算
- (3)救急搬送患者地域連携受入加算
- (4)地域連携認知症支援加算
- (5)地域連携認知症集中治療加算
- (6) 地域連携診療計画管理料
- (7) 地域連携診療計画退院時指導料(I)
- (8) 地域連携診療計画退院時指導料(II)

地域連携パスは
退院支援加算に
吸収された！

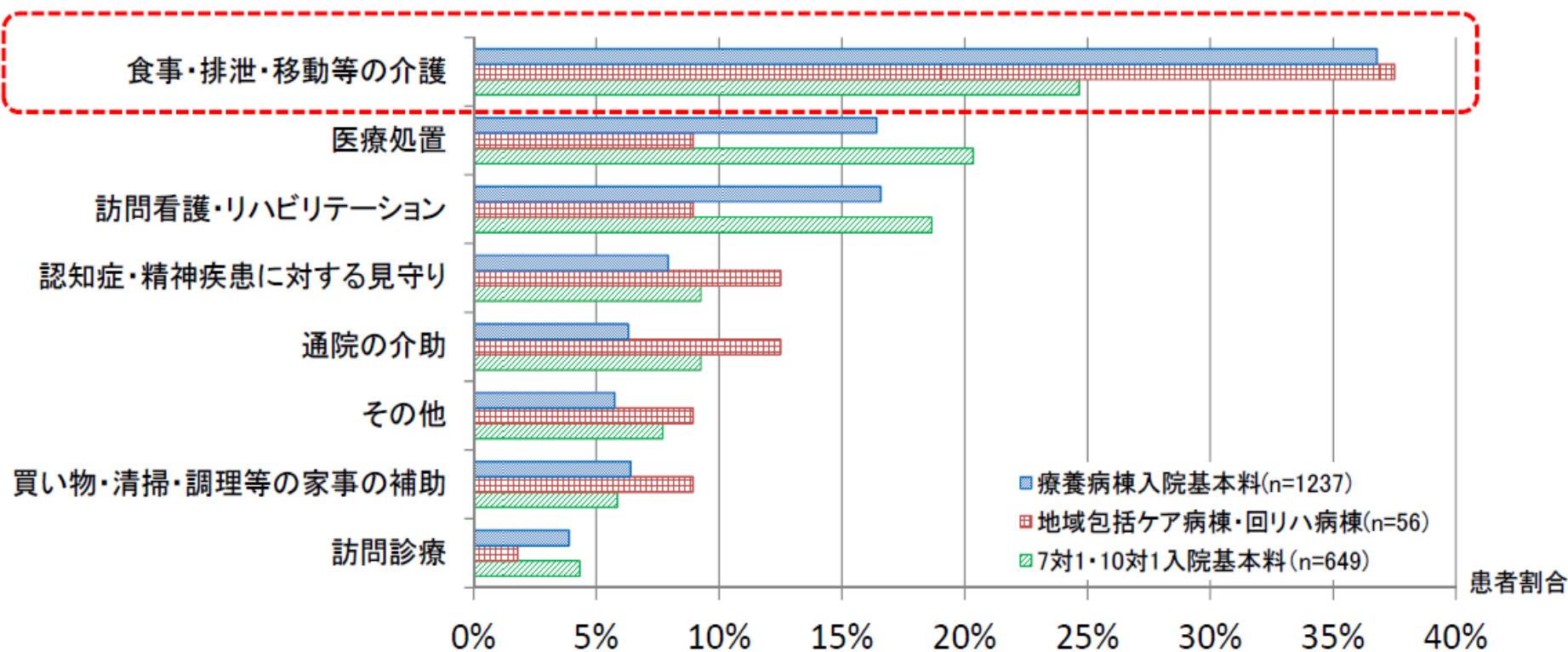
生活に戻す医療が これからの退院支援の基本



退院困難な患者が退院後に必要な支援

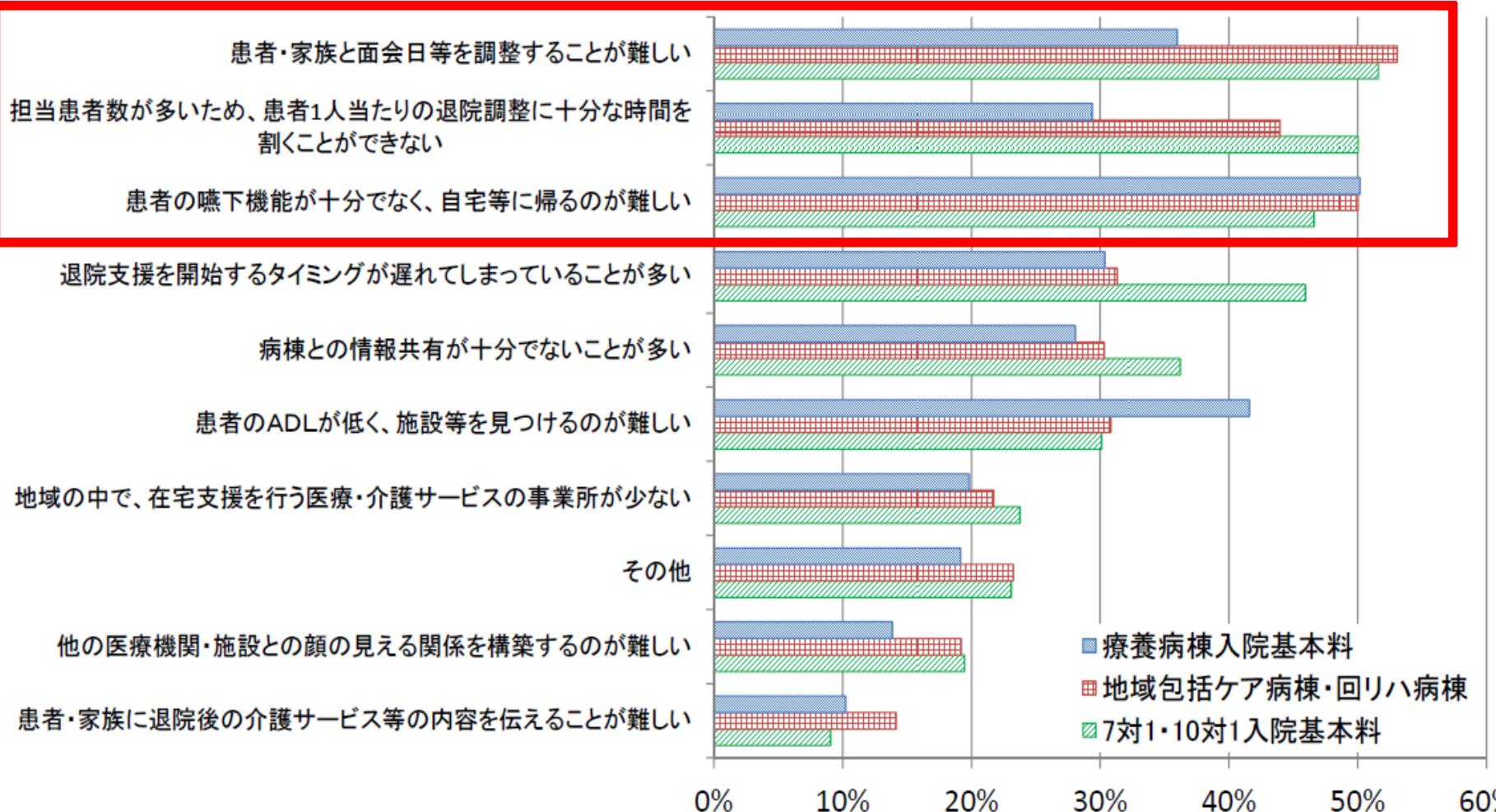
- 入院中の患者のうち、医学的な理由以外で退院できない患者が、退院後に必要な支援としては「食事・排泄・移動等の介護」が最も多かった。

＜医学的には外来・在宅でもよいが、他の要因のために退院できない患者が退院後に必要な支援＞



退院支援を行うに当たって困難な点

- 退院支援室等において、退院支援を行うに当たって困難な点として、患者・家族との面会や十分な退院調整に向けた時間の確保、嚥下機能が低下した患者の取扱い等が挙げられた。



退院直後の在宅療養支援の評価

- ・ 医療ニーズが高い患者が安心・安全に在宅療養に移行し、在宅療養を継続できるようにするために、退院直後の一定期間に退院支援や訪問看護ステーションとの連携のため入院医療機関から行う訪問指導について評価する
- ・ 今後の在宅医療のニーズの増大に対応した訪問看護の提供体制の確保のために、病院・診療所からの訪問看護をより評価する。

退院直後の在宅療養の支援

病棟の看護師や病院・診療所の訪問看護ステーションと連携



病院の訪問看護ステーション

病棟看護師と連携



退院直後患者



地域の訪問看護ステーション

地域包括ケアシステム推進のための取組の強化⑪

退院直後の在宅療養支援に関する評価

- 医療ニーズが高い患者が安心・安全に在宅療養に移行し、在宅療養を継続できるようにするために、退院直後の一定期間、退院支援や訪問看護ステーションとの連携のために、入院していた医療機関から行う訪問指導について評価する。

(新) **退院後訪問指導料 580点(1日につき)**

(新) **訪問看護同行加算 20点**

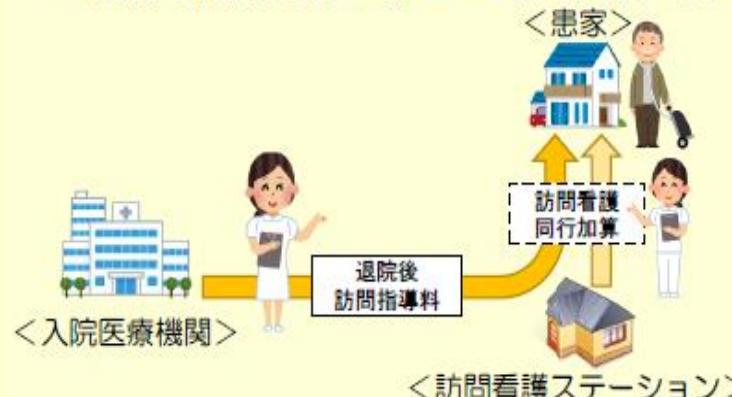
[算定要件]

- 対象患者:別表第8又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅲ以上*

*要介護被保険者等及び看護師等が配置されている特別養護老人ホーム・指定障害者支援施設等の入所者(ただし保険医療機関を除く。)も算定可能とする。

- 算定回数:退院後1か月以内に限り、5回を限度として算定する。

- 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の保険医療機関の看護師等と同行し、指導を行った場合には、訪問看護同行加算として、退院後1回に限り、所定点数に加算する。



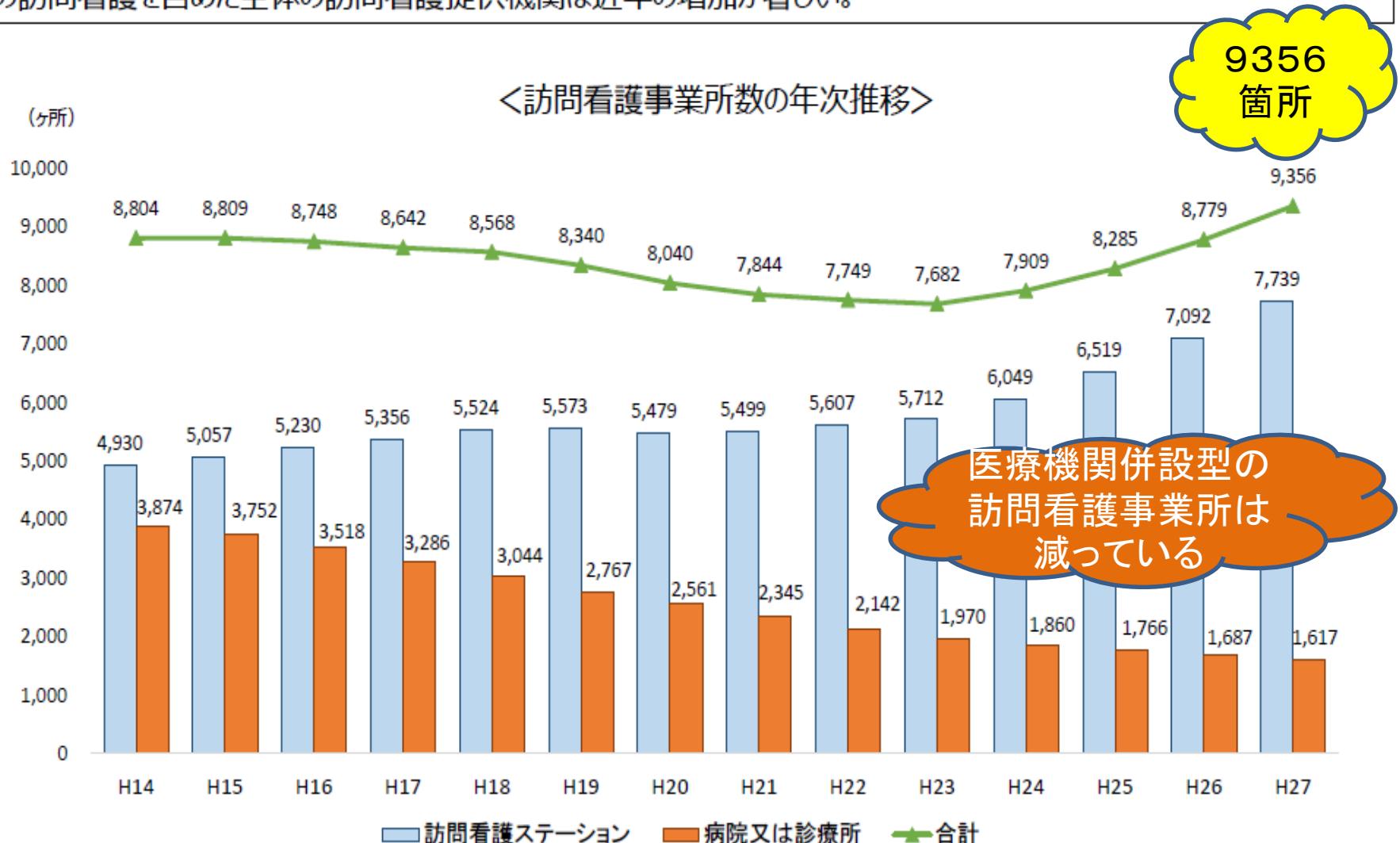
別表第8

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理

- 在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

訪問看護ステーション数の年次推移

- 訪問看護ステーション数は7,739か所（平成27年4月介護保険審査分）と増加傾向にあり、病院・診療所からの訪問看護を含めた全体の訪問看護提供機関は近年の増加が著しい。



退院支援のポイント

- 退院支援のポイント
 - 排せつリハ、嚥下リハが十分に行われているか？
 - 入院中のこれらのリハが十分に行われないと生活にもどれない。
- 地域のケアマネージャーや在宅医療のスタッフとの連携が取れているのか？
 - 入院中から退院後の計画が地域の関係スタッフと十分に立てられているのか？
 - 試験外泊や外出支援がされているのか？
- 介護施設との連携
 - 退院後、自宅に帰ることができない患者への対応として、介護施設との連携がされているのか？
- 退院直後の訪問看護支援
 - 病院によっては、退院前の試験的な外泊や外出支援を実施したり、退院後の14日間に訪問看護を利用できる制度などを設けて、退院直後の在宅医療の充実化を図るところもある。
- 退院調整支援要員の病棟配置
 - 看護師、ケースワーカーなど

2018年同時改定 診療報酬改定

診療報酬改定

(中医協総会 28年12月21日)

- (1) 医療機能の分化・連携の強化、
地域包括ケアシステムの構築の推進
 - ①入院医療
 - 医療機能、患者の状態に応じた評価
 - 7対1、地域包括ケア病棟、介護療養病床の転換(介護医療院)
 - DPC制度における調整係数、機能評価係数Ⅱの見直し等
 - 調整係数の廃止
 - 医療従事者の負担軽減やチーム医療の推進等に係る取組
 - ②外来医療
 - かかりつけ医機能とかかりつけ歯科医機能
 - かかりつけ医機能とかかりつけ薬剤師・薬局機能の連携
 - 生活習慣病治療薬等の処方
 - フォーミュラリー
 - 紹介状なしの大病院受診時の定額負担
 - ③在宅医療
 - 重症度や居住形態、患者の特性に応じた評価
 - 訪問診療、歯科訪問診療、訪問看護、在宅薬剤管理指導等
 - 訪問リハビリテーション指導管理2

- ④医療と介護の連携
 - 療養病床・施設系サービスにおける医療
 - 居宅等における医療(訪問診療・訪問看護、歯科訪問診療、薬剤師の業務等)
 - 維持期のリハビリテーション
- (2)患者の価値中心の安心・安全で質の高い医療の実現
 - アウトカムに基づく評価
 - 患者や家族等への情報提供や相談支援
 - 医療機能等に関する情報提供や公表
 - 患者の選択に基づくサービス提供
- (3)重点分野、個別分野に係る質の高い医療提供の推進
 - 緩和ケアを含むがん患者への質の高い医療
 - 認知症患者への質の高い医療
 - 精神疾患患者への医療提供や地域移行・地域生活支援
 - 外来や入院でのリハビリテーション
 - 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療
 - 薬剤使用の適正化に係る薬剤管理業務

- (4) 持続可能性を高める効果的・効率的な医療への対応
 - ① 医薬品、医療機器等の適切な評価
 - 薬価制度の抜本改革(保険医療材料価格制度の見直しを含む)
 - 年4回の薬価見直し、毎年改定
 - 医療技術の費用対効果の観点を踏まえた評価
 - 新しい医療技術の保険適用
 - 後発医薬品の更なる使用促進
 - 80%シェア、バイオシミラーの評価
 - ② 次世代の医療を担うサービスイノベーションの推進
 - バイオテクノロジー、ICT、AI(人工知能)などの新たな技術への対応
 - ICTを活用した医療情報の共有の在り方
 - より効率的な共有・活用を推進するための医療の情報化等に資する取組の推進

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

方向性

- ① 医療機関の機能の明確化と連携の強化
- ② 医療機関と在宅/介護施設との連携強化
- ③ 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築

報酬改定

診療報酬・介護報酬
同時改定①

診療報酬・介護報酬
同時改定②

診療報酬・介護報酬
同時改定③

診療報酬改定①

2016年
診療報酬改定②

診療報酬改定③

診療報酬改定④

2018年

医療計画

医療計画

地域医療構想

第6次医療計画

2023年

医療計画

介護
保険
事業
計画

介護
保険
事業
計画

介護
保険
事業
計画

介護
保険
事業
計画

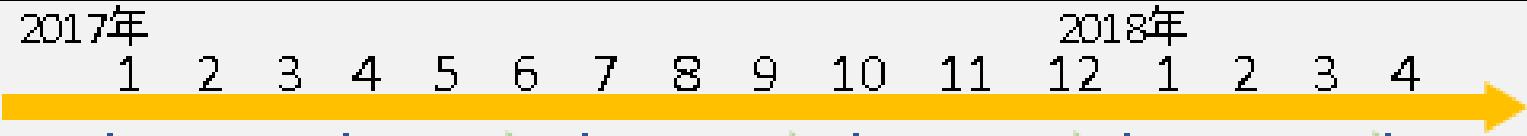
介護保
険事業
計画

介護
保険
事業
計画

介護
保険
事業
計画

医療介護のあるべき姿

中医協の検討スケジュール(案)



中医協総会

第1ラウンド

第2ラウンド

第3ラウンド

質問・答申
附帯意見

専門部会

- ・診療報酬改定結果
検証部会

16年度調査報告

17年度調査報告

- ・薬価専門部会

調査結果・
改定の基本方針

- ・保険医療材料専門
部会

制度改革に向けた議論

価格調査

- ・費用対効果評価
専門部会

試行的導入及び本格導入に向けた検討

小委員会

- ・調査実施小委員会

調査設計

調査実施

調査報告

- ・診療報酬基本問題
小委員会

第1ラウンド

第2ラウンド

第3ラウンド

診療報酬調査専門組織

- ・DPC評価分科会
- ・医療技術評価分科会

調査実施

調査結果の分析 基本小委へ報告

- ・入院医療等の調査・
評価分科会
等

(1) 医療機能の分化・連携の強化、地域包括ケアシステムの構築の推進

①入院医療、②外来医療、③在宅医療、④医療と介護の連携

(2) 患者の価値中心の安心・安全で質の高い医療の実現

- ・アウトカムに基づく評価
- ・患者や家族等への情報提供や相談支援
- ・医療機能等に関する情報提供や公表
- ・患者の選択に基づくサービス提供

(3) 重点分野、個別分野ごとに質の高い医療提供の推進

- ・緩和ケアを含むがん・認知症・精神医療・リハビリテーション
- ・口腔疾患の重症化予防等・薬剤管理業務

(4) 持続可能性を高める効率的・効率的な医療への対応

- ①医療品、医療機器等の適切な評価
- ②薬価制度の抜本改革・費用対効果・新医療技術の保険適用等
- ③次世代の医療を担うサービスイノベーションの推進
- ・バイオテクノロジー、ICT、AI(人工知能)等

主な検討項目

休憩



パート4

地域包括ケアシステムと 在宅医療



地域包括ケアシステムとは

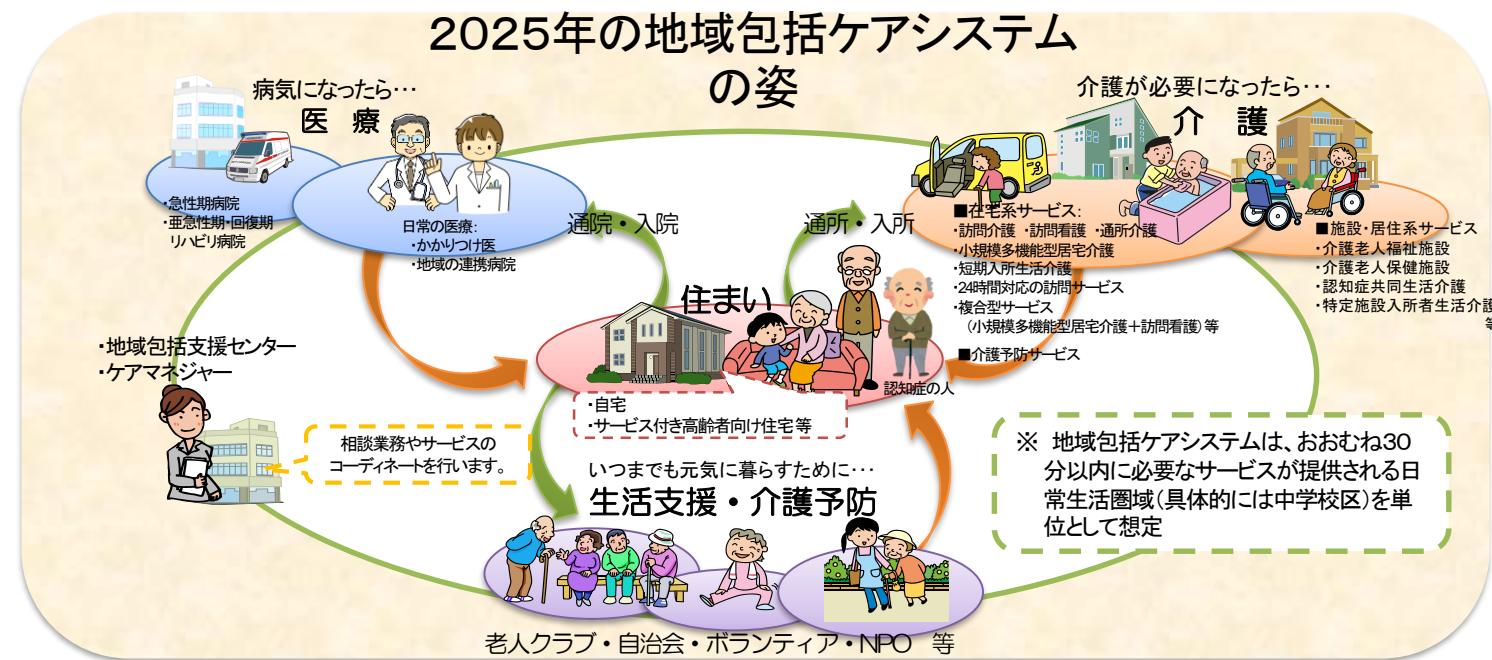
介護が必要になっても、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるように、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供するシステム



平成25年 地域包括ケアシステム

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



2016年診療報酬改定の 基本的視点

- (1) 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点
 - 医療機能に応じた入院医療の評価
 - チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取り組み
 - 地域包括ケアシステム推進
 - 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
 - 外来医療の機能分化
- (2) 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する視点
- (3) 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点
- (4) 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

質の高い在宅医療

- ①在宅療養支援病院・診療所
- ②機能強化型訪問看護ステーション
- ③かかりつけ薬局・薬剤師

①在宅療養支援診療所・病院



在宅療養支援診療所・病院の概要

在宅療養支援診療所

地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所

【主な施設基準】

- ① 診療所
- ② 24時間連絡を受ける体制を確保している
- ③ 24時間往診可能である
- ④ 24時間訪問看護が可能である
- ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している
- ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供している
- ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している

注1 : ③、④、⑤の往診、訪問看護、緊急時の病床確保については、連携する保険医療機関や訪問看護ステーションにおける対応でも可

在宅療養支援病院

診療所のない地域において、在宅療養支援診療所と同様に、在宅医療の主たる担い手となっている病院

【主な施設基準】

- ① 200床未満又は4km以内に診療所がない病院
 - ② 24時間連絡を受ける体制を確保している
 - ③ 24時間往診可能である
 - ④ 24時間訪問看護が可能である
 - ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している
 - ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供している
 - ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している
- 注2 : ④の訪問看護については、連携する保険医療機関や訪問看護ステーションにおける対応でも可

機能を強化した在宅療養支援診療所・病院

複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関(地域で複数の医療機関が連携して対応することも可能)が往診料や在宅における医学管理等を行った場合に高い評価を行う。

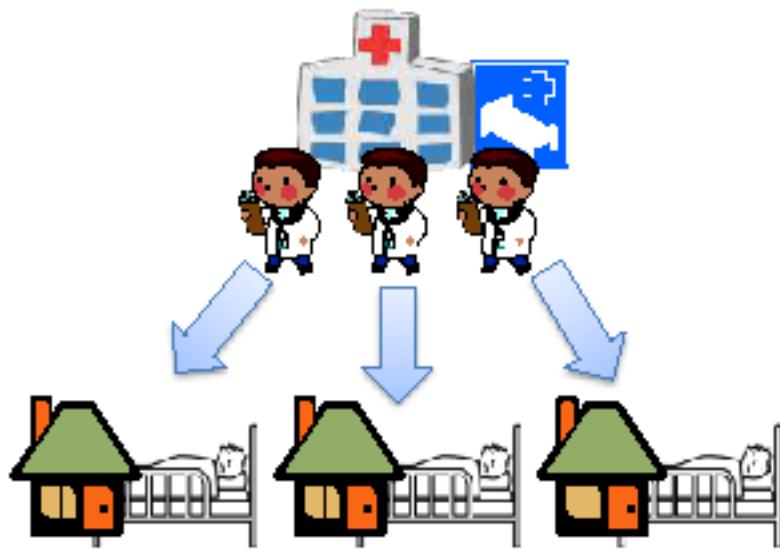
【主な施設基準】

- ① 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置
- ② 過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有する
- ③ 過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有している

注3 : 上記の要件(①～③)については、他の連携保険医療機関(診療所又は200床未満の病院)との合計でも可。ただし、それぞれの医療機関において過去1年間に緊急の往診を4件以上、看取り2件以上を実施していること。

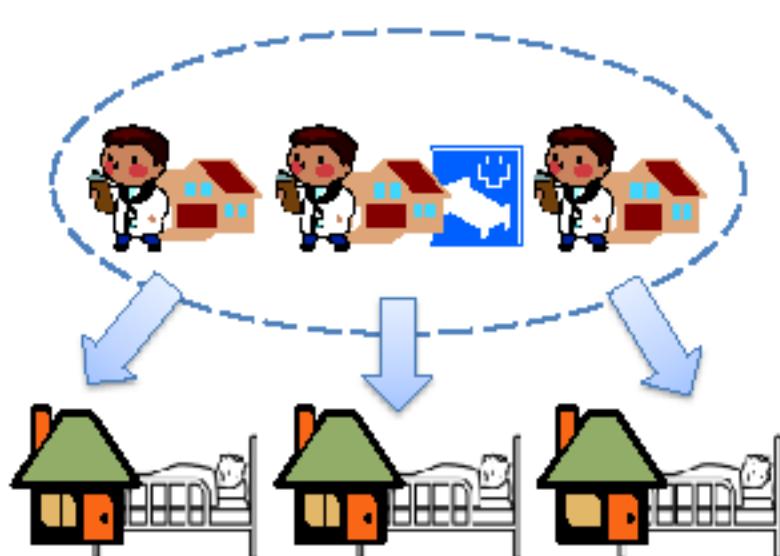
機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)

単独強化型



- ・3名以上の医師が所属する診療所が在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在宅医療を行う場合をともに評価。
- ・さらに、ベッドを有する場合を高く評価。

連携強化型



在宅療養支援診療所



湘南なぎさ診療所

<在宅療養支援診療所届出数>

届出数

16,000

14,000

12,000

10,000

8,000

6,000

4,000

2,000

0

強化型在支診

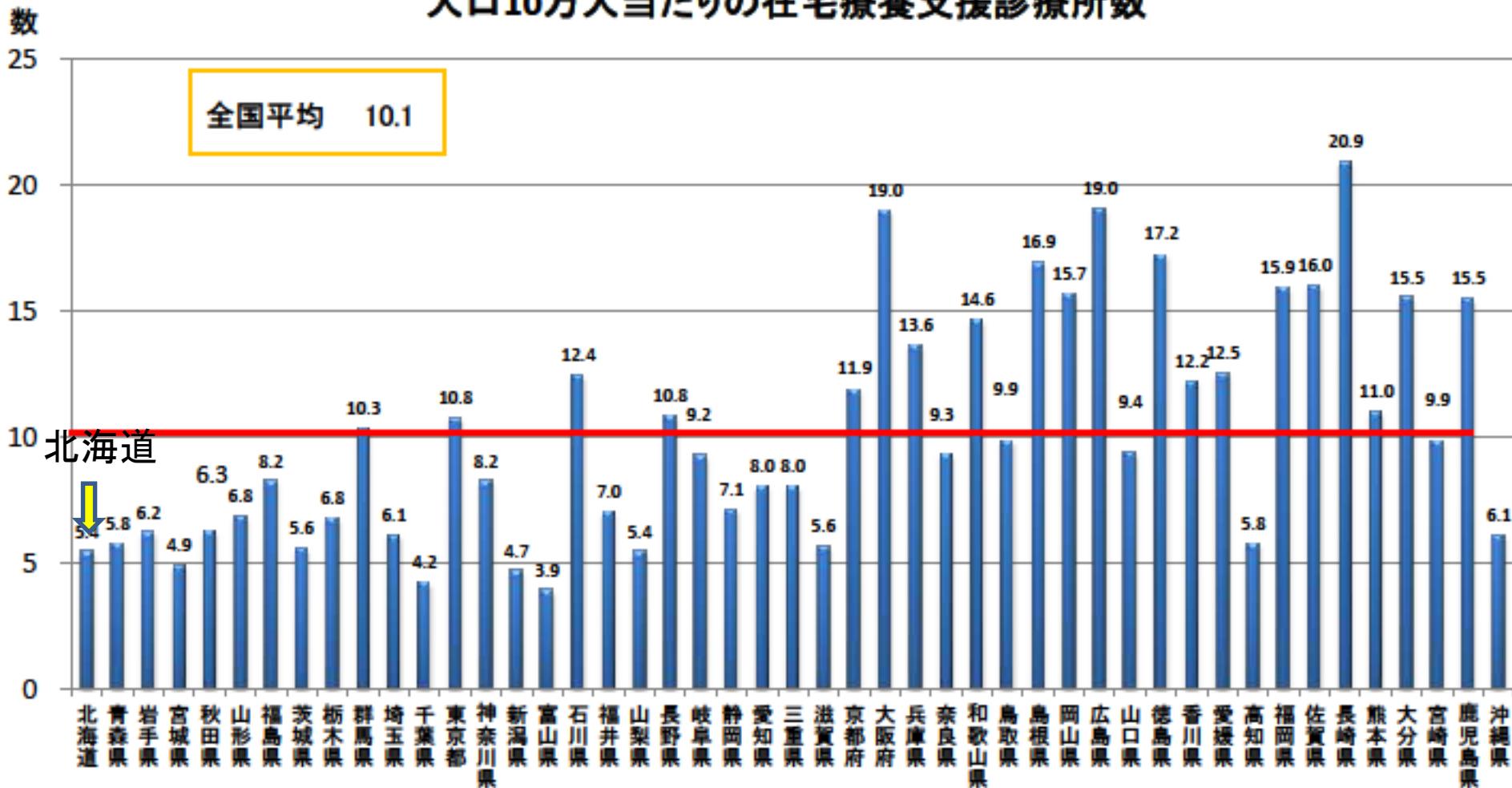
連携強化型在支診

従来型在支診

H18年 H19年 H20年 H21年 H22年 H23年 H24年 H25年 H26年

人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数

人口10万人当たりの在宅療養支援診療所数



東京都で第1号の在宅療養支援病院 医療法人財団厚生会古川橋病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - 一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター



鈴木先生

<在宅療養支援病院届出数>

届出数

1,200

- 強化型在支病
- 連携強化型在支病
- 従来型在支病

1,000

800

600

400

200

0

H20年

H21年

H22年

H23年

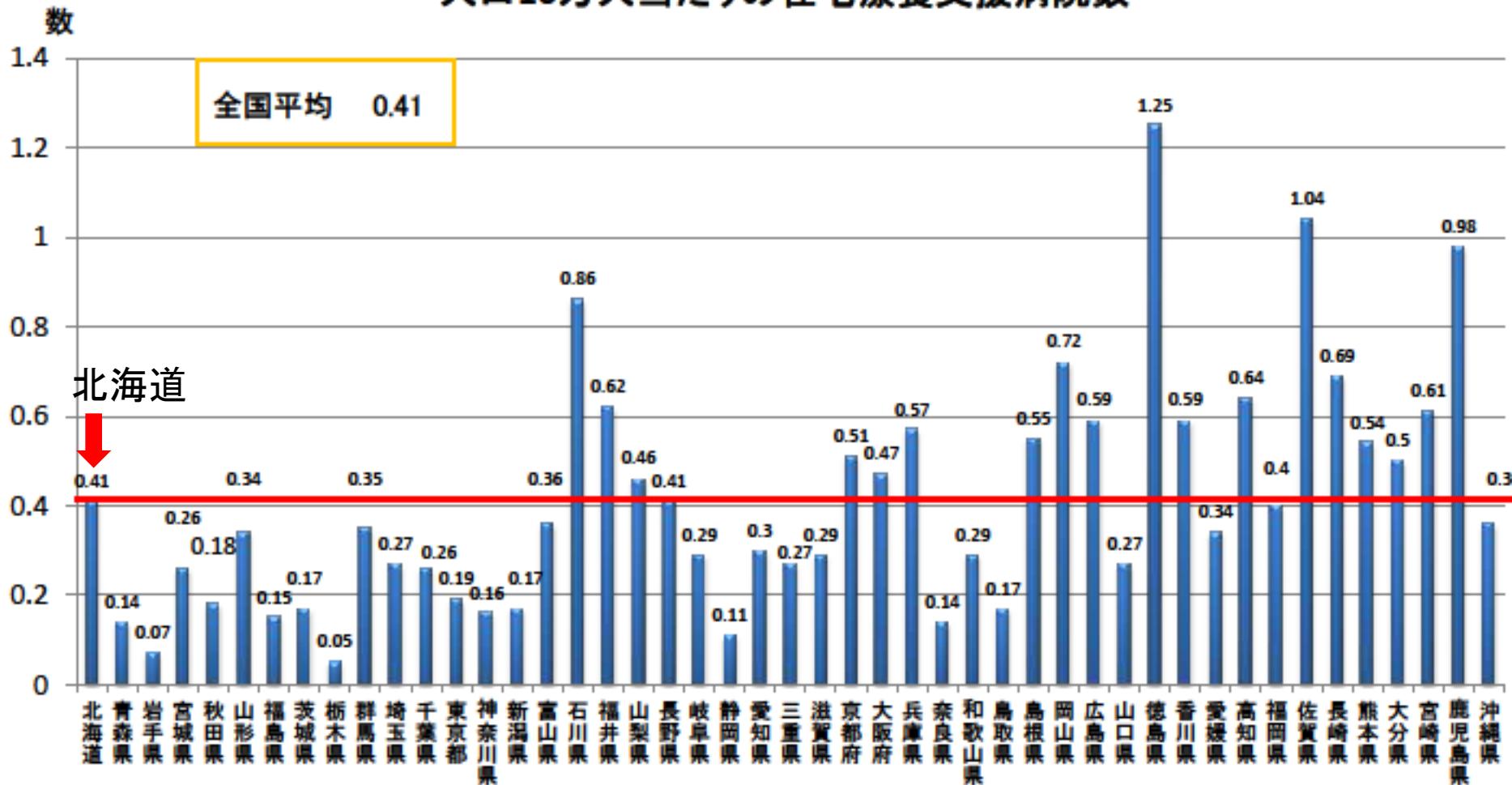
H24年

H25年

H26年

人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数

人口10万人当たりの在宅療養支援病院数



2016年診療報酬改定へ向けて 在宅医療



2015年11月11日中医協総会

在宅医療を専門に行う 医療機関について

規制改革会議

「在宅診療を主として行う診療所の
開設要件の明確化」

在宅医療を専門に行う保険医療機関について

中医協 総-3
25 10 30

1. 在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めていない趣旨

- 健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする（いわゆるフリーアクセス）とされている。
- この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが重要であり、健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。（法令上、明確に規定された要件ではない）
- なお、在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めた場合は、当該地域の患者の受診の選択肢が少なくなるおそれ、当該保険医療機関の患者が急変時に適切な受診ができないおそれ等が考えられる。

2. 外来応需の体制確保の指導

- 厚生局における保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導を行っており、在宅医療を専門に行つ保険医療機関は認めていない。
- しかし、全国一律の運用基準や指針などではなく、厚生局によって、指導内容や方法等に違いがあるとの指摘がある。

＜参考＞

- 健康保険法
 - 第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。
 - 一～五（略）
 - 2（略）
 - 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
 - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
 - 二・三（略）
 - 「被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について」（平成23年9月7日 中医協 総-8）
 - ・周囲に入院医療機関が不足している等、やむを得ない場合には、当該医療機関において外来を開かず、在宅医療のみを行う場合であっても保険医療機関として認めることとする。[現在は、福島県内のみ利用可能]

第253回中央社会保険医療協議会（H25.10.30）における主なご意見

＜在宅医療専門の医療機関には問題があるとの意見＞

- 互いに顔が見えて気心の知れた、かかりつけ医の機能の延長としての在宅医療が望ましい。かかりつけ医が在宅医療を担うのが一番よく、在宅医療を主とした医療機関でも、外来のノウハウを持つべき。
- 在宅専門医療機関の一部は、いわゆるサクランボ摘み的なところがある。つまり軽症者をたくさん集めて、掛け合わせれば大きな利益が得られる。でも、重症者にはなかなか対応してくれないことがある。

＜在宅医療の供給体制を確保することを優先すべきとの意見＞

- 現実に、診療所の少数の医師が24時間在宅での対応をするのは医師の負担が大きすぎる。訪問診療の提供には、いろいろな形態があってよい。
- 在宅医に外来を求ることで、在宅医療全体のキャパシティーが減ってしまう。在宅医療のニーズは増えるが、供給体制が十分に賄えないでの、当面は今のまま進んでよい。

＜主治医・かかりつけ医の機能の充実を図るべきとの意見＞

- 在宅医療、訪問医療を含めて、主治医、かかりつけ医機能をどうやって充実させていくかというほうに議論を集中させたほうが、得策ではないか。
- 在宅医療が、今のかかりつけ医・主治医の機能とどのように連携するべきかを考える必要がある。在宅医療専門機関とかかりつけ医・主治医機能を別々のものとして考える必要はない。

質の高い在宅医療・訪問看護の確保④

在宅医療を専門に行う医療機関の開設

- 健康保険法に基づく開放性の観点から、外来応需体制を有していることが原則であることを明確化した上で、以下の要件等を満たす場合には在宅医療を専門に実施する診療所の開設を認める。

[主な開設要件]

- ① 外来診療が必要な患者が訪れた場合に対応できるよう、診療地域内に2か所以上の協力医療機関を確保していること(地域医師会から協力の同意を得られている場合はこの限りではない。)
- ② 在宅医療導入に係る相談に隨時応じ、患者・家族等からの相談に応じる設備・人員等が整っていること。
- ③ 往診や訪問診療を求められた場合、医学的に正当な理由等なく断ることがないこと。
- ④ 緊急時を含め、隨時連絡に応じる体制を整えていること。

等

在宅医療専門の医療機関に関する評価

- 在宅医療専門の医療機関について、在支診の施設基準に加え、以下の実績等を満たしている場合には、それぞれ同様に評価を行う。

① 在宅患者の占める割合が95%以上	④ (施設総管の件数) / (在総管・施設総管の件数) ≤ 0.7
② 5か所／年以上の医療機関からの新規患者紹介実績	⑤ (要介護3以上の患者+重症患者) / (在総管・施設総管の件数) ≥ 0.5
③ 看取り実績が20件／年以上又は15歳未満の超・準超重症児の患者が10人以上	

- 在宅医療専門の医療機関であって、上記の基準を満たさないものは、在総管・施設総管について、在支診でない場合の所定点数の80／100に相当する点数により算定する。
- 在宅患者の占める割合が95%未満である医療機関について、在支診の要件は現行通りとする。



在宅医療を提供する医療機関とその評価 に関する論点②

- 往診・訪問診療を専門に行う場合における、在宅医療への報酬体系についてどう考えるか。

- ▶ 特に、保険医療機関が往診・訪問診療を専門に行うに当たって、患者への質の高い医療サービスを担保するため、どのような点に着目した評価を行うべきか。

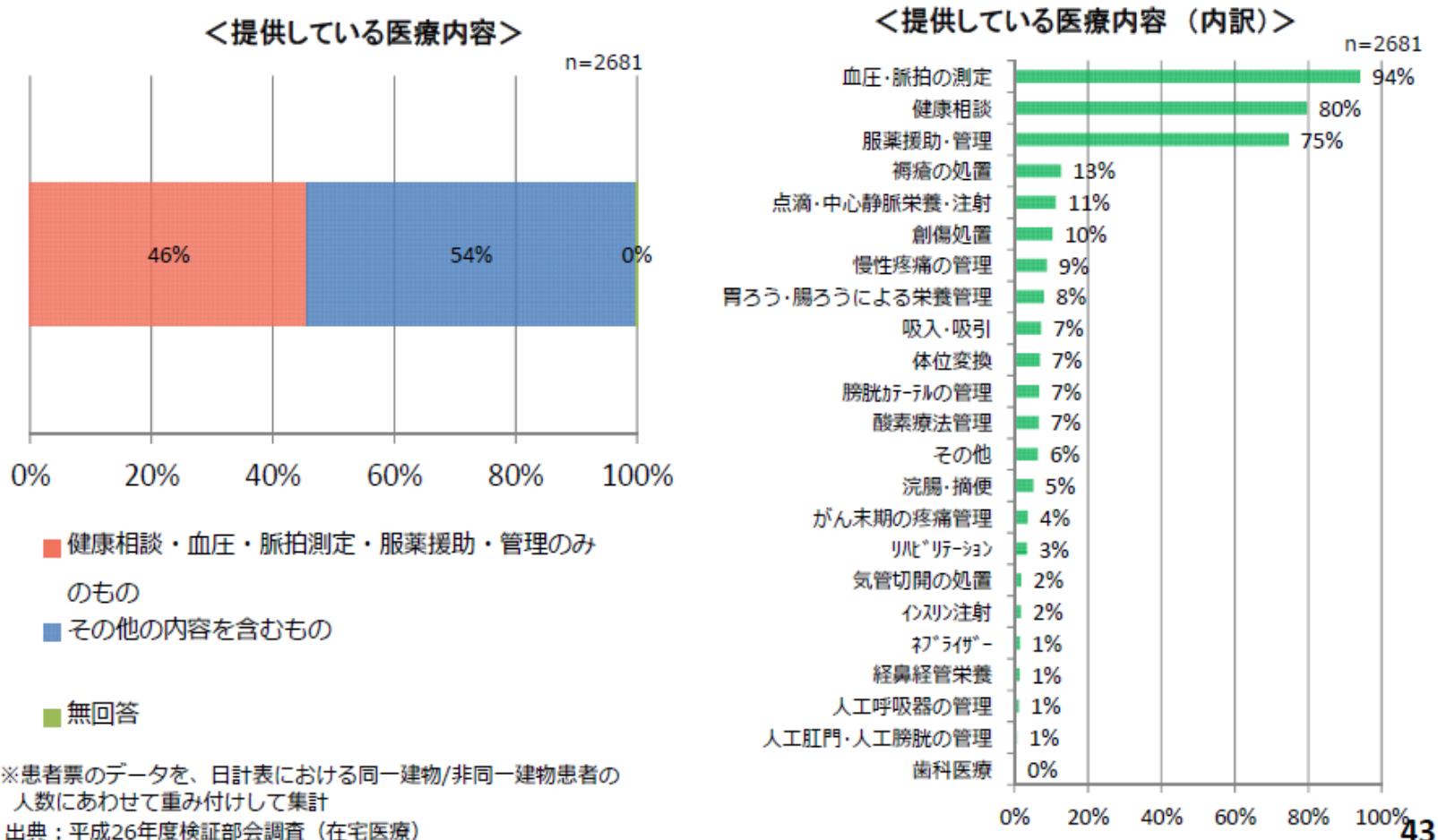
在宅医療では、比較的重症な患者から軽症な患者まで幅広い患者に対して診療が行われていることから、患者の状態や居住場所に応じたきめ細かな評価を実施する。

別表7、8を用いた患者重症度に応じた評価

患者の診療状況について①

<提供している医療内容>

- 在宅患者全体の45%程度は調査項目のうち「健康相談」「血圧・脈拍の測定」「服薬援助・管理」のみに該当する一方、残りの55%は「点滴・中心静脈栄養・注射（約11%）」等何らかの処置・管理等を実施されている。



長期にわたって医学管理の必要性が高い疾病・処置等

○ 在宅医療等において、長期にわたって医学管理の必要性が高いと評価されている疾病・処置等として、以下の様な項目が挙げられている。

		別表7※	別表8***	左記の他医療区分2・3のうち 長期に渡る管理を要する状態等
長期にわたって医学管理の必要性高い 疾病・処置等	理継続が必要な医学管 理等	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈栄養 ・気管切開 ・持続陽圧呼吸療法 ・気管カニューレ/留置カテーテルの使用 ・自己腹膜灌流 ・経管栄養等 ・自己疼痛管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸 ・酸素療法 ・血液透析 ・自己導尿 ・人工肛門/人工膀胱
	長期に渡る療養が 必要な疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・スモン ・多系統萎縮症 ・球脊髄性筋萎縮症 ・多発性硬化症 ・進行性筋ジストロフィー症 ・副腎白質ジストロフィー ・慢性炎症性脱髓性多発神経炎 ・重症筋無力症 ・パーキンソン病関連疾患 ・亜急性硬化性全脳炎 ・脊髄性筋萎縮症 ・後天性免疫不全症候群 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンチントン病 ・ライソゾーム病 ・頸髄損傷 ・プリオン病 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪性腫瘍 ・肺高血圧症 ・褥瘡(真皮を超える)
	病態が増悪した状態等 短期的に		<ul style="list-style-type: none"> ・点滴注射 	

その他

別表7・8に該当しない又は医療区分1に該当する状態

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③

同一建物減算

在宅医療を担う医療機関の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める。

- 在宅時医学総合管理料(在総管)、特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)について、同一建物における複数訪問時の点数を新設し、評価を適正化するとともに、在支診・病以外の評価を引き上げる。

区分	機能強化型在支診・病				在支診・病		それ以外	
病床	病床有		病床無					
処方せん	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	2,200点	2,500点
特医総管	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	1,500点	1,800点



区分	機能強化型在支診・病				在支診・病		それ以外	
病床	病床有		病床無					
処方せん	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	同一	1,200点	1,500点	1,100点	1,400点	1,000点	1,300点	760点
	同一以外	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	1,060点
特医総管	同一	870点	1,170点	800点	1,100点	720点	1,020点	540点
	同一以外	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	840点

質の高い在宅医療・訪問看護の確保②

在宅医療における重症度・居住場所に応じた評価②

- ③ 月1回の訪問診療による管理料を新設
- ④ 同一日に診療した人数に関わらず、当該建築物において医学管理を実施している人數に応じて評価

現行

(在総管：機能強化型在支診（病床なし）)

同一建物居住者以外の場合	4,600点
同一建物居住者の場合※1	1,100点



改定後

(在総管：機能強化型在支診（病床なし）)

	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
重症患者（月2回以上訪問）	5,000点	4,140点	2,640点
月2回以上訪問している場合	4,200点	2,300点	1,200点
月1回訪問している場合	2,520点	1,380点	720点

現行

(在総管：在支診)

同一建物居住者以外の場合	4,200点
同一建物居住者の場合※1	1,000点



改定後

(在総管：在支診)

	単一建物診療患者の人数※2		
	1人	2～9人	10人～
重症患者（月2回以上訪問）	4,600点	3,780点	2,400点
月2回以上訪問している場合	3,800点	2,100点	1,100点
月1回訪問している場合	2,280点	1,260点	660点

※1 同一建物居住者の場合：当該建築物に居住する複数の者に対して、医師が同一日に訪問診療を行う場合

※2 単一建物診療患者の人数：当該建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が在宅医学管理を行っている者の数

②機能強化型訪問看護ステーション



在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療

機能強化型訪問看護ステーションの評価

- 在宅医療を推進するため、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等、機能の高い訪問看護ステーションを評価する。



※特掲診療料の施設基準等・別表第7に掲げる疾病等

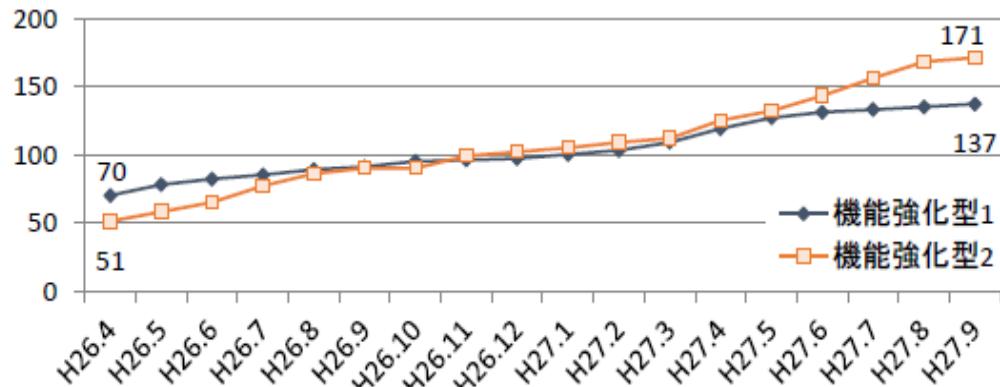
末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、バーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びバーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度又はIII度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髓性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態



機能強化型訪問看護ステーションの届出状況

- 機能強化型訪問看護管理療養費の届出は、平成27年9月時点で機能強化型1が137事業所、機能強化型2が170事業所であり、機能強化型1に比べ機能強化型2の届出数が多い。
- 大都市部で届出が多い傾向があり、届出がない県も6県ある。

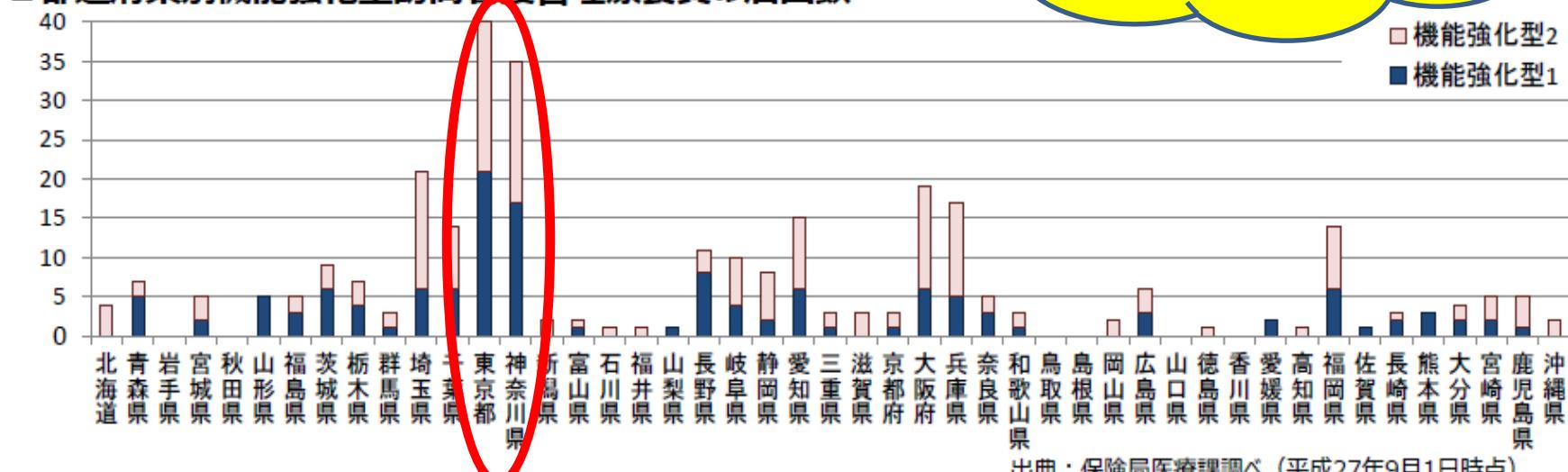
■機能強化型訪問看護管理療養費の届出数の推移



機能強化型訪問看護管理療養費1	機能強化型訪問看護管理療養費2	計
137	171	308

全国7739訪問看護ステーションの4%

■都道府県別機能強化型訪問看護管理療養費の届出数



出典：保険局医療課調べ（平成27年9月1日時点）

機能強化型 訪問看護ステーションと改定

(ア)看取り要件

(イ)医療ニーズの高い小児の受け入れ

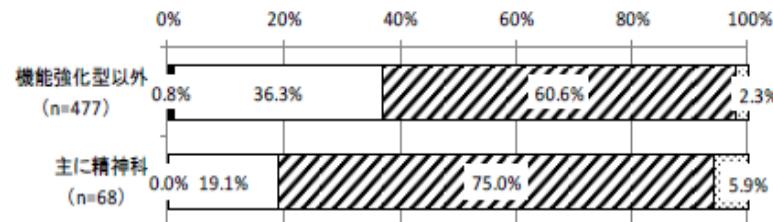
(ア) 看取り要件



機能強化型を届け出ない理由①

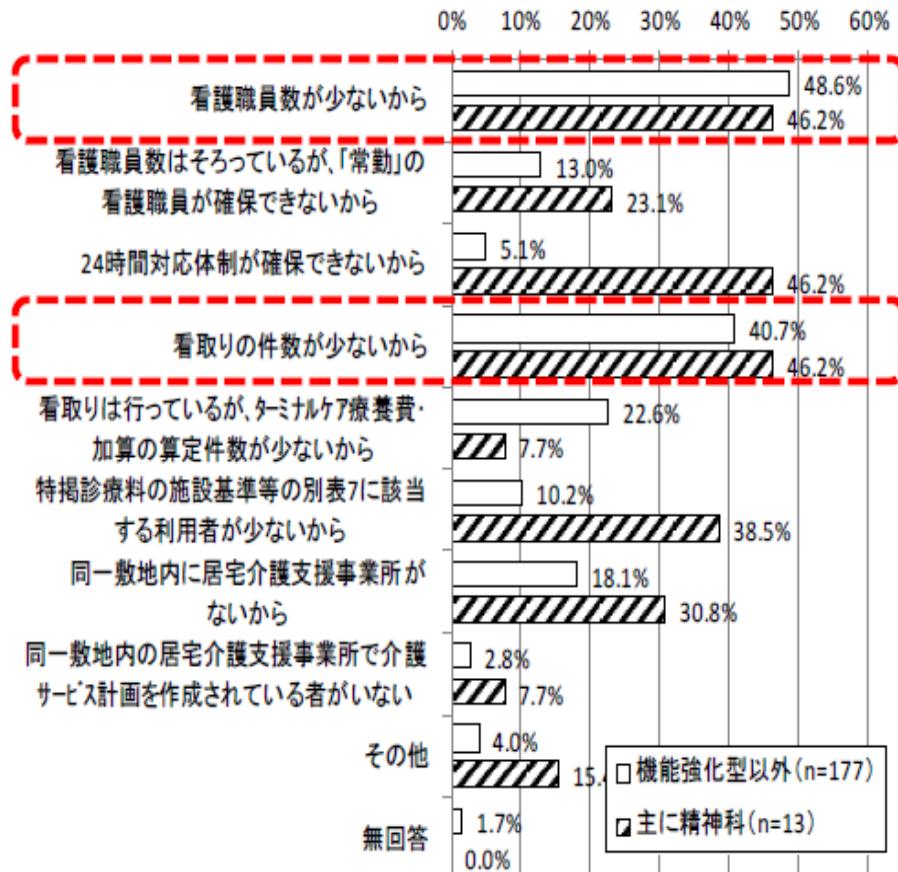
- 機能強化型訪問看護管理療養費を届け出ていない訪問看護ステーションのうち、約1／3のステーションは今後機能強化型として届け出ることを目指しているが、現時点では届け出ていない理由は、「看護職員数が少ない」及び「看取りの件数が少ない」が多い。

■機能強化型の届出の検討状況



- 届出予定である
- 時期は決まっていないが、機能強化型として届け出ることを目指している
- ▣機能強化型として届け出ることは特に目指していない
- 無回答

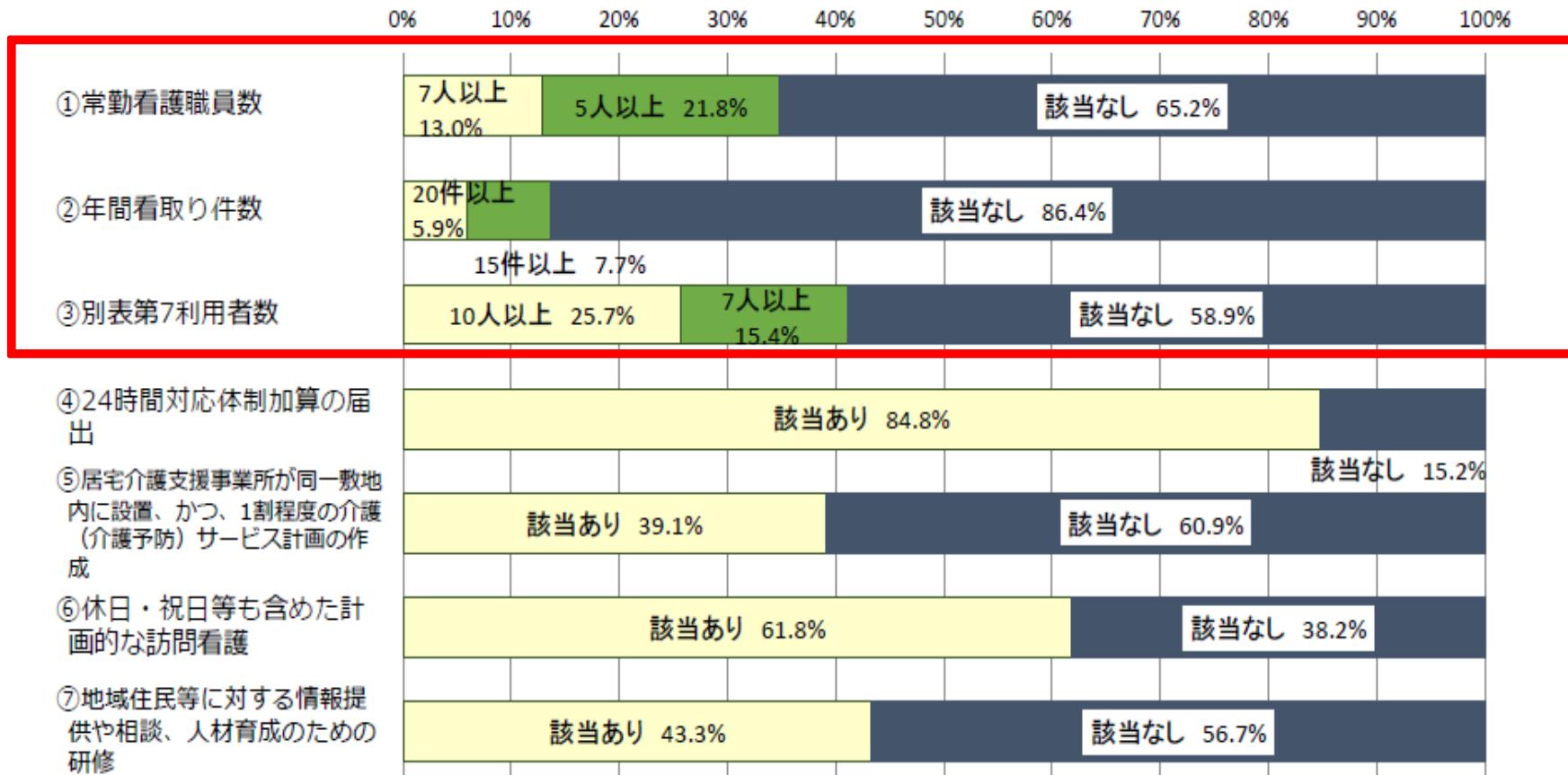
■機能強化型の届出なしの理由（複数回答）



機能強化型を届け出ない理由②

- 機能強化型訪問看護管理療養費を算定したことがない訪問看護ステーションでは、機能強化型訪問看護ステーションの施設基準で求められている項目のうち、年間看取り件数の要件を満たしていない事業所が最も多い。

■機能強化型訪問看護管理療養費を算定したことがないステーションの要件別の算定状況 (n=1,366ステーション)



出典：平成28年診療報酬改定に関するアンケート調査
(平成27年 社団法人全国訪問看護事業協会)

※調査対象：全国訪問看護事業協会会員訪問看護ステーション(4,436か所)
※調査期間：平成27年4月

訪問看護ステーションにおける看取り状況

- 訪問看護ステーション1か所当たりの年間合計看取り件数は、機能強化型1は平均約30件、機能強化型2は平均約20件、機能強化型以外は平均約5件である。
- ターミナルケアを実施していても、在宅がん医療総合診療料を算定している利用者は、現在は看取り件数に含まれていないが、含めた場合は看取り件数が増加する。

■ 1ステーション当たりの年間看取り件数

	看取り件数 ※	
	現行の計算方法	仮に、在宅がん医療総合診療料（医療機関で算定）対象患者を含めた場合
平均値	8.7	9.2
1) 機能強化型1のみ	31.4	32.5
2) 機能強化型2のみ	20.3	21.3
3) 1)、2)以外	5.1	5.5
中央値	4	4
標準偏差	11.7	12.1

	看取り件数	
	現行の計算方法	仮に、在宅がん医療総合診療料（医療機関で算定）対象患者を含めた場合
調査対象のうち、看取り件数が年間15件を上回るステーション数	137	+8% → 148

※看取り件数：平成26年4月1日～9月30日の看取り実績から年間合計を推計したもの

出典：平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成26年度調査）「機能強化型訪問看護ステーションの実態に向けた実態調査」
を保険局医療課にて再集計

在宅がん医療総合診療料

保険医療機関と訪問看護ステーションが共同で実施する場合には、保険医療機関において一括して算定する。

【概要】

- 末期の悪性腫瘍の患者に対し、計画的な医学管理の下に、訪問診療又は訪問看護を行う日が合わせて週4日以上であり、かつ、訪問診療及び訪問看護の回数が週1回以上。

※ 訪問看護ステーションがターミナルケアを実施していても、本項目の算定利用者は、訪問看護ステーション側では報酬を算定しない。

在宅がん医療総合診療料患者を含めて20人

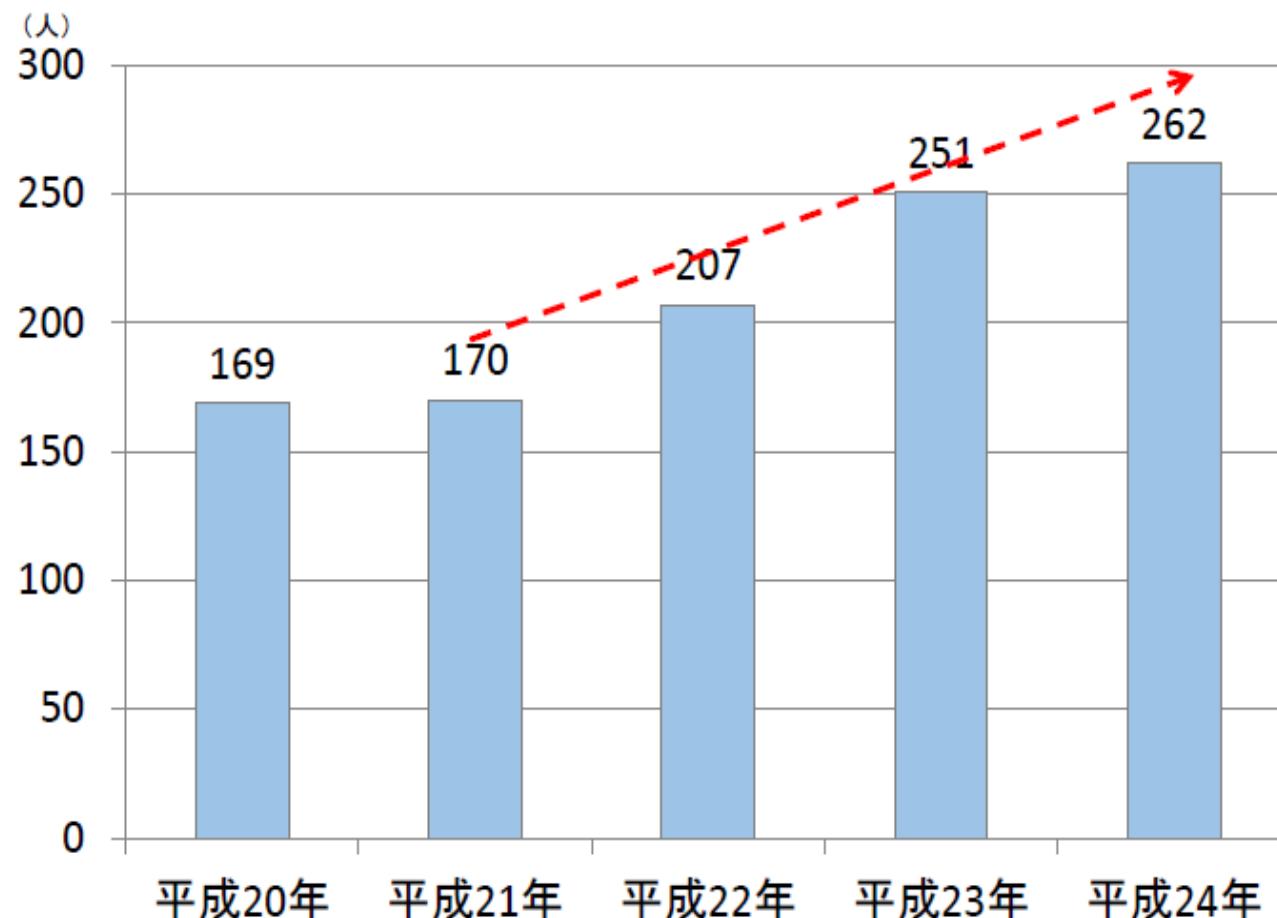
(イ) 医療ニーズの高い 小児の受け入れ



NICUにおける長期入院児の推移

- 新生児特定集中治療室(NICU)における長期入院児(1年以上入院している児)の数は増加傾向にある。

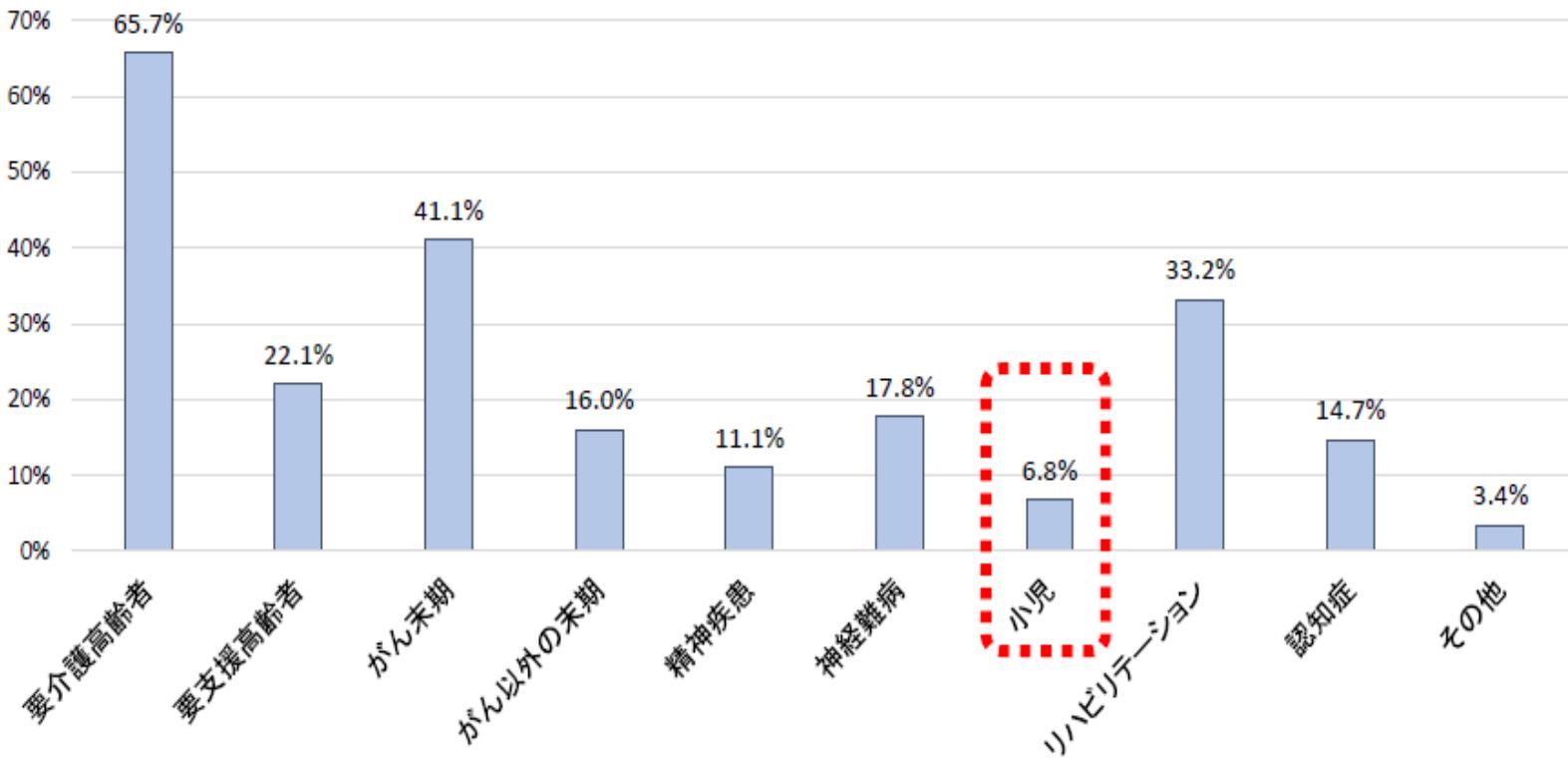
<NICUにおける1年以上の長期入院児数の年次推移(全国推計)>



訪問看護ステーションが得意としている利用者の特性

- 高齢者やがん末期、神経難病等と比べ、小児を得意分野とする訪問看護ステーションは少ない。

■訪問看護ステーションが得意としている利用者の特性 (n=443) (複数回答)



出典：東京都訪問看護支援検討委員会報告書（平成25年3月）

※調査対象：東京都内の訪問看護ステーション（管理者票）

質の高い在宅医療・訪問看護の確保⑩

機能強化型訪問看護ステーションの要件見直し

- 在宅医療を推進するために、機能の高い訪問看護ステーションを実情に即して評価する。また、超重症児等の小児を受け入れる訪問看護ステーションを増加させるために、超重症児等の小児の訪問看護に積極的に取り組む訪問看護ステーションを評価する。

現行

【機能強化型訪問看護管理療養費1】

- ハ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 20回以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。

【機能強化型訪問看護管理療養費2】

- ハ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 15回以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。

改定後

【機能強化型訪問看護管理療養費1】

ハ 次のいずれかを満たすこと。

- ① ターミナルケア件数を合計した数が年に 20以上
- ② ターミナルケア件数を合計した数が年に 15以上、かつ、超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時4人以上
- ③ 超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時6人以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。なお、ハにおいて②又は③に該当する場合は、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者と連携することが望ましい。

【機能強化型訪問看護管理療養費2】

ハ 次のいずれかを満たすこと。

- ① ターミナルケア件数を合計した数が年に 15以上
- ② ターミナルケア件数を合計した数が年に 10以上、かつ、超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時3人以上
- ③ 超重症児及び準超重症児の利用者数を合計した数が常時5人以上

ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。なお、ハにおいて②又は③に該当する場合は、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者と連携することが望ましい。

※ターミナルケア件数:

訪問看護ターミナルケア療養費の算定件数、ターミナルケア加算の算定件数及び在宅で死亡した利用者のうち当該訪問看護ステーションと共同で訪問看護を行った保険医療機関において在宅がん医療総合診療料を算定していた利用者数を合計した数

③薬局・薬剤師と在宅医療



葉山のタカノ薬局の岡豊香さん

患者のための薬局ビジョン

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～」

2015年10月23日

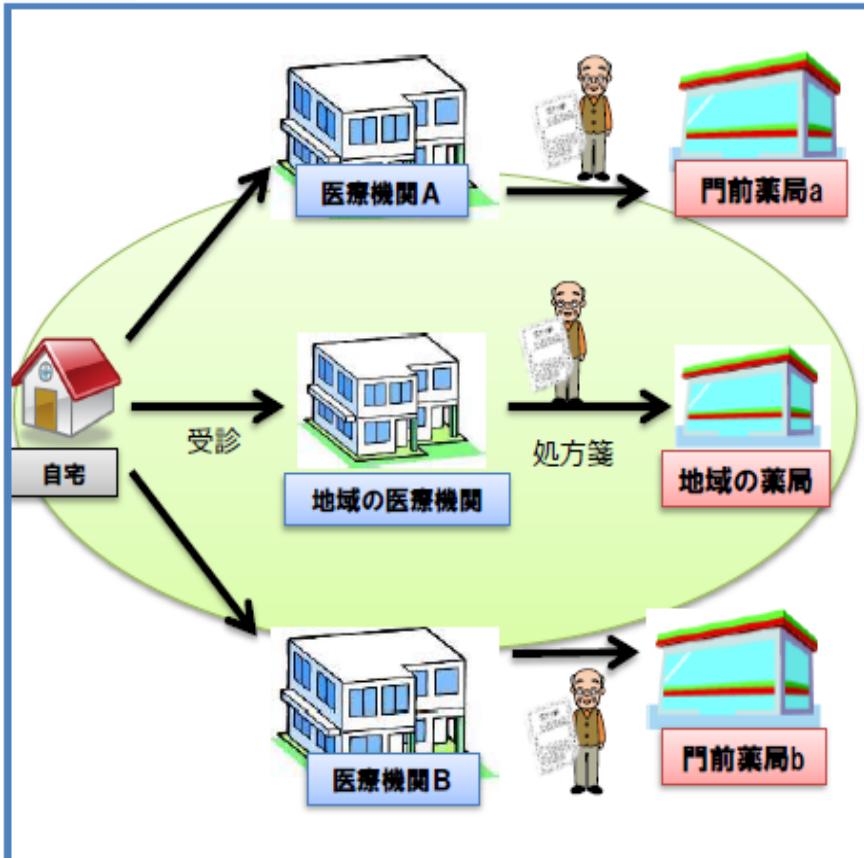
厚生労働省

医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

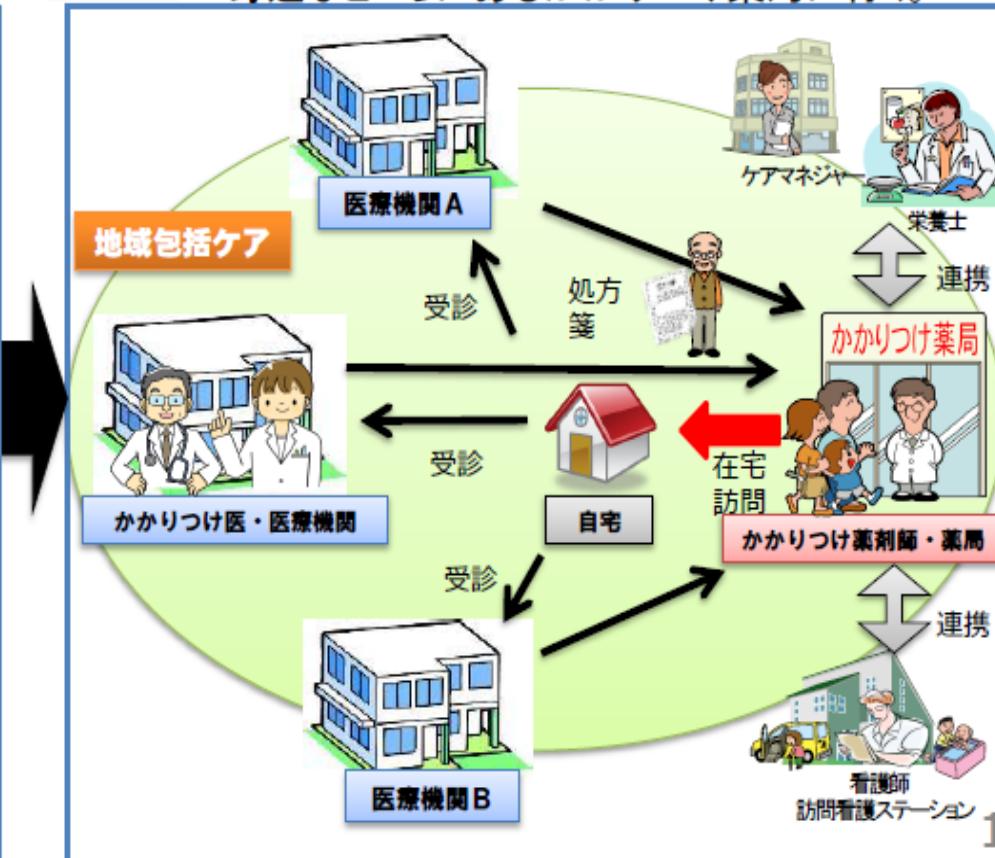
今後の薬局の在り方(イメージ)

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後

患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

- 地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師がいることが重要。
- かかりつけ薬剤師が役割を発揮するかかりつけ薬局が、組織体として、業務管理（勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制）、構造設備等（相談スペースの確保等）を確保。

服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳の一冊化・集約化を実施。

24時間対応・在宅対応

- 開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時電話相談を実施。
- 夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時などの場合には、調剤を実施。
- 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、在宅対応にも積極的に関与。

(参考)・現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。（5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得）

- ・薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携。
- ・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の地域包括支援センター等との連携も模索。

医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して疑義照会や処方提案を実施。
- 調剤後も患者の状態を把握し、処方医へのフィードバックや残薬管理・服薬指導を行う。
- 医薬品等の相談や健康相談に対応し、医療機関に受診勧奨する他、地域の関係機関と連携。

薬局再編の全体像

～立地から機能へ～

現状

57,000薬局あるが、門前を中心^に医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

様々な医療機関からの
処方箋を受付

特定の診療所からの
処方箋を受付

特定の病院からの
処方箋を受付

面分業

門前薬局を含め、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

診療所門前

中小病院門前

大病院門前

2025年まで

すべての薬局を
「かかりつけ薬局」へ

かかりつけ薬局

- ・ ICTを活用し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との連携

+

・ 健康サポート機能

(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)

※健康サポート薬局として活動
(日常生活圏域ごとに必要数確保)

・ 高度薬学管理機能

(抗がん剤等の薬学的管理)

2035年まで

○団塊の世代が要介護状態の方が多い85歳以上に到達

○一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

立地も地域へ

既に地域に立地

建替え時期等を契機に立地を地域へ移行

日常生活圏域でのかかりつけ機能の發揮

病院の前の景色を変える！



2015年5月22日

2015年12月4日中医協総会



調剤報酬改定のポイント

ポイント1. かかりつけ薬剤師・薬局の評価

- かかりつけ薬剤師の評価／かかりつけ機能を有する薬局の評価(基準調剤加算)

ポイント2. 対人業務の評価の充実

- 薬剤服用歴管理指導料の見直し
- 継続的な薬学的管理
- 減薬等のための処方内容の疑義照会に対する評価
- 調剤料の適正化

ポイント3. いわゆる門前薬局の評価の見直し

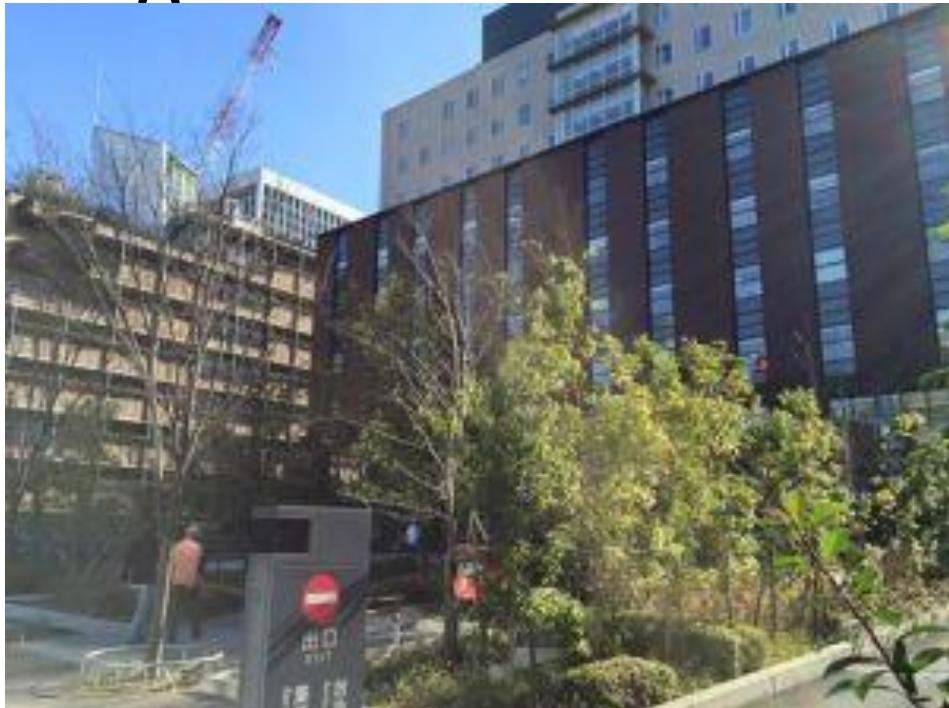
- 調剤基本料の適正化／未妥結減算／かかりつけ機能を有していない薬局の適正化

ポイント4. 高齢者の多剤処方

かかりつけ薬剤師指導料

- ・ 患者が選択したかかりつけ薬剤師が、患者に対して服薬指導等の業務を行った場合の評価の新設
 - (新) かかりつけ薬剤師指導料 70点
- ・ 算定要件
 - 患者の同意の上、かかりつけ薬剤師として服薬指導等の業務を実施した場合に算定する。
 - 患者の同意については、患者が選択した保険薬剤師をかかりつけ薬剤師とすることの同意を得る

かかりつけ薬局と かかりつけ薬剤師



国際医療福祉大学三田病院
(港区三田)



かかりつけ薬剤師の「くまちゃん」

三田病院の内科で血圧の薬を処方してもらって、三田薬局のかかりつけ薬剤師の「くまちゃん」にジェネリックを調剤してもらっています。

健康サポート薬局で 自己採血で検体測定



日本調剤麻布十番薬局(港区)

ヘモグロビンA1Cとコレステロール値
が6分でわかる！ 超便利！

在宅医療における薬剤師の役割・課題・取り組み

役割

処方せんに基づき患者の状態に応じた調剤（一包化、懸濁法、麻薬、無菌調剤）
患者宅への医薬品・衛生材料の供給
薬歴管理（薬の飲み合わせの確認）
服薬の説明（服薬方法や効果等の説明、服薬指導・支援）
服薬状況と保管状況の確認（服薬方法の改善、服薬カレンダー等による服薬管理）
副作用等のモニタリング
在宅担当医への処方支援（患者に最適な処方（剤型・服用時期等を含む）提案）
残薬の管理、麻薬の服薬管理と廃棄
ケアマネジャー等の医療福祉関係者との連携・情報共有
医療福祉関係者への薬剤に関する教育



在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な
薬物療法の提供

在宅療養支援診療所と薬剤師



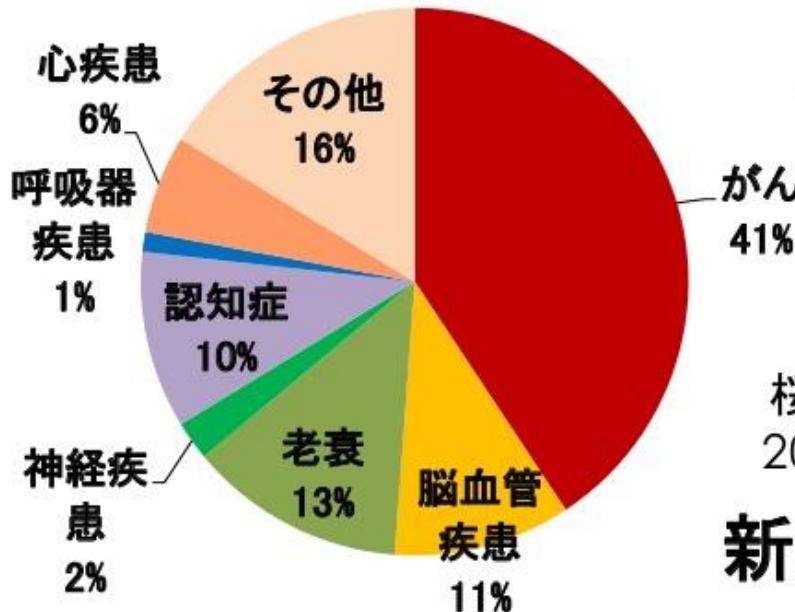
桜新町アーバンクリニック(東京世田谷)



遠矢医師 大須賀薬剤師

桜新町アーバンクリニック在宅医療部

- ・ 東京都世田谷区
- ・ 医師:常勤4名 非常勤4名
- ・ 看護師:常勤7名
- ・ 薬剤師:常勤1名(H25.2~)
- ・ 一般在宅患者数 200名



桜新町アーバンクリニック
2011.6 ~2012.3 (n=86)

新患の疾患別割合

薬剤師の往診同行



院内薬剤師の業務

往診同行

- 新患初回訪問同行、服薬状況把握
 - 在宅での持続可能な管理方法の提案
 - 処方変更提案
 - 処方作成支援
 - 院外薬局との連携、処方箋事前確認
 - 退院前カンファレンスへの参加



←ターミナル用処方箋

残薬について

期投薬の増加等により、飲み忘れ、飲み残しや症状の変化により生じたと思われる
の残薬(調剤されたものの服用・使用されなかった薬剤)が生じるケースが見られる。



残薬薬剤費
400億円



服薬状況レポート: 新患訪問

○山○男 79歳 M

上行結腸癌術後、多発肝転移、腹膜播種、がん性疼痛

経緯：

H19/11 上行結腸癌に対し手術施行。肝メタ。H22/12, H23/3にも手術施行。化学療法を行なっていたが、~~定期的略歴更新~~により中止。H24秋ごろ1ヶ月ほどTS-1内服。副作用により中止、以降ケモは中止。

同時期、帯状疱疹を発症。桜新町ペイン

H25/5 腹腔内動脈周囲の再発巣認め癌性疼痛としてオピオイド開始。今後を考え訪問診療を希望、開始となった。

服薬状況：ご本人管理。ヒート調剤。

オキシコンチン(5) 定期服用で日 服薬コンプライアンス

くなるのを不安に感じオキノームとなる。自己調節し、オキシコンチン2錠2×でも日中の痛みは特に感じなかつたとのこと。今回より朝1錠、夕2錠に変更となる。薬に関しては知識もお持ちであり、体調が良くなると減量するなど自身で調節して飲んでしまうことも多々あったとのことで、特にオキシコンチンは定時に飲むように指導されている。

薬の数が多いことについて、薬識、受け入れチェック

いただき、今後様子を見て増減を検討すると医師より説明あり。

オピオイド内服しており、排便コントロール必要。便秘気味のこと。ブルゼニド2錠2×朝寝る前での処方あり。

本日より1日1回寝る前2錠へ変更となる。効果がない場合は增量もしくは変更検討。吐き気や傾眠傾向などは聞かれず。

食欲不振は顕著で、フルーツくらいしか食事なし。今回プレドニン開始し、また甘いものアモお出した。今後の経過を観察。

**新規処方の経緯
副作用等注意喚起**

薬局： ○○薬局。訪問服薬指導

他院からの処方： 特になし

併用禁忌薬等： 特になし

副作用歴： TS-1で腎機能悪化。胃痛

薬局。薬受取方法

<2013年●月●日現在の投薬状況

定期処方 全てヒート調剤

◎◎病院外科 退院処方 21日分

オキシコンチン(5) 4錠2×⇒3錠×2 朝1夕2 /残68錠

オキノーム(5) 痛い時 /残75包

カロナール(200) 6錠3× /残119錠

ノバミン(5) 3錠3× /残68錠

タケプロンOD(15) 1錠1× 朝食後 /残19錠

禁忌、副作用管理

残薬管理

◎◎病院泌尿器科 退院処方 56日分

ウブレチド(5) 0.5錠1×夕食後 /残21回分

ハルナールD(0.2) 1錠1×朝食後 /残24錠

ラックビー微粒N 3g3× /残29P

新規処方：食欲不 慰外の手持ち薬の整理

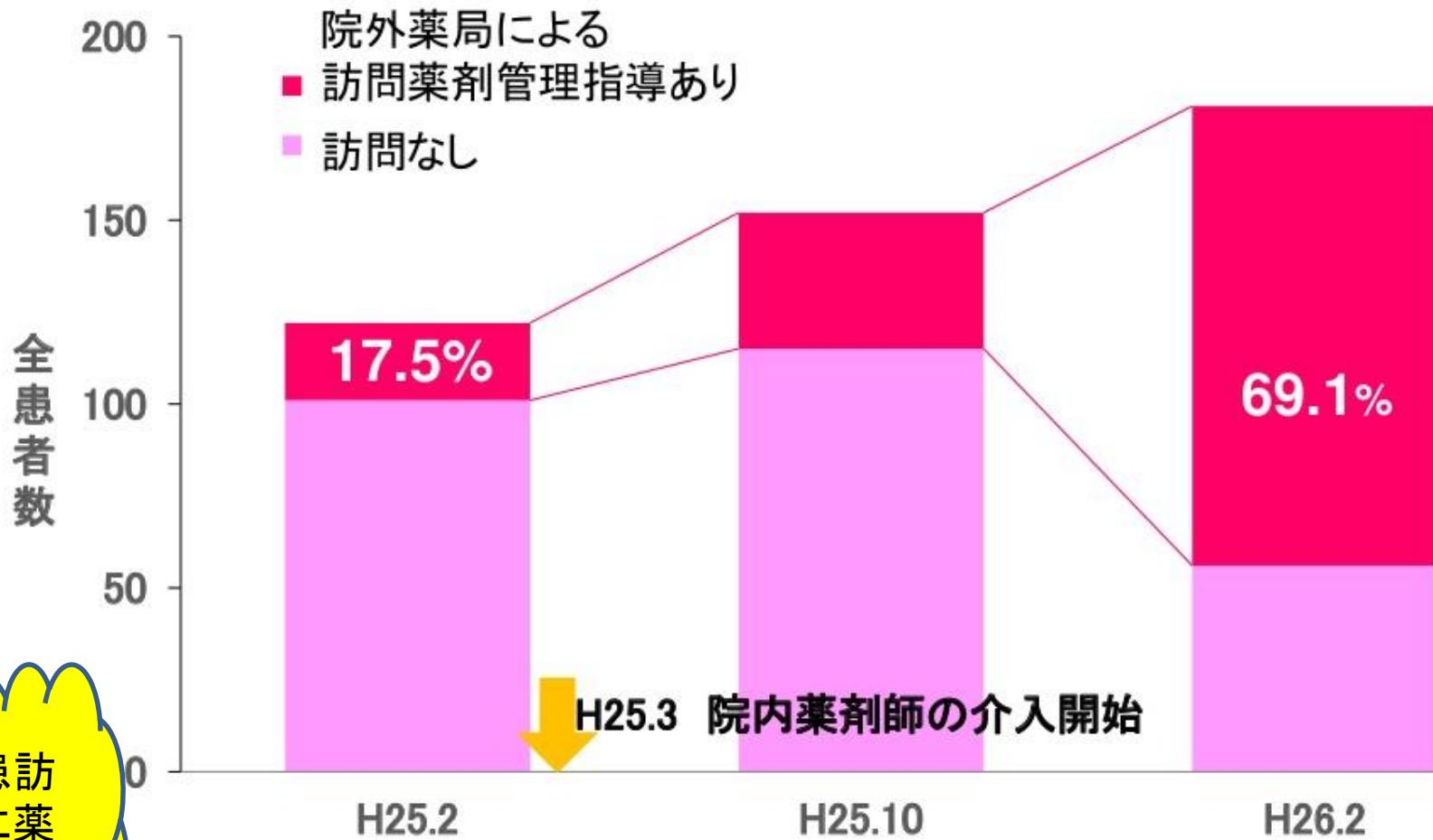
エンシュア・リキッド 1日1-2本 7本

プレドニン(5) 2錠1×朝食後 7日分

初回往診 医師 遠矢(主)、看護師 尾山、薬剤師 大須賀
相談員 染野

以上 大須賀悠子

訪問薬剤管理指導導入割合(院外薬局)

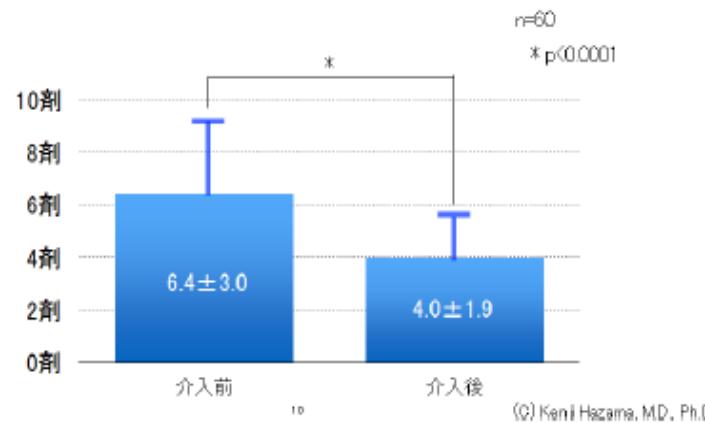


地域の薬局との薬薬連携の強化により、
在宅対応力が向上

在宅業務で医師と薬剤師の連携による評価

○医師と連携して薬剤師が在宅訪問を行うことで、投薬数や薬剤費が減少。

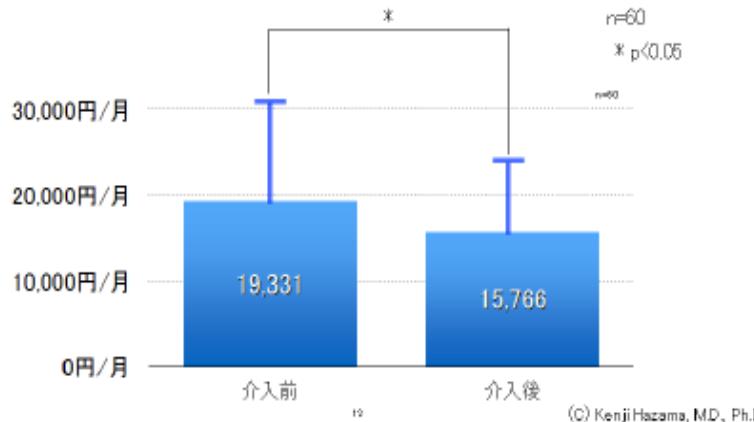
1人あたりの投薬数の変化



医師の訪問診療に薬剤師が同行した後、次回医師の訪問診療の前に薬剤師が単独で訪問して、薬学的に患者の状態を確認し、そこで得た情報を医師にフィードバックした結果

- 介護付き有料老人ホームの患者
対象 60名 (男性13名、女性47名)
平均年齢 87.1 ± 7.5 歳

1人あたりの薬剤費の変化



施設全体の薬剤費の変化



※平成26年度厚生労働科学研究費補助金「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」シンポジウムより
「薬局薬剤師が取り組むチーム医療～介護施設における共同薬物治療管理～(ファルメディコ株式会社 狹間研至)」

A wide-angle photograph of a city skyline across a river. The sky is a vibrant blue with scattered white and grey clouds. In the foreground, a wooden pier extends from the bottom right towards the center-left. On the far left, there's a bridge structure. The city skyline features numerous skyscrapers of varying heights and architectural styles, some with reflective windows. The water of the river is a dark blue-grey.

海外編 欧米の在宅医療と認知症対策

海外編目次

- パート1
 - 医療モデルの変遷
- パート2
 - 米国の家庭医療と訪問看護
 - VNSNY
- パート3
 - オランダの訪問看護
 - ビュートゾルフ
- パート4
 - 英国の認知症戦略と訪問看護



パート1

医療モデルの変遷



医療の転換 (Healthcare transition)

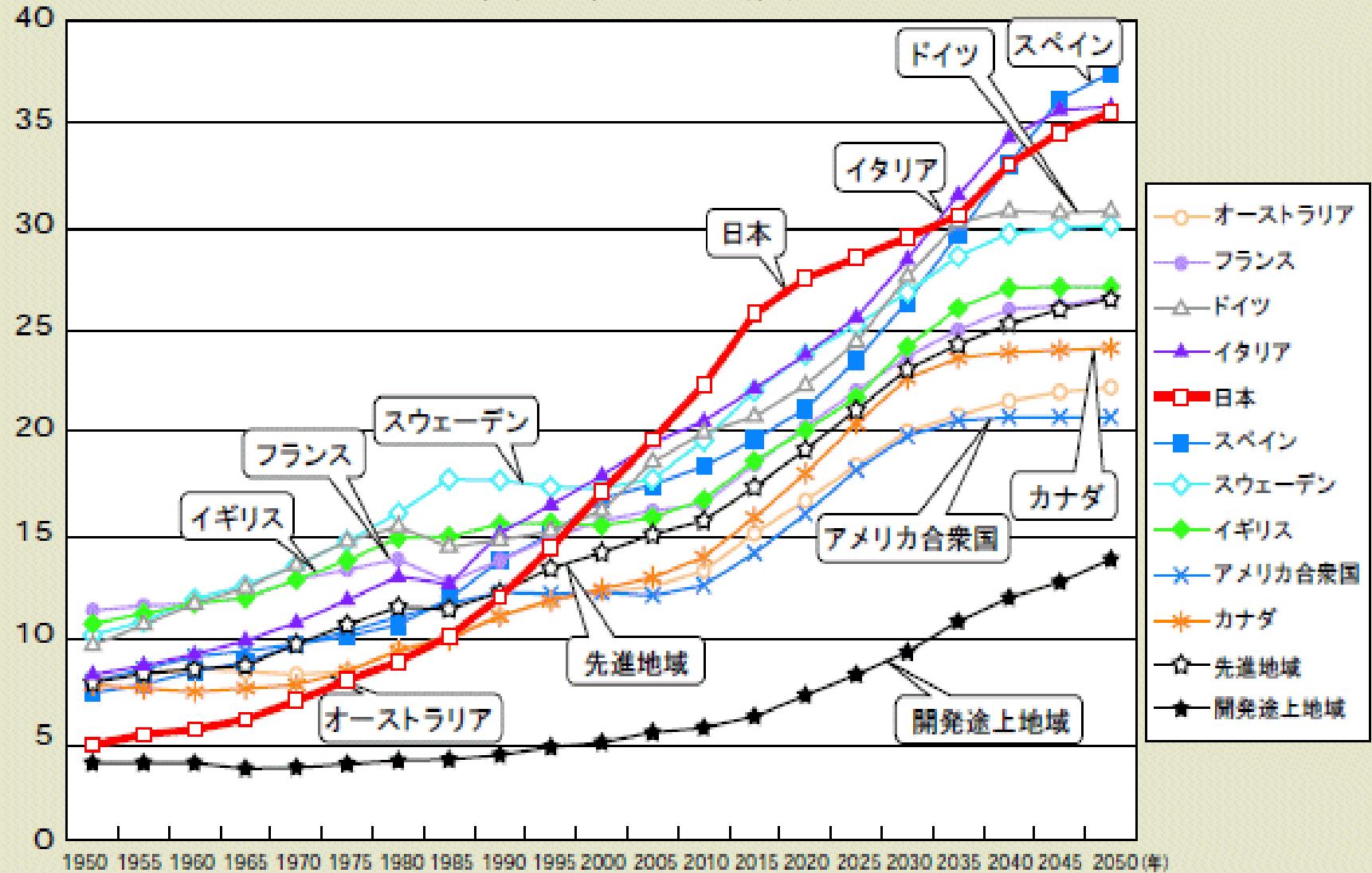
出所:長谷川敏彦「地域連携の基礎理論としてのケアサイクル論」高橋紘士・武藤正樹編『地域連携論』

起源	19世紀後半	21世紀
寿命	50歳まで	85歳以上
原因	外的・母子	老化
疾病	単一	複数
経緯	单一エピソード	継続発症
目標	治癒・救命	機能改善・人生支援
目的	治す医療	支える医療
場所	病院	地域
特徴	施設医療	ケアサイクル

時代は高齢疾患、
慢性疾患の時代へ

(%)

先進各国の高齢化率推移

資料:UN, *World Population Prospects: The 2000 Revision*

ただし日本は、総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」による。
 (注)先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランドをいう。開発途上地域とは、先進地域以外の地域をいう。

慢性疾患ケアモデル

chronic care model

慢性疾患の
重症化予防で、
地域医療を守る。



慢性疾患ケアモデルの6つのポイント

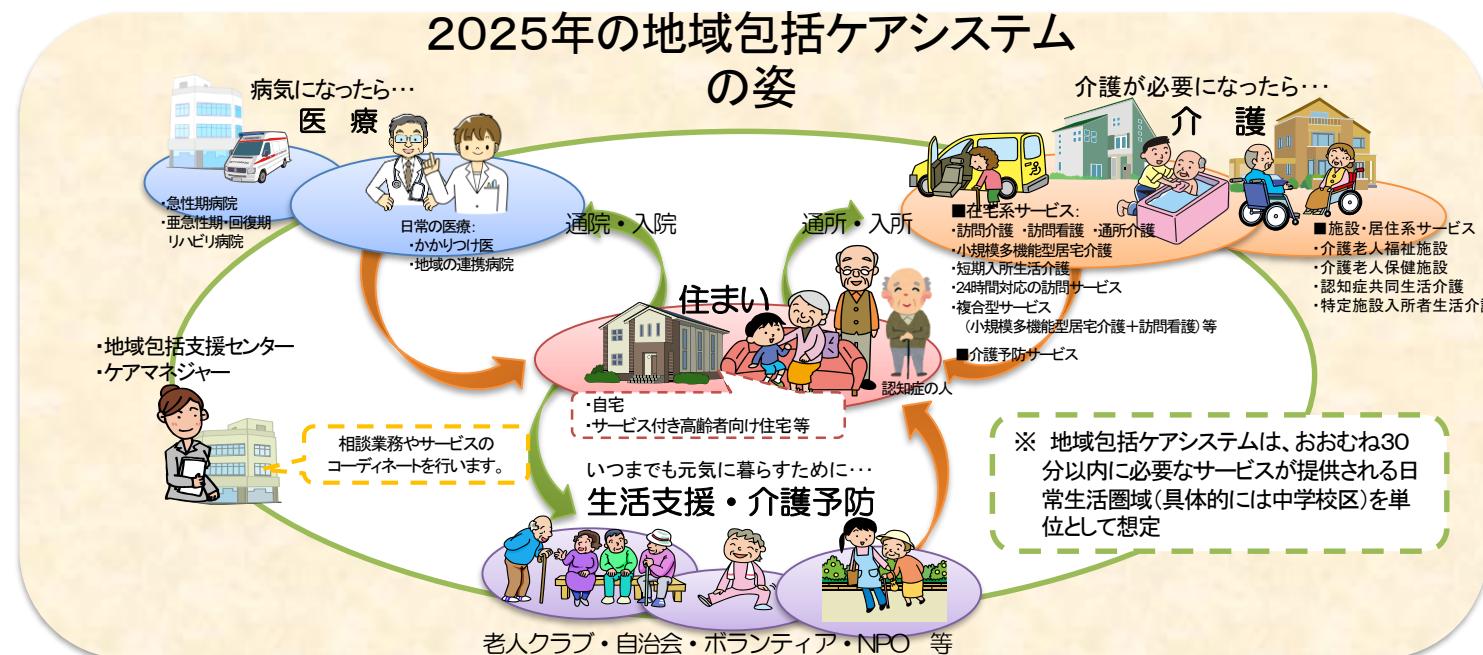
- ①コミュニティ資源活用
 - 患者に地域のさまざまなプログラム、たとえば運動プログラム、老人福祉センター、自助グループへの参加を促す
- ②ケアのシステム化・組織化
 - これまでプライマリケア医が行ってきたケアをより組織化したチームアプローチで行う
- ③患者自己管理
 - セルフマネジメント

慢性疾患ケアモデルの6つのポイント

- ④提供体制のデザイン
 - 医療チームの役割分担やエビデンスに基づく医療やケスマネージメント、患者フォローアップ体制
- ⑤意思決定支援
 - 診療ガイドラインの日常診療やケアへの導入し医療者の意思決定を支援する。また患者への診療ガイドラインの提示をすることで患者の意思決定を支援することである
- ⑥IT
 - 医療チームと患者の情報共有、受診リマインダー機能、診療パフォーマンスのモニター機能等

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



地域包括ケアとは：2つのコンセプト

地域を基盤とするケア (community-based care)

公衆衛生アプローチに立脚し、地域の健康上のニーズ、健康に関する信念や社会的価値観にあわせ、地域社会による参画を保証しながら構築されるケア [Plochg and Klazinga(2002)]



統合ケア (integrated care)

診断・治療・ケア・リハビリテーション・健康増進に関連するサービスの投入・分配・管理と組織をまとめる概念 [Gröne and Garcia-Barbero(2001)]

地域における最適を地域が自ら選ぶことが重要
(Community Optimum)

※諸外国における統合ケアをめぐる動向及び我が国への示唆については筒井孝子(2012)「地域包括ケアシステムに関する国際的な研究動向」高橋紘士編『地域包括ケアシステム』オーム社等を参照のこと。

パート2

米国の家庭医療と訪問看護



私のニューヨーク留学体験(1987年、1988年)
ニューヨーク州立大学ダウンステートメディカルセンター
家庭医療科



State University of New York Downstate Medical Center Department of Family Medicine



ニューヨーク市ブルックリンの
キングスカウンティ病院ERや在宅医療の
ローテーションした



Kings County Hospital Center

SUNY Downstate Medical Center

Department of Family Medicine

Monthly Schedule

The following monthly schedule is for Family Medicine Residents.

PGY 1

1. Community Medicine
2. Family Medicine
Inpatient (2 Months)
3. GYN Outpatient
4. Internal Medicine
Inpatient (2 Months)
5. Newborn
6. OB Inpatient
7. OB Outpatient
8. Pediatric Inpatient
9. Orthopedics Outpatient
10. Fast Track
11. Vacation

PGY 2

1. Adult ER
2. Behavioral Science
3. Community Medicine
4. Elective
5. Family Medicine
Inpatient (2 Months)
6. Geriatrics
7. ICU
8. Night Float
9. Ophthalmology
10. Pediatric ER
11. Surgery Inpatient
12. Vacation
13. Dermatology

PGY 3

1. Cardiology
2. Community Medicine
3. Elective (2 Months)
4. ENT Outpatient
5. Family Medicine
Inpatient (2 Months)
6. Night Float
7. Orthopedics Outpatient
8. Pediatric Outpatient
9. Surgery Outpatient
10. Urology Outpatient
11. Fast Track
12. PCMH
13. Vacation

Curriculum

The Curriculum

Monthly Schedule

Conference Schedule

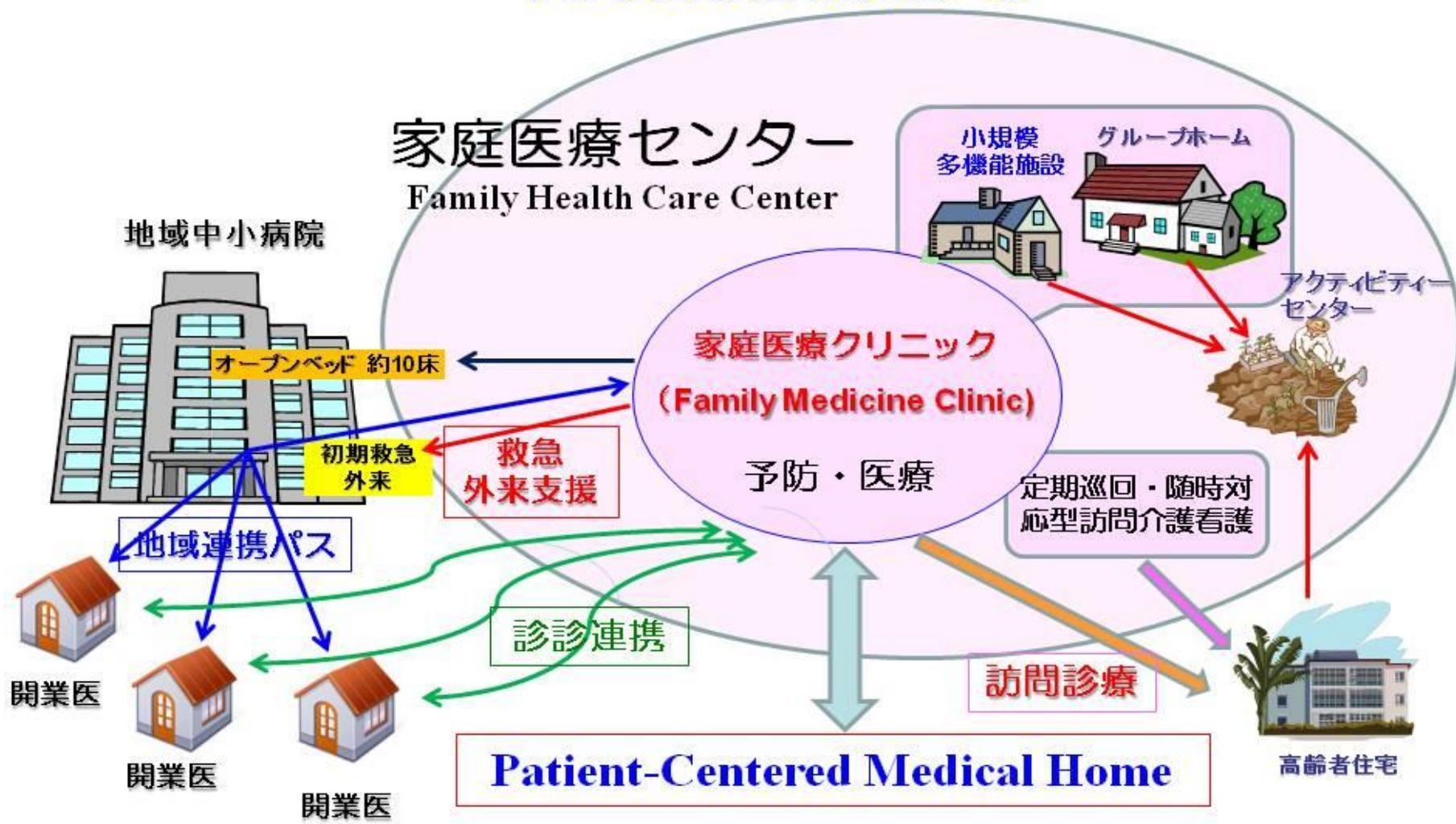


家庭医療科のレジデントプログラム

	月	火	水	木	金	土	日
午前	病棟	新患外来	予約外来	病棟	救急	研修単位	休み
午後	カンファレンス	禁煙外来	訪問診療	カンファレンス	当直明け	休み	休み
夜間	夜間内科当番			夜間診療+当直			

家庭医療センターは地域医療の不足部分を補完する

図-3





Visiting Nurse Service of New York



ニューヨークに約70ある在宅ケアエージェンシーのうち
非営利団体としては最大の組織。

HDD再生



Acute Care Administration
Referral Services

HOSPICE

ニューヨーク訪問看護サービス

Home

Panasonic

NHK特集でも報道



ニューヨーク訪問看護サービス (VNSNY) の事業規模とスタッフ

- 訪問看護サービス
 - ケアの対象は、新生児から95歳以上の高齢者まで。自立、回復期リハビリ状態、要介護者、終末期まで。
 - 毎日約31,000人への訪問を、総勢12,330人のスタッフが提供している
 - 1年間でのべ11万人以上の患者に、220万件訪問(2005年実績)
- スタッフ
 - 看護師(2505人)、リハビリセラピスト(695人)、ソーシャルワーカー(594人)、ヘルパー(5777人)、栄養士(136人)、医師、心理療法士など
- ICT
 - 多職種チームをコーディネートするためにICT化が必須
 - ICT機器によって、文書整理・集計・サマリー作成作業など大幅に省力化した。自社「ペントブレット」を開発

ニューヨーク訪問看護サービス

Visiting Nurse Services of NY (VNSNY)

- 1893年、2人の若い看護師が、貧しい人たちの結核のために設立した。
 - リリアン・ウォルドとマリー・ブリュスター
- 以来120年、今ではニューヨーク中から近郊までカバーし、ニューヨークに約70ある在宅ケア事業所のうち、非営利団体としては最大。



VNSNYの創始者リリアンが、近道をするため
マンハッタンのビルの屋上から患者宅を訪問



1890年代のマンハッタン

そして現在のVNSNYの 訪問看護師さんたち



パート3

オランダの訪問看護～ビュートゾルフ～

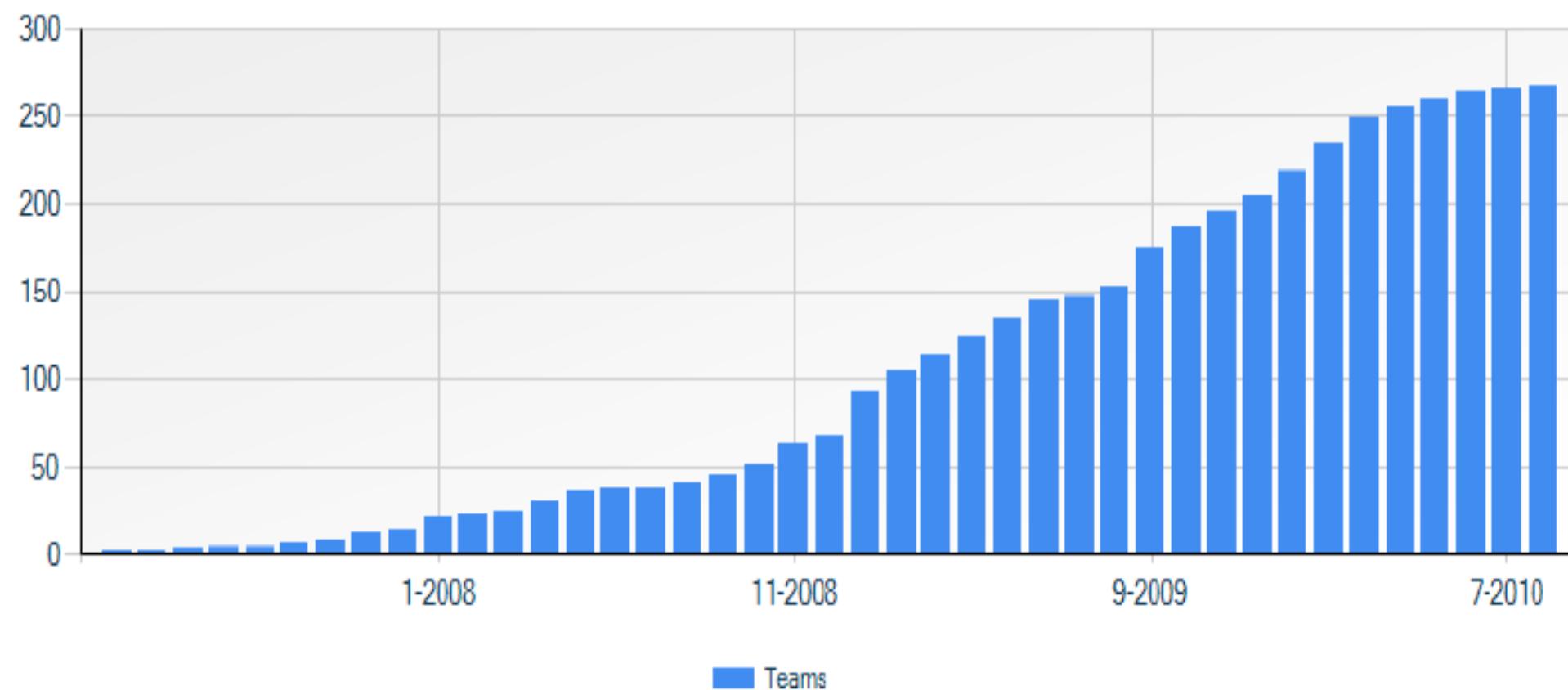


Buurtzorg → Community care

ビュートゾルフとは？

- ・ ビュートゾルフは訪問看護・介護、リハビリの機能を持った、オランダの国内シェア率60%以上を誇る非営利の在宅ケア組織のこと
- ・ 2007年に1チーム、4人のナースで起業した組織は、たった7年のあいだに約750チーム(約8,000人)が活躍する一大組織へと急成長を遂げた(2014年)、年間7万人の患者をケアしている。
- ・ 他の在宅ケア事業者との大きな違いは、機能別に分業することなくチームでトータルケアを実践していること、チームのそれぞれに大きな裁量権が与えられている自律したチームであること
- ・ 分業をしない点もスタッフの裁量が大きい点も、日本の機能別でトップダウン型の在宅ケアとは大きく異なる

急成長するビュートゾルフ



Started in 2007

2013: 6500 nurses in 630 teams

オランダ全国に広がるビュートゾルフ



ビュートゾルフが急成長したワケ

- オランダでビュートゾルフが浸透した背景は、官僚主義的だったケアに対する医療従事者や利用者の不満があった…
- 1980年代までのオランダでは、村落などの特定地域における住民に対し、少人数のチームが予防や看護、介護を行っていた
- 疾病を持った住民だけでなく、その家族の健康状態の把握も含めたケア、家庭医やリハビリ職、福祉団体などと連携することによる、地域に密着したトータルケアが存在していた

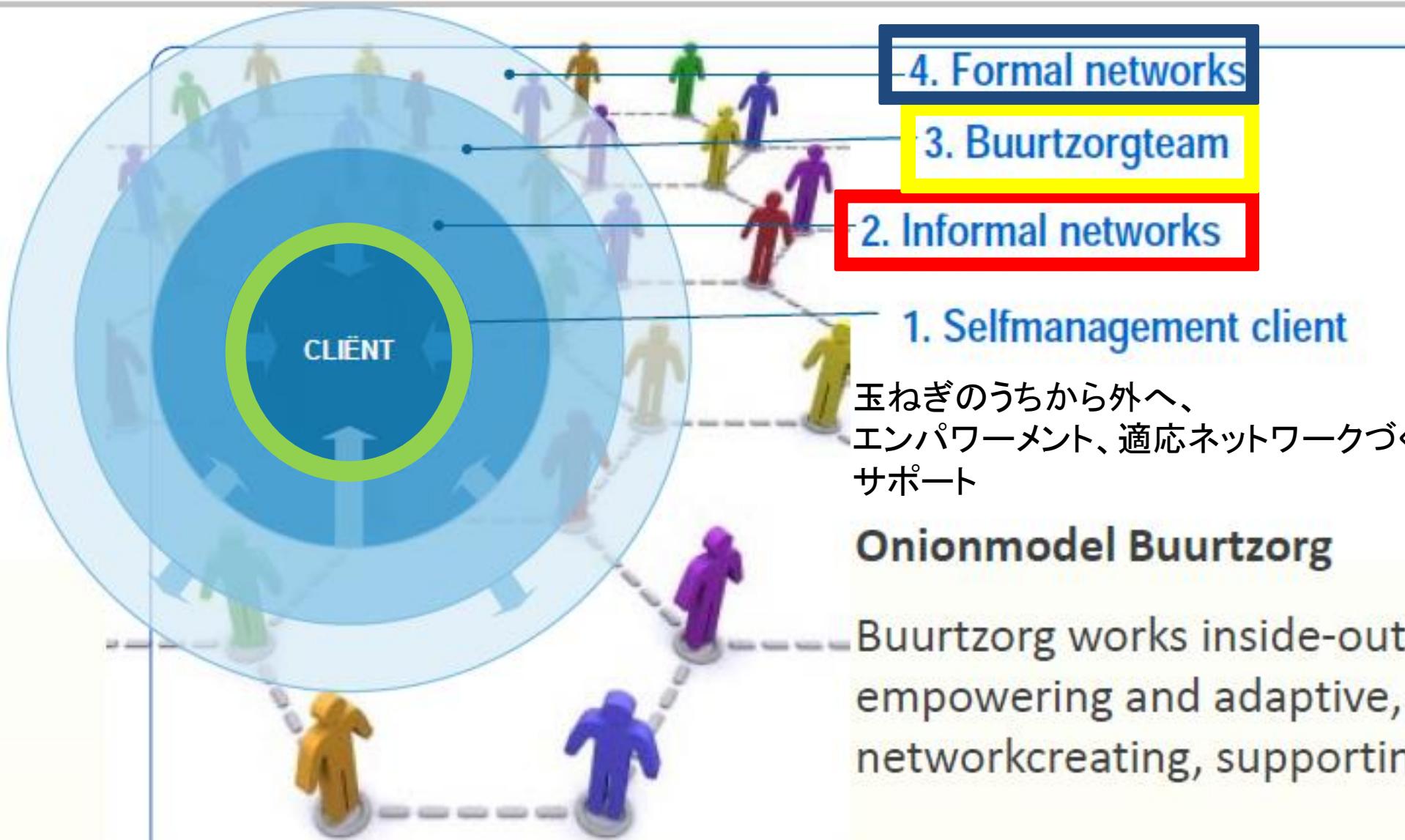
ビュートゾルフが急成長したワケ

- ところが1990年代に入ると、ケアが市場志向へと転換する
- 地域に寄り添っていた在宅ケア組織や福祉団体、病院などが統合され大規模化した
- アセスメント(介護度の判定)も個々の患者を考慮するものではなく、基準が全国で統一された
- ケアの成果・質ではなく、看護・介護・リハビリといった諸機能やサービスをどれだけ提供したかによる出来高払いが普及
- 地域ぐるみのケアは縮小、断片的で画一的なサービスとなってしまった。
- こうして、利用者は断片的で継続性のないケアに対しての不満を、また、組織の一部として働くを得なくなつた看護師をはじめとする専門職は、自律性とプロフェッショナリズムを欠いた自らの仕事に不満を募らせていった。ナースの離職も相次いだ。

ビュートゾルフが急成長したワケ

- そもそもオランダは地域医療が発達していて、認知症高齢者の約80%が自宅で暮らす介護先進国だった。このため利用者が在宅ケアを重視するのは当然のことだった
- ビュートゾルフの理念は全人的ケアで利用者の自立支援とQOLの向上を使命とする
- それが利用者の「自分の暮らしは自分でコントロールしたい」「自分が住む社会で生活したい」といった欲求と合致したことは、ビュートゾルフが急速に浸透した大きな理由

ビュートゾルフの玉ねぎモデル



さまざまなタイプのクライアント

- ・慢性疾患、機能障害を抱えるクライアント
- ・1人で複数疾患を持つ高齢クライアント
- ・終末期のクライアント
- ・認知症の人
- ・退院したが完全に回復していないクライアント
- ・小児、青少年、精神科疾患のクライアントもいる

高いクライアント満足

- ・「他の在宅ケア組織と比較して、クライアントはビュートゾルフに最も高い評価を与えている」
(研究機関による2009年の調査より)
- ・2010年からもっとも高いクライアント満足度(9.0)を獲得
- ・患者団体、高齢者団体から支持されている

Gedachten aan mijne
Heine Gouwelo - de Aa

100 jaar



ビュートゾルフをさらに 詳しく見て行こう…

- ビュートゾルフでは1チームが最大12人の地域ナースと呼ばれるスタッフで構成
- うち看護師が7割を占め(さらにその3割以上が学士レベル)、そのほか介護職やリハビリ職が在籍
- 人口約1万人圏内の利用者約40～60人に対し、訪問看護・介護、ケアマネジメント、リハビリ、予防といった総合的なケアを提供するのがチームの役割
- 「バックオフィス」と呼ばれる本部と、それぞれ担当チームを持った「コーチ」という存在がオランダ全土で活動するチームをサポートしている
- バックオフィスには45人のスタッフと15人のコーチ

バックオフィスには人事も財務もない

- ・ビュートゾルフは自立的なチーム
- ・ケアプランの作成を含めた利用者との関わり、看護師の採用・教育、収支管理、他組織との連携やそれに伴う調整業務など、すべてをチームレベルで行う
- ・「バックオフィス」には人事部門も財務部門もない
- ・バックオフィスが行うのはケア料金の請求、従業員の給与支払い、財務諸表の作成のみ

ビュートゾルフは専門性が高く フラットなチーム

- 通常、オランダでも在宅ケア組織に占める看護師の割合はそれほど高くない
- ところが、ビュートゾルフのチームにいるスタッフはほぼ看護師（半分は学士レベル）
- ここで驚くべき点は、チームには管理者も事務職もいないということ
- つまり上下関係がなく全員が対等で、ベテランも若手も関係なく意見を言い合うことができる
- このように組織をフラットにしている背景には、各スタッフの能力・職業倫理に対する信頼や、一人ひとりにリーダーシップを發揮してもらう目的がある
- そのぶん利用者などからは「ビュートゾルフは専門性が高い」と認識されるので、ほかの在宅ケア事業者と比べて対応が難しい患者さんを紹介されるケースも少なくない

トータルケア

- ・ ビュートゾルフはさまざまな年齢・疾患・障害を持った人に全人的なトータルケアを提供している。
- ・ 看護も介護も看護師の仕事。それぞれのナースが持つ専門知識を活かし合うことでジェネラル・ナースの役割を果たしている
- ・ また、少人数で利用者を支援していることもあって、1人の利用者に対する一貫したケアの提供が実現している
- ・ その結果、看護師はやりがいを持って働くことができ、利用者からも高い満足度を得ることができているのです。

従業員満足

- ・ 多数のナースが伝統的な組織を辞めてビュートゾルフにやってくるワケ
- ・ ナースが評価するのは
 - 小規模チームで働く
 - 自立的に働く
 - 独立性
 - 強いチームスピリット
 - 使いやすいICT
- ・ 2011年、2012年、2014年の最優秀雇用者賞受賞



BUURTZORG

Nu ook in
www.buurtzorgnedert

5

チームミーティング

- 利用者に対する取り組みとしては、定期的なチームミーティングがある
- 頻度はチームによって異なりますが、1週間に1回くらいのペースで設けているチームが多いようだ
- メンバーはその場で「利用者とこんな会話をしたよ」とか「この前はこういうケアをしたけど、どう思う?」といった情報共有や振り返り、また、今後の方針や各看護師の役割・責任の確認などを行う
- また、ケアの質向上に向けた学習や、地域活動に関する年間計画も立てる
- こうした運営はもちろん、メンバーが役割を分担し、チーム単位で行う

申し送り・記録共有はiPadで

- ・ ビュートゾルフには地域ナースの意見を反映させて開発した「ビュートゾルフ・ウェブ」という独自の多機能システムがある
- ・ 利用者情報、シフト管理、文書の共有といった「業務管理機能」や、理念の共有、事例やイノベーションなどナースのナレッジについて共有・議論するための「コミュニティ機能」が主な機能です。
- ・ ほかにも、地域ナースのナレッジやクリエイティビティの発揮、知識創造をマネジメントする役割などがある
- ・ すべての看護師にiPadが支給されているので、スタッフはいつどこにいてもシステムにログインすることが可能
- ・ こうした徹底的なICTの活用もビュートゾルフの大きな強み



Quality Home Care. The Way It Was Meant To Be.

BUURTZORG NEIGHBORHOOD NURSING

チーム状況の共有システム 「チームコンパス」

- 各チームのメンバーによる日常的な記録に基づいて、自分が所属するチームのケア提供状況をいつでもチェックできる仕組みがチームコンパス
- たとえば、以下のような項目について、ビュートゾルフの全チームと比較することができる
 - 利用者数
 - 利用者の属性(疾患の種類、症状、退院直後、ターミナルなど)
 - 利用者に対するケア提供時間
 - 利用者1人あたりの平均看護師数
 - 総労働時間におけるケア提供時間の割合
 - ケアの財源
 - ケア後の利用者満足度
 - チームの諸機能の遂行状況

ケアの質管理「オマハシステム」

- ・「オマハシステム」はアウトカムモニタリングの手法
- ・オマハシステムは1970年代に米国オハマの訪問看護協会が開発した、全人的見地からみた地域看護活動の標準分類方法
- ・利用者だけでなく家族やコミュニティも含めた看護診断、介入分類、アウトカム評定からなる体系
- ・ビュートゾルフでは、ケアマネジメントのサイクルで活用しやすく、さらに全人的ということもあり、オマハシステムを採用するに至った
- ・現在はすべてのチームがオマハシステムを活用していて、アウトカムをモニタリングすることで実践の向上に役立てている
- ・問題・介入・成果に関する数万人分のデータをもとに、患者団体と協力体制を築きながら、アウトカムに関する知見を共有

Health2.0 – Buurtzorgweb

- ▶ コミュニティ(Community-web 2.0 technology)
 - ▶ 価値観共有、連帯感、事例を尋ねる、ナースとマネジメント・管理部門のコミュニケーション、玉ねぎモデル内のコミュニケーション
- ▶ ERP(Enterprise Resource Planning)
 - ▶ 従業員・利用者データ、勤務時間・シフト管理、文書共有、各チームのケア提供状況の把握(透明性)
- ▶ OMAHAシステムに基づくEHR(EHR based on OMAHA)



分業しないビュートゾルフは低コスト

- ・ 分業しないメリットは、チームとして包括的な支援を行うことだけではない
- ・ 分業を導入して細切れのケアを行えば、それだけ多くのスタッフが必要になり、さらに連携の手間もかかる
- ・ 分業せずにチームでケアを行うことは、コストの削減にも大きく貢献している

表 ビュートゾルフの収支構造

1時間あたりの収入	55ユーロ	100%
1時間あたりの支出	52ユーロ	94.5%
ナースの人工費	43ユーロ	78.2%
移動	2ユーロ	4%
オフィス賃貸費	1ユーロ	2%
ICT	2ユーロ	1%
間接費	4ユーロ	7%
1時間当たり利益	3ユーロ	5%

費用対効果

- ・ 間接費8%（在宅ケア組織における平均は25%）
- ・ より多くの資金をケアとイノベーションに回すことができる
- ・ 利益率5%→イノベーションや教育に回せる
- ・ 病欠率4%（平均7%）

国全体のケアコストの削減

- ・ ビュートゾルフモデルが新党すれば在宅ケアにかかるコストが現状の7割程度になりうる
- ・ ビュートゾルフモデルは予防促進ケア期間の短縮、間接費の節減につながる
- ・ ビュートゾルフのより満足した従業員とクライアントは政府に他のケア組織へのビュートゾルフモデルの応用を考えさせている
- ・ 他のセクター（警官、教師など）も、ビュートゾルフの組織モデルに関心を寄せ居ている

広がるビュートゾルフモデル

- ・ 子供、青少年の発育およびその家族サポート（10チーム）
- ・ 家事援助を中心としたガイダンス、軽い身体介護・予防（86チーム）
- ・ 精神ケア（12チーム）
- ・ ショートステイ、リハビリチーム
- ・ ホスピスケア
- ・ Ot/PTチームなど
- ・ スウェーデン、ベルギー、米国、アジアに広がっている

ビュートゾルフ的ケアは 日本に応用できる？

- ・ 日本で、管理者のいない現場でどのように立ち回るかという点も大きな課題
- ・ 日本ではほとんどの看護師が病院や診療所で働いている
- ・ このため日本の看護師はトップダウンで指示が降ってくる環境で育ってきたので、主体的に動くことに慣れていない
- ・ これは、ケアマネージャーのケアプランに沿って動かなければならぬ、介護保険制度の仕組みにも関わる問題
- ・ 日本の看護師のアセスメント能力が不足しがちなのは、この制度に由来する部分も大きい
- ・ 看護師の主体的な判断と責任を日本の看護師がどう自覚していくかについても考える必要がある
- ・ ただ細切れではないトータルケアを実践する仕組みと主体性を発揮できる環境があれば、日本の看護師も、より大きなやりがいを持って働くことができるかもしれない
- ・ 看護師が医療的なケアと日常的なケアの両方の教育を受けることも重要
- ・ しかし、ビュートゾルフ的なケアを応用するうえでもっとも重要なのは、看護師の力が信頼され、しっかりと活用される仕組みを作り、その考えを浸透させることにあるかもしれない

ビュートゾルフのチャレンジに学ぼう！



駐日オランダ大使も ビュートゾルフをお勧め

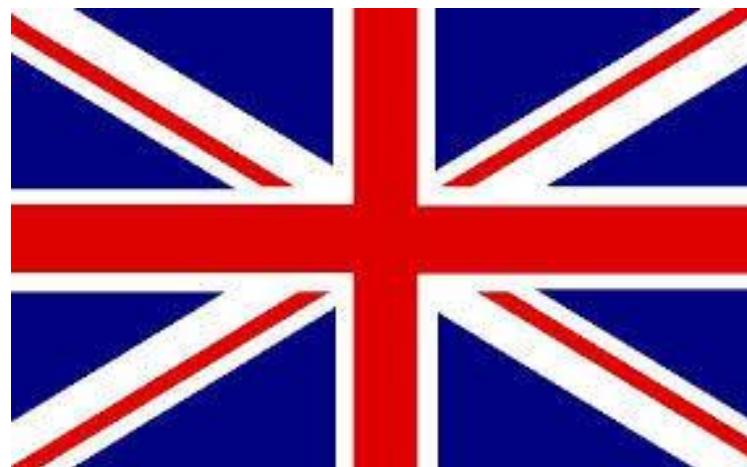


2015年9月14日オランダ大使館

ラーディンク・ファン・フォレンホーヴェン
H.E. Mr. Radinck Jan VAN VOLLENHOVEN

パート4

英国の認知症戦略と訪問看護



イギリスの高齢者ケア・認知症の取り組み

2015年8月29日～9月6日
イギリス、デンマーク視察



英国の認知症国家戦略

- 2009年2月「認知症とともに良き生活(人生)を送る:認知症国家戦略」
- Living with Dementia:A National Dementia Strategy 2009~2014
- 5つの目標(2009年)
 - 1 早期の診断・支援のための体制整備
 - 2 総合病院における認知症対応の改善
 - 3 介護施設における認知症対応の改善
 - 4 ケアラー支援の強化
 - 5 抗精神病薬使用の低減

1 早期の診断・支援のための体制整備

- プライマリケア(家庭医、GP)センターにおける早期診断と早期支援の推進
- 認知症診断率
 - 疫学調査とともに地域別の認知症の推定患者数を分母に、認知症と診断された人の数を分子にとり、地域別認知症診断率を把握する
 - 地域ごとに大きなバラツキがあった
- 早期診断と早期支援プログラムの推進

Prime Minister's challenge on Dementia (2012)



“there will be a quantified ambition for diagnosis rates across the country ..robust and affordable local plans”

「定量的な認知症診断率目標(67%)に基づく地域施策が必要！」



South London and Maudsley NHS Foundation Trust

Dr Daniel Harwood
(**CAG**の Clinical Director)
イギリスにおける認知症分野の
著名なリーダーの1人

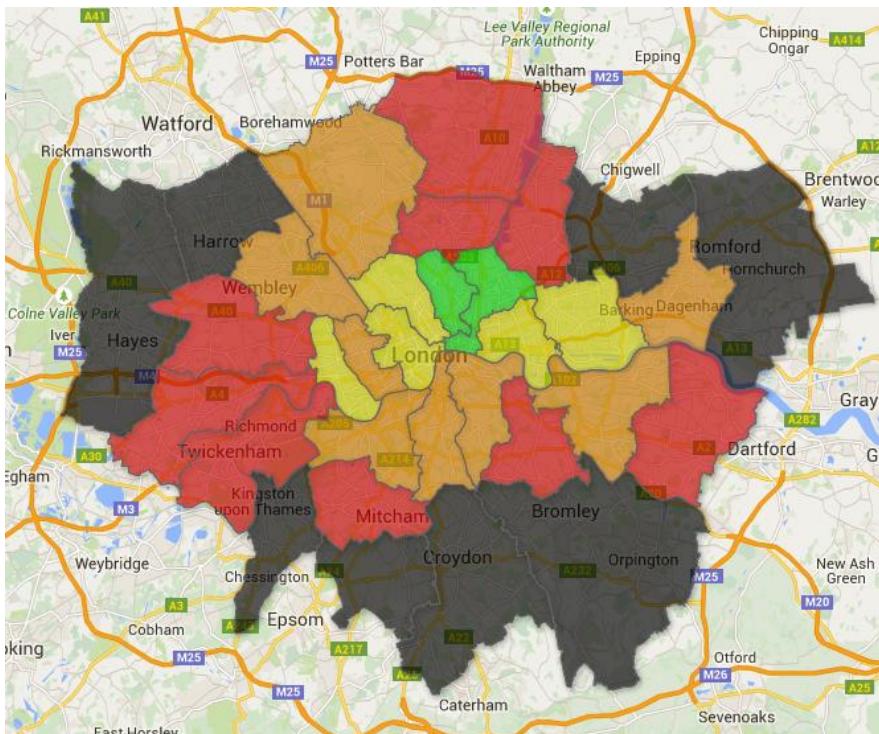
- ・認知症国家戦略
- ・認知症の診断率向上
- ・抗精神薬の低減
- ・早期介入とQOL
- ・ケアラー支援

認知症診断率＝
認知症診断患者 ÷ 地域別推計認知症患者

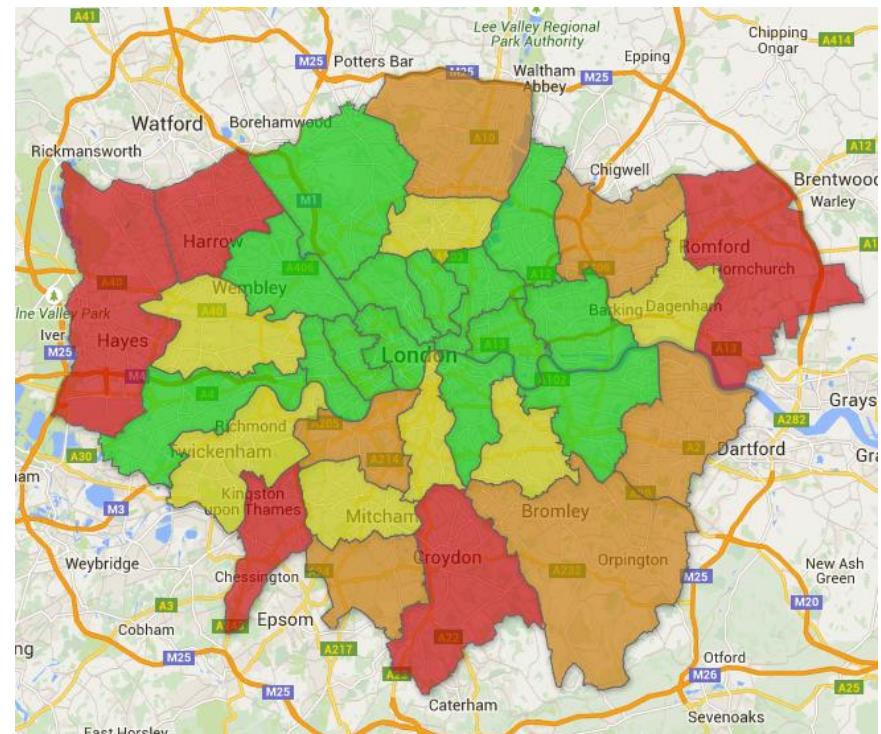


ロンドンの地域における認知症診断率の推移

- September 2014



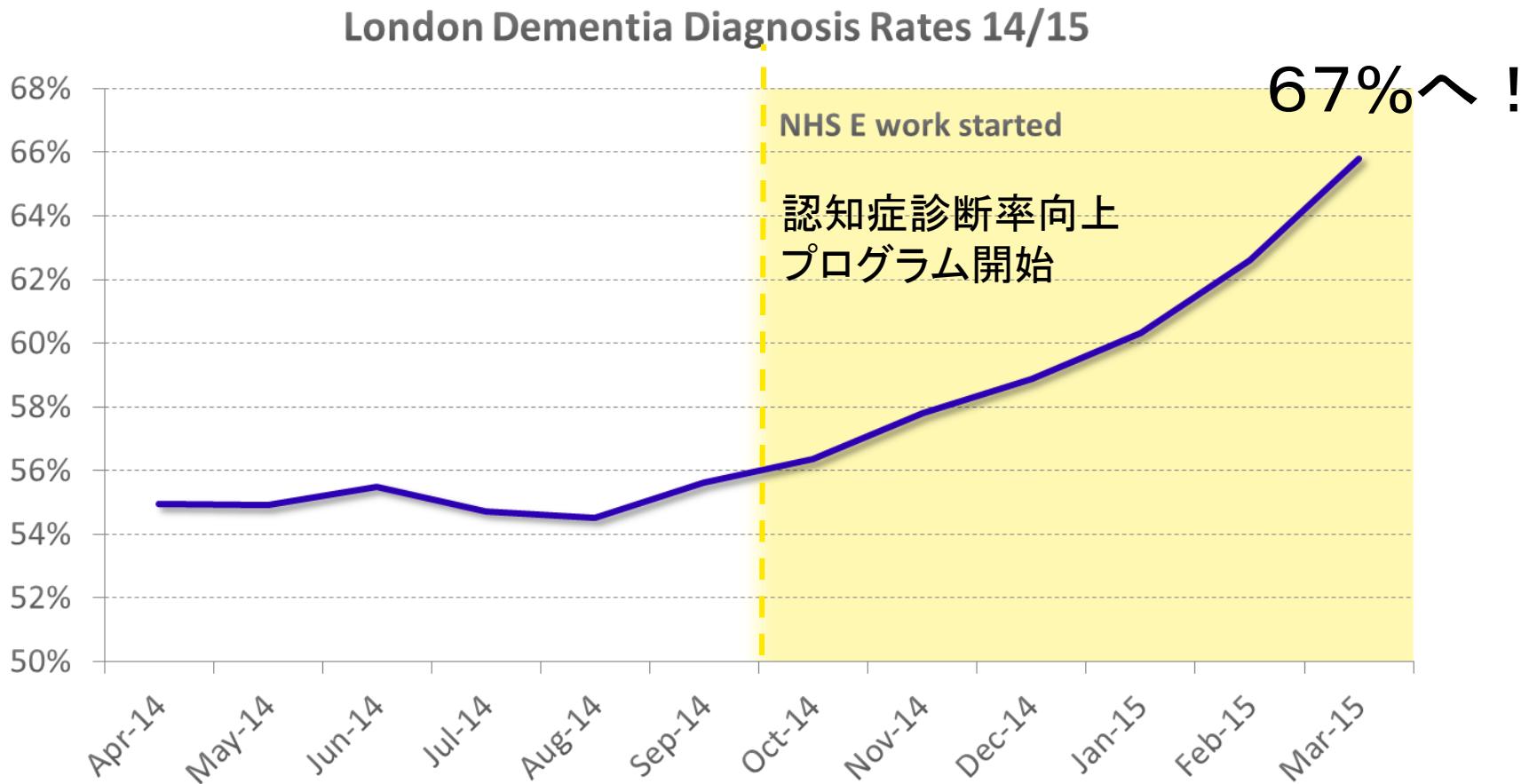
- March 2015



Diagnosis Rate



認知症診断率の推移(ロンドン)2015年



認知症診断に55ポンド！ ～開業医の診断率向上のためのインセンティブ～



Anger over 'cash for diagnoses' dementia plan

早期診断・早期支援プログラム

- 市民や専門家が認知症に適切なタイミングで気付くことができるようにする
 - 市民啓発活動の強化
 - プライマリケア医の認知症診断力の向上、対応力の改善
- 身近な地域で適切なタイミングで適切な診断を受けられる
 - メモリーサービスの普及とその質向上

メモリーサービス

- 認知症の早期診断と支援の地域拠点、65歳以上人口約4万人に1箇所の割合で設置
- 多職種チームによるアウトリーチ
 - アセスメント、チームによる診断会議、当事者・家族へのフィードバック、当事者・家族への早期支援の開始、一定期間の継続的支援を経て、プライマリケア医に引き継ぐ
 - 認知症が重症化する前に地域での生活が継続できる体制を構築するのが目的

NHSクロイドンメモリーサービス (ロンドン、南クロイドン地区)

- 多職種チーム(看護師、臨床心理士、作業療法士、ソーシャルワーカーなど6名)
- 精神科医は非常勤でチーム診断会議における助言が役割
- アセスメント
 - 初回アセスメントはスタッフ2名で訪問し、アセスメントを行う
 - チーム診断会議でアセスメントによって得られた情報により、医師が参加する週に診断会議を行う。必要に応じて画像診断を行う
 - 診断の結果の当事者・家族への丁寧な説明

早期支援

- ・ 診断後の心理ケア
- ・ 必要かつ良質な情報の提供
- ・ 家族支援(たとえば認知症カフェへの参加)
- ・ 認知症治療薬の選択
- ・ 本人の残された判断能力を尊重したケアプランの作成
- ・ 生活環境の改善
- ・ 通常、メモリーセンターが係るのはおよそ3ヶ月、その後はプライマリケア医に引き継ぐ

Croydon Memory Service; (NS・OT・心理士) メモリーサービスのパイオニア



ケアラー支援の強化

- 1995年ケアラー法が制定
 - 認知症の人を家族に持つ介護者(ケアラー)も支援を受ける権利を有する
 - 地方自治体はケアラーの困難をアセスメントする義務を有する

Sutton Carers Center



Sutton Carers Center 家族介護者支援

- Vice Director
- Admiral Nurse
- Clinical Leader
- Service Manager
(Social Worker)
- Carer(家族介護者)

サットンケアラーセンターではアドミラルナースが活躍

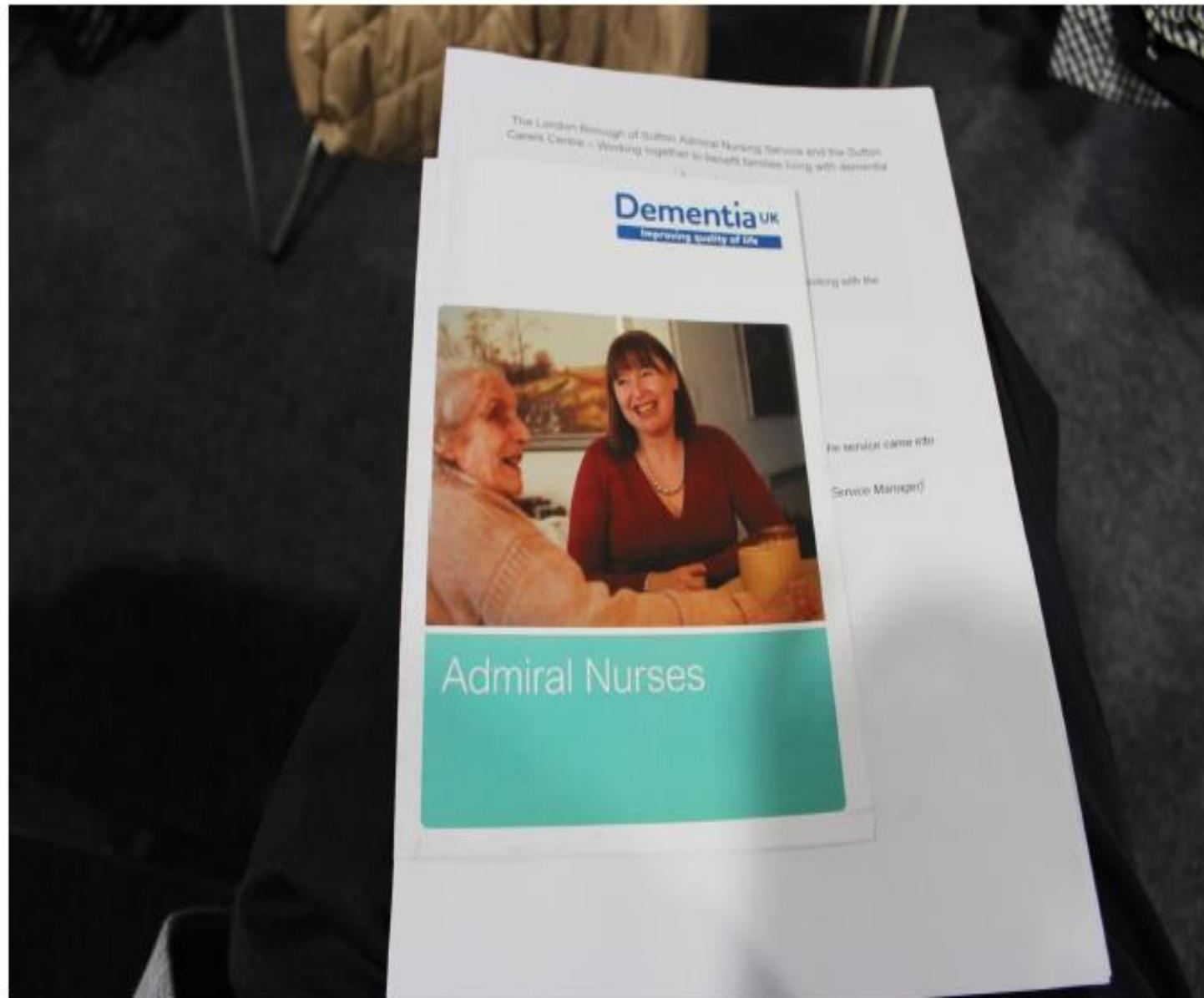


Dementia UK の「Admiral Nurse」



アドミラルナースの
イアン・ウェザーヘッドさん

当事者団体 が養成する 認知症家族 支援の 専門看護師



アドミラルナースとは？

- ・「アドミラルナース(Admiral nurses)」とは、在宅で認知症の本人と家族が暮らすことを支援し、諸サービスをつなぐコーディネーションをする専門トレーニングを受けた「認知症ケア専門看護師」のことである。
- ・アドミラルとは「提督」という意味で、この名称の由来は、ヨットを趣味にしていて「アドミラル・ジョー」とニックネームで呼ばれていた一人の認知症の男性を記念して命名された
- ・アドミラルナースが、1990年ウエストミンスターで活動を始めて以来、現在、126名が、メモリーサービス、在宅チーム、ケアホーム、病院、終末期ケア、NPO団体、電話相談などで活躍中であるという。

アドミラルナースの活躍

- デイメンシアUK財団によると、アドミラルナースが入ることで、施設や病院への入院、入所が著しく減少し、国の経費削減に相当貢献している
- 3人のアドミラルナースが16の家族に対し支援活動を10ヶ月続けて、50万ポンド(約7000万円)の削減につながったという
- 入院患者の45%は認知症を患い、その中で15～20%しか本当に入院が必要な人はいない
- 自宅や施設で家族や周りの人が対応できなくなるから入院に追い込まれる。それを防ぐのもアドミラルナースの大きな使命だという

抗精神病薬の処方の制限

- 認知症の人への抗精神病薬使用により死亡率が高まることが研究によって明らかになった
- リスクの低い薬を限定的に処方する方針が出され、抗精神病薬の処方率が2006年の17.5%から2011年の6.8%まで低下

日本への示唆

- 地域別認知症診断率
 - 認知症診断率公表とその目標値の設定が認知症の早期診断の普及を促す
 - 日本においても認知症診断率を導入しては？
- ケアラー対策の充実
 - 日本においてもケアラー法が必要なのでは？
- 認知症国家戦略委員会
 - 日本においても首相直属、大臣直属の認知症国家戦略委員会等のアドバイザリーボードが必要では？

ロンドンのパブで、
日本の訪問看護においても
日本版アドミラルナースが必要では？



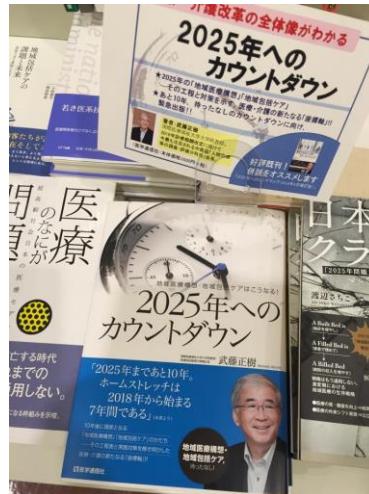
2025年へのカウントダウン

～地域医療構想・地域包括ケアはこうなる！～

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 270頁、2800円
- 地域医療構想、地域包括ケア
診療報酬改定、2025年へ向
けての医療・介護トピックスetc
- **2015年9月発刊**



アマゾン売れ筋
ランキング瞬間風速第一位！



2025年への カウントダウン

武藤正樹

「2025年まであと10年。
ホームストレッチは
2018年から始まる
7年間である」

10年後に想像と現実
「地域医療構想・地域包括ケア」の現状
→今が江南流との接觸を予測された
結果、江南流が有名な接觸流

地域医療構想・
地域包括ケア
勝ったなし

医学通信社



まとめと提言

- ・医療介護一括法は、団塊世代700万人が後期高齢者となる2025年へむけて法制基盤
- ・2大テーマは地域医療構想と地域包括ケアシステム
- ・2018年同時改定は地域医療構想、地域包括ケアシステムを後押しする改正になるだろう
- ・同時改定では医療・介護の連携、看取りが重視される
- ・医療におけるキーワードは、「生活に戻す医療」への回帰だ。

ご清聴ありがとうございました



フェースブックで「お友達募集」をしています

国際医療福祉大学クリニック <http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索

クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで
gt2m-mtu@asahi-net.or.jp

なんでも質問コーナー



pixta.jp - 8890923